

2020年度

学 生 便 覧

平安女学院大学
平安女学院大学短期大学部

目 次

はじめに.....	1
建学の精神.....	2
学長のことば.....	3
平安女学院の沿革.....	4
校歌・校章.....	5
1. 教育目的と教育方針	7
1) 平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部の教育目的.....	7
2) 平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部の教育に関する方針.....	7
2. 授業科目および単位	11
1) 大学の授業とは.....	11
2) 「履修」という言葉の意味	11
3) 授業科目の内容による区分.....	11
4) 科目の履修上の区分.....	12
5) 単位.....	12
6) 卒業要件単位.....	13
3. 履修登録	15
1) 単位修得の流れ.....	15
2) 卒業要件単位および各学科修得単位数.....	15
3) 履修条件.....	19
4) 配当年次.....	27
5) 履修登録にあたって.....	27
6) 履修登録の流れ.....	28
7) 履修登録の手続き.....	28
4. 授業のしくみ	33
1) セメスター制.....	33
2) 授業時間.....	33
3) 欠席・公欠・忌引き.....	33
4) 遅刻.....	34
5) 休講.....	34
6) 補講.....	36
7) 補充授業.....	36
8) 集中講義.....	36
9) 学外実習.....	36
10) 不開講、時間割・教室変更.....	36

11) 出欠	37
12) 出欠確認	37
13) 受講マナーについて（マナー憲章）	37
5. 試験	39
1) 試験の形態	39
2) 定期試験	39
3) 追試験	39
4) 再試験（大学は4年次のみ対象）	40
5) 筆記試験について	41
6) レポート試験・制作物等について	41
7) 実技試験について	42
8) 試験の休講等の取扱い	42
6. 成績と単位認定	43
1) 成績の評価基準	43
2) GPA (Grade Point Average) について	43
3) 成績通知	44
4) 成績評価の異議申立	44
5) 学部学科間履修	44
6) 単位の認定	44
7. 免許・資格の取得	47
1) 国際観光学部国際観光学科	47
2) 子ども教育学部子ども教育学科	47
3) 保育科	58
8. カリキュラム	65
1) 国際観光学部国際観光学科	65
2) 子ども教育学部子ども教育学科	79
3) 保育科	95
9. 留学制度	101
1) 国際観光学部	101
2) 子ども教育学部	101
10. 卒業後の学修制度	103
11. 学生による授業改善のためのアンケート	105

12. 学生活の基本	107
1) 担任制度とチューター制度	107
2) オフィスアワー	107
3) 学生証と学籍番号	107
4) 掲示・連絡事項	108
5) 通学手段	108
6) 通学定期券・学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）	109
7) 学寮・下宿	109
8) 奨学金制度・教育ローン	109
9) 学生教育研究災害傷害保険	110
10) 学生相談室	111
11) 保健室	111
12) 礼拝行事等	112
13) リクエストBOX	112
14) 落し物・忘れ物	112
15) 盗難・悪徳商法・薬物・SNSトラブル等について	113
16) 学内施設	114
17) 学外者の校舎立入	115
18) 課外活動	115
13. 学内諸手続、証明書	117
1) 諸届・手続き	117
2) 証明書の発行	117
3) 学費納入の手続き	118
4) 休学・復学・退学などの手続き	118
14. 学生活のガイドライン	121
1) 人権問題に対する取り組み	121
2) セクシュアル・ハラスメント防止のために	121
3) インターネットを利用するときの心構え	121
15. マナー憲章	123
1) 学生心得	123
2) マナー憲章について	123
16. 進路・就職の手引き	127
1) 進路・就職について	127
2) キャリアサポートプログラムについて	127
3) それぞれの学年におけるキャリアサポートプログラムについて	128

17. 平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部諸規則	131
平安女学院大学学則	131
平安女学院大学短期大学部学則	154
平安女学院大学履修規程	170
平安女学院大学短期大学部履修規程	173
平安女学院大学履修規程細則	175
平安女学院大学短期大学部履修規程細則	177
平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部成績評価・試験に関する規定	178
平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部追試験実施細則	181
平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部再試験実施細則	182
平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部成績評価に関する異議申立細則	183
学生会会則	184
平安女学院大学学生会細則	186
取扱い窓口・連絡先	188

はじめに

- 1 この『学生便覧』には、履修方法、授業科目一覧、資格取得の手引きをおさめています。履修方法には、卒業のために必要な授業科目と単位数が詳しく記されています。また、資格項目ごとに資格取得に必要な事項が記されています。

この『学生便覧』は、次年度以降の履修登録の際にも必要となりますので卒業まで大切に保管し、絶えず履修方法を確認してください。

そのほかに、履修に関する根本となる諸規程なども記載されていますので、それらをあわせて熟読し、内容を理解して、しっかりとした履修計画を立てて、正確な履修登録をするように心がけねばなりません。
- 2 大学における履修計画および単位修得は、自分自身の問題であり、学生本人の責任においてなされるべきものです。自分で将来の進路をよく考えて、適切に判断し、確実に単位を修得していくようにしなければなりません。
- 3 履修にあたっての疑問については、担任とよく相談し、また、学科の教務委員の先生あるいは教務担当の職員に問い合わせるなどして、不審な点を残さないようにしておく必要があります。
- 4 各学年の初めの履修登録の際には、この『学生便覧』と自分の成績を十分に見て、履修に誤りのないようにしなければなりません。
- 5 単位修得に際しては、十分に余裕のある計画で臨み、卒業に必要な単位数をそろえるように心がけてください。そのうえで、講義・演習科目であれ、実験・実習・実技科目であれ、意欲的に幅広く学習する姿勢をもって臨んでください。
- 6 履修に関する教学上の注意事項は、その都度、教務関係の掲示板に貼り出しますので、諸手続きなどを期限内に確実に済ませねばなりません。重要な情報については、必ず自分自身で確認しておく必要があります。

建学の精神

知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる

本学の歴史は、米国聖公会から派遣されたミス・エレン・G・エディにより大阪の川口居留地に1875年（明治8年）に開校された「エディの学校－照暗女学校（英語名 セント・アグネス・スクール）」から始まりました。その後京都へ移転し、1895年（明治28年）に「平安女学院」と改称して現在に至ります。

ここに掲げる建学の精神は、聖テモテ学校の校長を務めたクインビー司祭が、女学校の創設にあたって本国に送った書簡の中に綴られた、教育の方針と神への感謝の言葉によるものです。

それは、「生徒たちの知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして彼女たちに身も心もそのすべてを受け入れて下さる神様を知らせる素晴らしい機会を下さった」という内容でした。

キリスト教の精神とは、神によって創られた我々がその恵みのもとで自らを培い、すべてのものを慈しみ愛する心を保つことです。

それには、多くの知識を身につけて、考える力を養い、自分の意見や考えを表現できる総合的な知性を育てなければなりません。

そして、何事にも受身の姿勢ではなく、常に人生の未来に希望をつなぐ高い目標を掲げ、その望みに向かって自主的、自発的に学ぶことが大切です。

しかも、このようにして身につけた考え方や行動力も、世界の全てを創造し、支えてくださる慈悲深い、全能の神の力の前には到底及ばないことを悟り、傲慢にならず、ますます謙虚に自らを高めていくことが必要となります。

それとともに、自らの力を自身にのみ注ぐのではなく、まわりの全てのものに及ぼす「愛の行動」に集結していかねばなりません。愛こそは真理であり、善であり、美であるといえます。そこには、道端の草花を愛で、悩める友の痛みを共有する、優しくて豊かな感受性が満ちているに違いありません。

145年の歴史と伝統を担う平安女学院は、このように「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」ことを「建学の精神」として引き継ぎ、内外に啓蒙していくことを使命とし、21世紀に輝く学びの園を築いていきます。

学長のことば

学 長 山岡 景一郎

平安女学院で身につけてほしい
「五つの能力」

本学では、学生の皆さんに、さまざまな専門知識とともに、幅広い社会的知識、マナー、ホスピタリティー能力を卒業までに修得することを、教育目標として定めています。それは、皆さんにやがて就職し、実際の仕事において求められる総合的な能力を、在学中につっかりと培っておくことが大切だと考えるからです。

特に私は、皆さんに、平安女学院での学生生活を通じて、次の「五つの能力」を磨く努力を勧めたいと思います。

1. 仮説を立てて問題解決する能力
2. 順序だてて説明できる能力
3. 無理なく説得する能力
4. 情報を系統的にまとめる能力
5. 必要な情報を自分で検索する能力

また、これらの能力を身につけるためには、まず一冊でも多くの本を読むことです。何も専門的な難しい本ばかりではなくても、興味のあるものや話題になっているものでもかまいません。とにかく無差別に、たくさんの本を読むことが大切です。

そして、いつも上の五つのテーマを頭に入れておき、授業中はもちろん、学生会での活動やボランティア、いろいろなとの出会い、友達づくりなど、さまざまな機会を通じて自分自身でトレーニングするよう心がけましょう。成功の秘訣は成功するまでやり遂げることです。

こうしてふだんの心がけや努力によって自然に身についた能力は、就職活動に有利なだけでなく、仕事をする際の大きな自信につながり、周囲の人達から評価されることはありません。

平安女学院の沿革

- 1875年（明治8年）
校長ミス・エレン・G・エディ。「エディの学校」と称される。
- 1880年（明治13年）
照暗女学校（英語名セント・アグネス・スクール）と称する。
- 1881年（明治14年）
女学校規則を制定し普通科4年、高等科2年を設置。
- 1894年（明治27年）10月
京都市上京区下立売通烏丸に移転。
- 1895年（明治28年）4月
日本名を平安女学院と改称して開校。
- 1915年（大正4年）3月
高等科に秘書部を増設。
- 1915年（大正4年）4月
聖三一幼稚園を開設。
- 1921年（大正10年）4月
高等科に保姆部を増設。聖三一幼稚園を平安幼稚園と改称し学院幼稚園とする。
- 1929年（昭和4年）3月
制度改正専攻部（英文科3年、家政科3年、保育科2年）を設置。
- 1930年（昭和5年）
1月21日の聖アグネスの日を学院創立記念日とする。
- 1947年（昭和22年）4月
学制改革により平安女学院中学校を設置。
- 1948年（昭和23年）4月
学制改革により平安女学院高等学校を設置。
- 1950年（昭和25年）4月
短期大学（英文科、保育科）開設。
- 1952年（昭和27年）4月
短期大学キリスト教科増設。
- 1959年（昭和34年）4月
短期大学家政科増設。
- 1987年（昭和62年）4月
短期大学・幼稚園を大阪府高槻市南平台に移転。
- 1994年（平成6年）4月
短期大学家政科を生活学科に名称変更。
- 1998年（平成10年）4月
短期大学 英文科を英語コミュニケーション学科に名称変更。
- 2000年（平成12年）4月
滋賀県守山市に平安女学院大学（現代文化学部 国際コミュニケーション学科、現代福祉学科）開学。
- 2002年（平成14年）4月
短期大学生活学科を改組転換し、生活環境学部 生活環境学科を開設。
短期大学を平安女学院大学短期大学部に名称変更。
- 2004年（平成16年）3月
短期大学部生活学科・キリスト教人間学科を廃止。
- 2005年（平成17年）4月
高槻キャンパスに全学部を統合。
現代文化学部を人間社会学部に名称変更、現代福祉学科を福祉臨床学科に名称変更、生活環境学科を生活環境デザイン学科に名称変更。
- 2006年（平成18年）4月
国際コミュニケーション学科を国際観光コミュニケーション学科に名称変更。
- 2007年（平成19年）4月
国際観光学部国際観光学科、生活福祉学部生活福祉学科開設。
- 2009年（平成21年）4月
子ども学部子ども学科開設、短期大学部英語コミュニケーション学科を外国語文化学科に名称変更。
- 2011年（平成23年）9月
生活環境学部生活環境デザイン学科、人間社会学部福祉臨床学科を廃止。
- 2012年（平成24年）3月
生活福祉学部生活福祉学科、短期大学部外国語文化学科を廃止。
- 2013年（平成25年）3月
人間社会学部国際観光コミュニケーション学科を廃止。
- 2015年（平成27年）4月
子ども学部子ども学科を子ども教育学部子ども教育学科に名称変更。

校歌・校章

平安女学院校歌

1902年（明治35年）制定
作詞 松山 高吉

The musical score consists of five staves of music in common time, with a key signature of four flats. The lyrics are written below each staff in Japanese. The music features various note values including eighth and sixteenth notes, with some grace notes and rests. The vocal range is mostly in the soprano and alto voices.

いづくしき まなび園
めぐみの光 たえず照り
愛のしら露 おきそわり
ひらき栄ゆる 知恵の花
むすぶ徳の実 いや繁し

まなび園 まなび園
汝が名は平安 うごきなし
汝が名と共に とこしえに
心にうくる おとめ子が
あまつやすきは 世のかため

1. いつくしき
めぐみの光
愛のしら露
ひらき栄ゆる
むすぶ徳の実

2. いつくしき
たえず照り
おきそわり
知恵の花
いや繁し

校 章

学院が大阪より京都に移転した際、1880年（明治13年）以来の校名である照暗女学校が、1895年（明治28年）に平安女学院と改称された。これを機に、新校名平安女学院を象徴した校章が制定され、これが今日に至るまで用いられている。

この校章は、「コリントの信徒への手紙」第13章にあるキリスト教精神の「信仰・希望・愛」を3つの剣の形に象徴したもので、それを「平安」の「平」の字形で図案化したものである。



1. 教育目的と教育方針

1) 平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部の教育目的

本学はキリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神－『知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる』－を体得した人間を育成し、地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的とする。

2) 平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部の教育に関する方針

本学では、教育目的を達成するために、教育に関する方針を定めて、教育活動を展開しています。

(1) 学位授与の方針（ディプロマポリシー）

キリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに建学の精神である「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」を体得した人間を育成し、地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目標に掲げ、その実現を目指した教育課程を編成している。

- ・建学の精神を体得した人間の姿として儀（マナー）・心得（スキル）・愛（思いやり）という3つの資質を備える。
- ・社会人としての基礎である「ジェネリックスキル」を修得するとともに、専門分野の学びを通して「学士力」を身につけ、インターンシップや実習等を通して「社会人基礎力」を体得する。卒業までに上記の能力を身につけ、所定の課程を修了した学生には卒業が認定され、学位が授与される。

① 国際観光学部国際観光学科

- ・本学の建学の精神およびキリスト教の精神に基づく人間性と、豊かな教養を有している。
- ・課題発見、探究能力、実行力を核とするジェネリックスキルを身につけている。
- ・ホスピタリティ精神をもって他者と接することができる。
- ・観光の学びを通して、日本・世界の社会や文化の多様性を理解している。
- ・地域社会の課題を理解し、さまざまな地域活動に取り組み、地域に貢献できる能力を有している。
- ・国際的な環境の中で、能動的なコミュニケーションをとることができる。

② 子ども教育学部子ども教育学科

- ・本学の建学の精神およびキリスト教の精神に基づく人間性と、豊かな教養を有している。
- ・子どもの教育や保育に関する幅広い知識および技能を身につけ、それを応用し、実践につなげることができる。
- ・子どもの教育や保育に関わる専門家としての責任感、倫理観を持って、社会に貢献することができる。
- ・子どもを取り巻く様々な課題を多角的にとらえ、必要な情報を収集、分析、整理し、問題解決に向けて創造的に思考することができる。
- ・社会性を身につけ、他者に共感し協働してものごとに取り組むことができる。

③ 保育科

- ・本学の建学の精神およびキリスト教の精神に基づく人間性と、豊かな教養を有している。
- ・子ども、保護者、同僚など、他者とのコミュニケーションを円滑にとることができ、社会人としての基本的な礼儀作法を有している。
- ・子どもに対する深い愛情と幼児教育に対する使命感、社会に貢献しようとする意欲と向上心、責任感を有している。
- ・幼児教育の原理や子どもの発達や成育歴、心身の状況に応じた課題を理解し、寄り添う姿勢を持って子どもとの信頼関係を築くことができる。
- ・子どもの反応や状況に応じた環境整備や保育方法に関する基本的な知識と技術、主体的に研究を行い実践を省察する姿勢を有している。

(2) 教育課程の方針（カリキュラムポリシー）

① 国際観光学部国際観光学科

- ・「教養科目」においては、「キリスト教学」「ジェネリックスキル」を必修科目とする。基本的な知識・技能を身につけ、また、社会人として必要となる知識と技能を身につけるために「基礎科目」「教養展開科目」を配置する。
- ・「専門科目」においては、「観光ホスピタリティ・京都学コース」「外国語特修コース」両コース共通して学ぶべき科目と卒業研究科目を必修科目とする。
- ・各コースで求められる専門的な知識と技能を段階的に身につけるため、専門科目を「専門導入」「専門基礎」「専門展開」の各科目群に配置する。
- ・京都の伝統文化を学ぶ演習科目、京都のおもてなしや歴史・文化を学ぶ科目を配置し、京都のホスピタリティと文化を理解する。
- ・国際観光学を実践的に学ぶために「実習科目」を配置し、国際観光学の諸分野で必要とされる体験知を獲得する。

② 子ども教育学部子ども教育学科

- ・豊かな教養を身につけるために「教養科目」を置き、「キリスト教学」、「キリスト教文化」を必修科目としてキリスト教の精神に基づく人間性を涵養するとともに、「伝統文化論（茶道）」を通して日本文化への理解を深められるようにする。
- ・「学部基幹科目」、「専門発展科目」、「子ども教育科目」、「乳幼児保育科目」、「初等中等教育科目」、「英語教育科目」を体系的に配置し、子どもの教育・保育に関する専門知識、技能を修得できるようにするとともに、少人数での演習を通して応用力を身につける。
- ・「実習科目」を置き、現場での学びを通して必要な技術を身につけ、教育・保育の専門家としての責任感、倫理観を育成できるようにする。
- ・自ら課題を設定し、調査研究や討議を行う演習科目を段階的に設置し、創造的思考力を高めることによって課題解決力を育て、自らの研究テーマに関する卒業研究を通して、自らの課題を深めることで、生涯にわたって学び続ける力につける。
- ・行政と連携したインターンシップ科目を通して、地域におけるボランティア等の体験的な学びを充実させ、組織的、計画的に活動することで社会性や他者との協働性を身につけた社会に貢献できる学生を育てられるようにする。

③ 保育科

- ・幅広く深い教養と豊かな人間性を涵養する「教養科目」として、言語科目等の基礎科目と幅広い教養を身につける教養展開科目で構成する。
- ・社会的基礎力を涵養するためクラス担任制を導入し、きめ細やかな個別指導を行う。「キャリア形成科目」で、社会人としての基本的な礼儀作法やコミュニケーションを身につける。
- ・「実習科目」を置き、実習での子どもとの出会いをもとに子どもに対する愛情や幼児教育に対する使命感等を喚起する。
- ・「教育系科目」「福祉系科目」「心理系科目」を置き、幼児理解や幼児教育に関する理解を深める。
- ・「保育系科目」「保育関連科目」「基礎技能科目」を置き、体験知を専門的知識と結びつける実践的な指導を行う。

2. 授業科目および単位

1) 大学の授業とは

大学の授業は単位制です。大学を卒業するためには、卒業に必要とされる科目を履修して一定以上の単位を修得しなければなりません。

2) 「履修」という言葉の意味

「履修」とは、規定された学科や課程を学びおえることです。大学を卒業するためには、いくつかの条件やルールがあり、それにしたがって学修することを意味します。

「履修」は、みなさんが決定し、それを大学に申告することから始まります。すなわち「履修登録をする」という手続きをとることから始まります。この手続きを行わなかった場合、いくら授業に出席しても、どんなに勉強しても、試験を受けても単位は認められません。つまり大学での学生生活の第一歩は「履修登録をする」ことから始まります。

3) 授業科目の内容による区分

授業科目は、その性質により教養科目と専門科目に区分されます。この2つの科目群は、相互に補完しあい、全体で各学部の教育目標を実現するもので、区分ごとに履修しなければならない単位数が定められています。

(1) 教養科目

教養科目とは、専門科目を学ぶ上で必要とされる基礎的な学修態度と、専門科目だけでは得られない幅広い知識やものの見方・考え方を学ぶための科目です。

① 基礎科目

本学の特色である「キリスト教の精神に基づく教育」の基盤であるキリスト教学を学ぶとともに、大学での学修を進める上で必要とされる学修方法や学問探究の基礎的な考え方を学ぶ科目です。

② 教養展開科目

専門科目だけでは得られない幅広い知識やものの考え方を学び、それらを用いて専門科目の内容を様々な方面から検証できる力を養い、学際的で自立した思考力をもつ人間性豊かな教養人を目指す科目です。また、一定の科目をまとめて受講することにより、教養を深めることもできます。

(2) 専門科目

各学部の専門性を身につけるために用意された科目です。科目の構成は学部によって異なります。より専門性を深めるために専門領域をさらに細分化して用意しています。また、学年が進むことにより専門性の高い科目が用意されていますので、段階的に深めていくことができます。

4) 科目の履修上の区分

種類	科目説明
必修科目	卒業のために必ず履修しなければならない科目。したがって、卒業するには修得できるまで履修しなければなりません。
選択必修科目	指定された科目の中から任意に選択し、卒業のために必ず修得しなければならない科目。
選択科目	自由に選択して履修することができる科目。

5) 単位

(1) 単位とは

単位とは科目を修得するために必要な学修量を測るときに用いる数値的な呼び方です。長さや重さや量を測る単位は、それぞれメートル、グラム、リットルですが、学修量を測る単位は「単位」を使います。同じ単語なので、紛らわしいですが、大学の授業関連で単位と言えば学修量のことです。

学修量は学修時間数によって決められており、45時間で1単位とします。授業時間以外に予習・復習等の自主的な学習時間を含みます。

(2) 単位と授業時間

本学では、1講時90分の授業が行われますが、単位計算上は90分の授業時間を2時間として計算します。

各授業科目的単位数は、授業形態により次の基準で計算します。

授業形態	授業時間数	授業時間外学修時間数	学修時間数
講義	15時間（週1時間×15週）	30時間（2時間×15週）	45時間
演習	15時間（週1時間×15週）	30時間（2時間×15週）	45時間
	30時間（週2時間×15週）	15時間（1時間×15週）	45時間
実習・実技・実験	30時間（週2時間×15週）	15時間（1時間×15週）	45時間
	45時間（週3時間×15週）		45時間

計算からわかるように、教室にいる時間だけでなく、予習・復習・自習など教室外での学習が行われるものと最初から想定されています。

例えば、講義科目では、1回の授業（2時間）に対して4時間の自習が必要だと計算されています。ただ授業を聞いているだけでは、授業はそもそも理解することは困難である、ということを大学の単位制度は意味しているのです。このことは大学の学修の大きな特徴です。履修の計画を立てる際に注意してください。

6) 卒業要件単位

本学を卒業するためには、カリキュラム表に従い、4年以上（短大は2年以上）在学のうえ、教養科目と専門科目を合わせて128単位以上（短大は64単位以上）修得しなければなりません。その他、各科目区分においても修得しなければならない単位数があり、それぞれの科目区分において必要単位数以上を修得しなければなりません。これが1単位でも不足すれば、卒業は認められません。

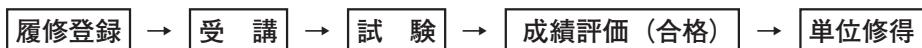
なお、卒業した者には以下の学位が授与されます。

国際観光学部	国際観光学科	学士（国際観光学）
子ども教育学部	子ども教育学科	学士（子ども教育学）
保育科		短期大学士（保育学）

3. 履修登録

1) 単位修得の流れ

単位を修得するには、まず科目の「履修登録」を行い、試験結果や平常の評価が合格点に達しなければなりません。単位修得の流れは、次のとおりです。



2) 卒業要件単位および各学科修得単位数

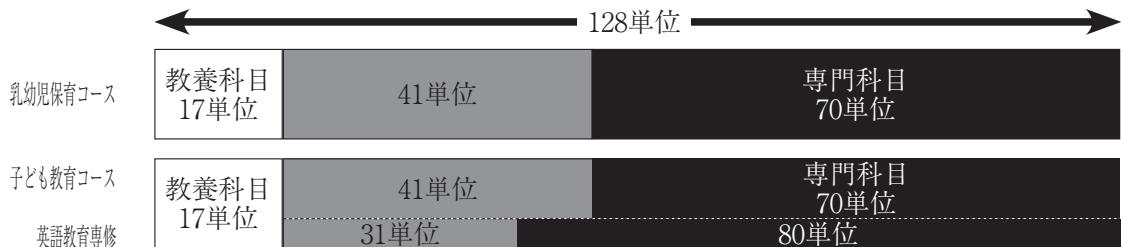
卒業をするためには教養科目と専門科目を合わせて128単位以上（短大は64単位以上）修得しなければなりません。

【各学科修得単位数表】

国際観光学部国際観光学科



子ども教育学部子ども教育学科



保育科



□ …教養科目 ◇ …教養科目・専門科目のいずれでも可 ● …専門科目

(1) 教養科目（各学科修得単位数表の○）

① 國際観光学科：24単位以上

科目区分	卒業必修科目	備考
基礎科目 A	「キリスト教学」 「ジェネリックスキルⅠ」 「ジェネリックスキルⅡ」 「ジェネリックスキルⅢ」 「ジェネリックスキルⅣ」 「ジェネリックスキルⅤ」 「ジェネリックスキルⅥ」 「ジェネリックスキルⅦ」 「ジェネリックスキルⅧ」	・必修科目を含め10単位以上を修得してください。
基礎科目 B	—	・4単位以上を修得してください。
教養展開科目 A	—	・4単位以上を修得してください。
教養展開科目 B	—	・6単位以上を修得してください。

※単位互換制度で修得した科目は、「教養展開科目」の「現代の教養」の単位として認定します。

② 子ども教育学科：17単位以上

科目区分	卒業必修科目	備考
基礎科目	「キリスト教学」 「キリスト教文化」 「日本語表現法」 「英語Ⅰ」 「英語Ⅱ」 「情報技術Ⅰ」 「ジェネリックスキルⅠ」 「ジェネリックスキルⅡ」	・必修科目を含め11単位以上を修得してください。
教養展開科目 A	—	・4単位以上を修得してください。
教養展開科目 B	「伝統文化論（茶道）Ⅰ」 「伝統文化論（茶道）Ⅱ」	・必修科目を含め2単位以上を修得してください。

※単位互換制度で修得した科目は、「教養展開科目」の「現代の教養」の単位として認定します。

③ 保育科：16単位以上

科目区分	卒業必修科目	備考
基礎科目	「キリスト教学」 「キリスト教文化」 「英語Ⅰ」 「英語Ⅱ」 「情報処理の方法」 「体育実技」	・必修科目を含め10単位以上を修得してください。
教養展開科目	—	・6単位以上を修得してください。

※単位互換制度で修得した科目は、「教養展開科目」の「現代の教養」の単位として認定します。

(2) 専門科目（各学科修得単位数表の●）

各学科の専門科目分類および免許・資格の取得のために必要な科目を見極めたうえで、自分が履修する科目を選び、履修登録を行ってください。

① 国際観光学科：65単位以上

科目区分	卒業必修科目	備考
専門導入科目	「コミュニケーション論」「観光概論」「国際観光論」「ホスピタリティ社会論」	・必修科目を含め10単位以上を修得してください。
専門基礎科目	—	・16単位以上を修得してください。
専門展開科目	—	・14単位以上を修得してください。
京都ホスピタリティ科目	「伝統文化論（茶道）Ⅰ」「伝統文化論（茶道）Ⅱ」	・必修科目を含め8単位以上を修得してください。
実習科目	—	・4単位以上を修得してください。
卒業研究科目	「観光学基礎演習」「観光学講読演習Ⅰ」「観光学講読演習Ⅱ」「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」「専門演習Ⅲ」「専門演習Ⅳ」「卒業研究」	・必修科目を含め13単位以上を修得してください。

② 子ども教育学科：70単位以上

科目区分	卒業必修科目	備考
学部基幹科目	「教育原理」「発達心理学」「子ども学研究入門Ⅰ」「子ども学研究入門Ⅱ」「子ども学専門演習Ⅰ」「子ども学専門演習Ⅱ」「子ども学専門演習Ⅲ」「子ども学専門演習Ⅳ」	・必修科目を含め18単位以上を修得してください。 ・「教職論（幼・保）」「教職論（小・中）」のいずれかは選択必修です。
実習科目	「教職実践演習（幼・小・中）」	・4単位以上を修得してください。
専門発展科目	—	・必修科目を含め42単位以上を修得してください。
子ども教育科目	「比較教育制度論」「特別支援教育論」「教育課程論」「音楽基礎（ソルフェージュ）」	・「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」からいずれか1科目選択必修です。
乳幼児保育科目	「保育内容総論」	・「教科国語」「教科生活」「教科英語」からいずれか1科目選択必修です。
初等中等教育科目	—	・卒業必修
卒業研究	「卒業研究」	

上記、卒業必修科目に併せて、各コース別に必修科目が設けられています。

《乳幼児保育コース》

科目区分	コース必修科目	備考
乳幼児保育科目	—	・「保育内容総論」を含め14単位以上を修得してください。

《子ども教育コース》

科目区分	コース必修科目	備考
専門発展科目 初等中等教育科目	「異文化理解」「道徳教育論」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」「生徒指導・進路指導論」「教科英語」「英語科教育法」	・左記科目の他、14単位以上を修得してください。

《子ども教育コース（英語教育専修）》

科目区分	コース必修科目	備考
専門発展科目 初等中等教育科目	「異文化理解」「道徳教育論」「総合的な学習の時間の指導法」「特別活動の指導法」「生徒指導・進路指導論」「教科英語」「英語科教育法」	・左記科目の他、14単位以上を修得してください。
英語教育科目	「英語学Ⅰ」「英語学Ⅱ」「初級英語コミュニケーションⅠ」「初級英語コミュニケーションⅡ」「Japanese Culture in English」	・左記科目の他、14単位以上を修得してください。

(3) 保育科：48単位以上

科目区分	卒業必修科目	備考
教育系科目	「教育原理（教育の制度を含む）」	
保育系科目	「保育原理Ⅰ」「保育内容総論」	
福祉系科目	「社会福祉」「子ども家庭福祉」	
心理学系科目	「発達心理学」「子ども家庭支援の心理学」	・必修科目を含め48単位以上を修得してください。
保育関連科目	—	
実習科目	—	
基礎技能科目	「音楽（器楽）Ⅰ」「図画工作」「体育」「保育基礎演習」	

(3) 教養科目および専門科目（各科修得単位数表の○）

各学科修得単位数表のとおり、教養科目・専門科目のいずれかから、国際観光学科生は39単位以上、子ども教育学科生は41単位（子ども教育コース（英語教育専修）は31単位）以上を修得する必要があります。

3) 履修条件

国際観光学科

(1) 「イタリア語」「フランス語」

科目区分	授業科目等	単位数		条件
		必修	選択	
基礎科目B	「イタリア語Ⅱ」「フランス語Ⅱ」		1 1	「イタリア語Ⅰ」修得済 「フランス語Ⅰ」修得済

(2) 「伝統文化論（茶道）Ⅰ」～「伝統文化論（茶道）Ⅷ」

科目区分	授業科目等	単位数		条件
		必修	選択	
京都の伝統文化	「伝統文化論（茶道）Ⅰ」「伝統文化論（茶道）Ⅱ」「伝統文化論（茶道）Ⅲ」「伝統文化論（茶道）Ⅳ」「伝統文化論（茶道）Ⅴ」「伝統文化論（茶道）Ⅵ」「伝統文化論（茶道）Ⅶ」「伝統文化論（茶道）Ⅷ」	1 1 1 1 1 1 1 1		「伝統文化論（茶道）Ⅰ」修得済 「伝統文化論（茶道）Ⅱ」修得済 「伝統文化論（茶道）Ⅲ」修得済 「伝統文化論（茶道）Ⅳ」修得済 「伝統文化論（茶道）Ⅴ」修得済 「伝統文化論（茶道）Ⅵ」修得済 「伝統文化論（茶道）Ⅶ」修得済 「伝統文化論（茶道）Ⅷ」修得済

(3) 実習科目

科目区分	授業科目等	単位数		条件
		必修	選択	
実習科目	「海外ボランティアⅡ」「海外語学研修Ⅱ」「ビジネス・インターンシップⅡ」「観光フィールドワークⅡ」「京都観光案内実習Ⅱ」	1 3 2 3 2		「観光ボランティアⅠ」修得済 「海外語学研修Ⅰ」修得済 「ビジネス・インターンシップⅠ」修得済 「観光フィールドワークⅠ」修得済 「京都観光案内実習Ⅰ」修得済

子ども教育学科

(1) 「伝統文化論（茶道）Ⅰ」～「伝統文化論（茶道）Ⅷ」

科目区分	授業科目等	単位数		条件
		必修	選択	
教養展開科目	「伝統文化論（茶道）Ⅰ」「伝統文化論（茶道）Ⅱ」「伝統文化論（茶道）Ⅲ」「伝統文化論（茶道）Ⅳ」「伝統文化論（茶道）Ⅴ」「伝統文化論（茶道）Ⅵ」「伝統文化論（茶道）Ⅶ」「伝統文化論（茶道）Ⅷ」	1 1 1 1 1 1 1 1		「伝統文化論（茶道）Ⅰ」修得済 「伝統文化論（茶道）Ⅱ」修得済 「伝統文化論（茶道）Ⅲ」修得済 「伝統文化論（茶道）Ⅳ」修得済 「伝統文化論（茶道）Ⅴ」修得済 「伝統文化論（茶道）Ⅵ」修得済 「伝統文化論（茶道）Ⅶ」修得済 「伝統文化論（茶道）Ⅷ」修得済

(2) 「子ども学専門演習Ⅰ」

科目区分	授業科目等	単位数		条件
		必修	選択	
学部基幹科目	「子ども学研究入門Ⅰ」「子ども学研究入門Ⅱ」	1 1		いずれか修得済

(3) 「保育内容」

科目区分	授業科目等	単位数		条件
		必修	選択	
乳幼児保育科目	「保育内容（健康）」 「保育内容（人間関係）」 「保育内容（環境）」 「保育内容（言葉）」 「保育内容（造形表現）」 「保育内容（表現活動）」		2 2 2 2 2 2	「健康」修得済 「人間関係」修得済 「環境」修得済 「言葉」修得済 「表現」修得済 「表現」修得済

(4) 「教育実習a」

科目区分	授業科目等	単位数		条件
		必修	選択	
学部基幹科目	「教育原理」 「発達心理学」 「教職論（幼・保）」	2 2	2	
子ども教育科目	「教育課程論」 「教育方法論」 「幼児教育方法論」		2 2 2	8単位以上修得済
乳幼児保育科目	「健康」 「人間関係」 「環境」 「言葉」 「表現」		2 2 2 2 2	10単位修得済
学部基幹科目	「保育内容総論」 「保育内容（健康）」 「保育内容（人間関係）」 「保育内容（環境）」 「保育内容（言葉）」 「保育内容（造形表現）」 「保育内容（表現活動）」		2 2 2 2 2 2 2	10単位以上修得済
子ども教育科目	「体験実習aⅠ」 「体験実習aⅡ」		1 1	1単位以上修得済
上記科目の合計			31以上	31単位以上修得済
教育実習指導aのうち事前指導			—	全て受講

※編入生等は個別に検討する。

(5) 「教育実習b」

科目区分	授業科目等	単位数		条件
		必修	選択	
学部基幹科目	「教育原理」「発達心理学」「教職論（小・中）」	2 2	2	
子ども教育科目	「教育課程論」「教育方法論」「教育相談」	2 2 2	2	8単位以上修得済
初等中等教育科目	「教科国語」「教科社会」「教科算数」「教科理科」「教科生活」「教科音楽」「教科図画工作」「教科家庭」「教科体育」「教科英語」 「国語科教育法Ⅰ」「社会科教育法Ⅰ」「算数科教育法Ⅰ」「理科教育法Ⅰ」「生活科教育法」「音楽科教育法」「図画工作科教育法」「家庭科教育法」「体育科教育法」「英語科教育法」	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	14単位以上修得済 14単位以上修得済
学部基幹科目	「体験実習aⅠ」「体験実習aⅡ」	1 1	1	1単位以上修得済
子ども教育科目	「総合教育」		1	1単位以上修得済
上記科目の合計		38以上		38単位以上修得済
教育実習指導bのうち事前指導		—		全て受講

※編入生等は個別に検討する。

(6) 「教育実習c」

科目区分	授業科目等	単位数		条件
		必修	選択	
学部基幹科目	「教育原理」 「発達心理学」 「教職論（小・中）」	2 2	2	8単位以上修得済
	「子ども教育科目」 「教育課程論」 「教育方法論」		2 2	
英語教育科目	「英語学Ⅰ」 「英語学Ⅱ」 「初級英語コミュニケーションⅠ」 「初級英語コミュニケーションⅡ」 「中級英語コミュニケーションⅠ」 「中級英語コミュニケーションⅡ」 「異文化理解」 「多文化共生論」 「海外の子どもと教育Ⅰ」		2 2 1 1 1 1 2 2 2	12単位以上修得済
	「国際観光学科専門科目」 「英語文学Ⅰ」 「英語文学Ⅱ」		2 2	
	「初等中等教育科目」 「中学校英語指導法Ⅰ」 「中学校英語指導法Ⅱ」 「中学校英語指導法Ⅲ」		2 2 2	
	「学部基幹科目」 「体験実習aⅠ」 「体験実習aⅡ」		1 1	
	「子ども教育科目」 「総合教育」		1	
	「実習科目」 「教育実習指導b」 「教育実習b」		1 4	
	上記科目の合計	28以上		
	教育実習指導cのうち事前指導	—		
				※編入生等は個別に検討する。

(7) 「保育実習 I a」

科目区分	授業科目等	単位数		条件
		必修	選択	
学部基幹科目	「保育原理」	2	2	修得済
	「発達心理学」		2	
	「教職論（幼・保）」		2	
	「社会福祉原論 I」		2	
	「体験実習a I」		1	
子ども教育科目	「音楽基礎（ソルフェージュ）」	1		
乳幼児保育科目	「子どもの保健」 「保育内容総論」	2	2	
子ども教育科目	「器楽 I」 「器楽 II」		1 1	1単位以上修得済
実習科目	「保育実習指導 I a」		1	履修中
乳幼児保育科目	「社会的養護 I」	2 2 1 1 2 2 2 2 2 2	2	修得済もしくは履修中
	「乳児保育 I」		2	
	「乳児保育 II」		1	
	「子どもの健康と安全」		1	
	「保育内容（健康）」		2	
	「保育内容（人間関係）」		2	
	「保育内容（環境）」		2	
	「保育内容（言葉）」		2	
	「保育内容（造形表現）」		2	
	「保育内容（表現活動）」		2	
上記科目の合計		34以上	34単位以上修得済もしくは履修中	

(8) 「保育実習 I b」

保育実習 I aの履修条件に以下を加えたものとする。

科目区分	授業科目等	単位数		条件
		必修	選択	
乳幼児保育科目	「保育の計画と評価」 「障害児保育」	2 2		修得済もしくは履修中
実習科目	「保育実習指導 I b」		1	履修中

(9) 「保育実習 II」

保育実習 I bの履修条件に以下を加えたものとする。

科目区分	授業科目等	単位数		条件
		必修	選択	
実習科目	「保育実習指導 II」		1	履修中

保育科

(1) 「英語」

科目区分	授業科目等	単位数		条件
		必修	選択	
基礎科目	「英語Ⅱ」	1		「英語Ⅰ」履修済

(2) 「幼稚園教育実習Ⅰ」

科目区分	授業科目等	単位数		条件
		必修	選択	
基礎科目	「英語Ⅰ」	1		3単位以上修得済
	「情報処理の方法」	2		
	「体育実技」	1		
教育系科目	「教育原理(教育の制度を含む)」	2		1単位以上 修得済または履修中※
保育系科目	「保育内容総論」	1		
基礎技能科目	「音楽リズムⅠ」		1	2単位以上 修得済または履修中※
	「保育基礎演習」		1	
	「ボランティアワーク」		1	
上記科目の合計		6以上		6単位以上 修得済または履修中※

※ただし、履修中の科目で、欠席回数が5回以上となったものは除く。

(3) 「幼稚園教育実習Ⅱ」

科目区分	授業科目等	単位数		条件
		必修	選択	
基礎科目	「英語Ⅰ」	1		5単位以上修得済
	「英語Ⅱ」	1		
	「情報処理の方法」	2		
	「体育実技」	1		
	「体育理論」		1	
	「日本国憲法」		2	
教育系科目	「教育原理(教育の制度を含む)」	2		4単位以上 修得済または履修中
	「教職論」		2	
保育系科目	「保育内容総論」	1		4単位以上 修得済または履修中
	「保育指導法(言葉)」		1	
	「保育指導法(造形表現)」		1	
心理学系科目	「保育指導法(環境)」		1	履修中※
	「保育指導法(表現活動)」		1	
実習科目	「発達心理学」	2		2単位修得済
	「幼稚園教育実習Ⅰ」		2	
基礎技能科目	「音楽(声楽)」		1	1単位以上修得済
	「音楽(器楽)Ⅰ」	1		
	「音楽(器楽)Ⅱ」		1	
	「図画工作」	1		履修中※
	「体育」	1		
	「音楽リズムⅠ」		1	2単位以上修得済
	「保育基礎演習」	1		
	「ボランティアワーク」		1	
上記科目の合計		20以上		20単位以上 修得済または履修中※

※ただし、履修中の科目で、欠席回数が5回以上となったものは除く。

(4) 「保育実習 I (施設)」

科目区分	授業科目等	単位数		条件
		必修	選択	
教育系科目	「教育原理(教育の制度を含む)」「教職論」	2	2	6単位以上 修得済または履修中※
	「保育原理Ⅰ」	2		
福祉系科目	「社会福祉」「子ども家庭福祉」	2		4単位以上 修得済または履修中※
	「子ども家庭福祉」	2		
保育系科目	「保育内容総論」「保育指導法(言葉)」「保育指導法(造形表現)」	1	1	5単位以上 修得済または履修中※
	「障害児保育」		2	
保育関連科目	「乳児保育Ⅰ」		2	
心理学系科目	「発達心理学」「子どもの理解と援助」	2	1	2単位 修得済または履修中※
	「子どもの保健」		2	
実習科目	「保育実習指導Ⅰ(施設)」		1	履修中※
基礎技能科目	「音楽(器楽)Ⅰ」「音楽(器楽)Ⅱ」「言語表現」	1	1	1単位以上 修得済または履修中※
	「保育基礎演習」「ボランティアワーク」	1	1	
上記科目の合計		19以上		19単位以上 修得済または履修中※

※ただし、履修中の科目で、欠席回数が5回以上となったものは除く。

(5) 「保育実習 I (保育所)」

科目区分	授業科目等	単位数		条件
		必修	選択	
教育系科目	「教育原理(教育の制度を含む)」「教職論」	2	2	6単位以上 修得済または履修中※
	「保育原理Ⅰ」	2		
福祉系科目	「社会福祉」「子ども家庭福祉」	2		4単位以上 修得済または履修中※
	「子ども家庭福祉」	2		
保育系科目	「保育内容総論」「保育指導法(言葉)」「保育指導法(造形表現)」	1	1	5単位以上 修得済または履修中※
	「障害児保育」		2	
保育関連科目	「乳児保育Ⅰ」「乳児保育Ⅱ」		2	2単位 修得済または履修中※
	「乳児保育Ⅱ」		1	
心理学系科目	「発達心理学」「子どもの理解と援助」	2	1	1単位以上 修得済または履修中※
	「子どもの保健」		2	
実習科目	「保育実習Ⅰ(施設)」「保育実習指導Ⅰ(施設)」「保育実習指導Ⅰ(保育所)」	2	1	履修中※
	「保育実習指導Ⅰ(保育所)」	1	1	
基礎技能科目	「音楽(器楽)Ⅰ」「音楽(器楽)Ⅱ」「言語表現」	1	1	22単位以上 修得済または履修中※
	「保育基礎演習」「ボランティアワーク」	1	1	
上記科目の合計		22以上		22単位以上 修得済または履修中※

※ただし、履修中の科目で、欠席回数が5回以上となったものは除く。

(6) 「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」

科目区分	授業科目等	単位数		条件
		必修	選択	
教育系科目	「教育原理(教育の制度を含む)」「教職論」「キリスト教保育」	2	2 2	
保育系科目	「保育原理Ⅰ」	2		10単位以上修得済
福祉系科目	「子ども家庭福祉」「社会福祉」「子ども家庭支援論」「社会的養護Ⅰ」	2 2	2 2	
保育系科目	「保育内容総論」「保育指導法(健康)」「保育指導法(人間関係)」「保育指導法(環境)」「保育指導法(言葉)」「保育指導法(造形表現)」「保育指導法(表現活動)」	1	1 1 1 1 1 1 1	7単位以上修得済
福祉系科目	「障害児保育」		2	
保育関連科目	「乳児保育Ⅰ」「乳児保育Ⅱ」		2 1	
心理学系科目	「発達心理学」「子どもの理解と援助」	2	1	6単位以上 修得済または履修中※
保育関連科目	「子どもの保健」「子どもの健康と安全」「子どもの食と栄養」		2 1 2	
実習科目	「保育実習Ⅰ(施設)」「保育実習指導Ⅰ(施設)」「保育実習指導Ⅰ(保育所)」		2 1 1	3単位修得済 履修中※
基礎技能科目	「音楽(声楽)」「音楽(器楽)Ⅰ」「音楽(器楽)Ⅱ」「幼児音楽」「言語表現」	1	1 1 1 1	2単位以上修得済
	「保育基礎演習」「ボランティアワーク」	1	1	2単位修得済
上記科目の合計		31以上		31単位以上 修得済または履修中※

※ただし、履修中の科目で、欠席回数が5回以上となったものは除く。

4) 配当年次

1年次生は1年次配当科目、2年次生は1年次・2年次配当科目、3年次生は1年次・2年次・3年次配当科目、4年次生はすべての年次の配当科目を履修することができます。

5) 履修登録にあたって

履修登録にあたっては、「2020年度学生便覧」「時間割表」「履修登録マニュアル」「学生時間割表（控）（手書き用）」を準備してください。履修登録の前に、卒業するにはどの科目を受講しなければならないか、免許・資格を取得するために必要な科目は何かなどを理解するために、この学生便覧を熟読してください。
登録手続きを行わなかった場合、たとえ授業に出席し、試験を受けても単位は認められません。

履修登録は、「UNIPA（Web履修システム）」を利用してWeb上で行います。

「UNIPA」を利用するためには個人用IDとパスワードが必要です。

「UNIPA」は、履修登録だけではなく、シラバスや試験の結果、授業の出欠状況、成績を確認する際にも使用しますので、IDとパスワードは、各自が責任をもって管理してください。

(1) 学生便覧

「履修登録」(P.15～)には、履修登録に関する詳細や登録の留意点を記載しています。

「免許・資格の取得」(P.47～)には、取得できる免許資格の種類や取得に必要な科目などを記載しています。

「カリキュラム表」(P.65～)には、授業科目、科目の種類、単位数、授業形態、配当年次などを記載しています。

(2) 時間割表

登録する科目がどの時間帯に開設されているかを確認してください。

(3) 履修登録マニュアル

「UNIPA」で登録するための方法や、シラバスを確認する方法を記載しています。

(4) 学生時間割表（控）

Web登録をする前にこの用紙に手書きで時間割を作成してください。「学生時間割表（控）」は履修登録後も必ず保管しておいてください。

(5) シラバス

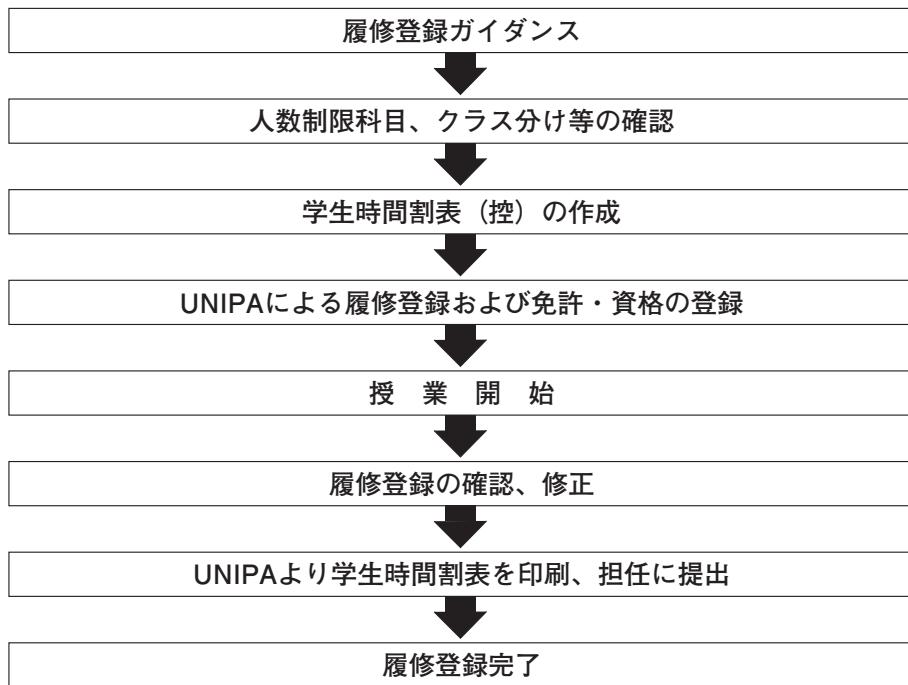
授業科目の履修条件、授業の概要、目標、授業計画、成績評価、教科書・参考書などが記載されています。

「シラバス」は、「UNIPA」で確認できます。操作方法は、「履修登録マニュアル」を参照してください。

各自、履修を希望する科目の授業内容を「シラバス」でよく理解してください。同じ科目名でも、担当者によって授業の内容が異なることがありますので、十分に確認してください。

6) 履修登録の流れ

履修登録は、次のような流れで行われます。



7) 履修登録の手続き

【履修登録】

- 1) その年度の春学期、秋学期に履修しようとするすべての科目を登録してください。
- 2) 「学生時間割表（控）」に手書きで各自の時間割を作成し、それを元に指定された期間にWeb履修登録をしてください。
- 3) Web履修登録期間終了後は、科目的変更・追加・取消は原則として認めません。
- 4) 履修登録の日程は、別紙の「履修登録の流れおよび日程」を参照してください。
- 5) 登録した科目は、最後まで履修してください。
- 6) 登録に関する連絡は、すべて掲示で行いますので、常に確認してください。

【登録単位の制限】

- 1) セメスターに登録できる授業科目は原則として22単位までとします。
22単位の中には、卒業研究、学外での実習、単位互換科目の単位を含みません。また、次の場合は22単位の上限を超えることがあります。
 - ① 2年次以降、通算GPA 3.30以上の成績優秀者は30単位まで登録できます。
 - ② 子ども教育学科生、保育科生が、複数の資格を取得しようとする場合は、次表の上限単位数です。
 - ③ 卒業要件単位数を満たす必要等がある場合は、1セメスター 30単位までの登録を認める場合があります。

《子ども教育学科》

学年	条 件	登録可能単位数
1年	複数資格取得の場合	30単位まで
2年	複数資格取得の場合	30単位まで
3年	複数資格取得の場合	30単位まで
4年	資格による履修登録増はなし	22単位まで

《保育科》

学年	条 件	登録可能単位数
1年	複数資格取得の場合	30単位まで
2年	複数資格取得の場合	30単位まで

【登録上の注意】

- 1) 既に単位修得済みの科目は、担当者や内容が異なっていても再度履修することはできません。
- 2) 春学期と秋学期に同じ科目を登録することはできません。
- 3) 授業科目によっては、クラスが指定されていることがあります。その場合は、指定されたクラスを登録してください。
- 4) 履修義務のある科目の他にどれだけの科目を選択し、履修するかは学生の自主的判断にまかされています。ただ、多くの科目を履修したことが負担となって、十分な学習ができなくなるおそれもあります。各自が自らの関心や学力、生活サイクルのバランスを考慮しながら履修してください。

【人数制限のある科目】

人数制限のある科目は、抽選等により受講者を決定します。対象科目および登録方法については、履修登録ガイドの際にお知らせします。

【免許・資格の登録】

免許・資格の取得希望者は、履修登録の際に免許・資格の登録もあわせて行ってください。1年次は「UNIPA」で登録します。2年次以降に免許・資格の追加や取消を希望する場合は、「《免許・資格》登録・取消願」を教務チーム窓口に提出してください。

【登録の確認】

登録後は、「UNIPA」で「学生時間割表」(春学期・秋学期とも)を印刷し、次の〔確認項目〕にしたがって必ず登録内容を確認してください。

〔確認項目〕

- ① 履修を希望する科目が正しく登録されているか。
- ② 登録をしていない科目が記載されていないか。
- ③ 必修科目および免許・資格取得に必要な授業科目が登録されているか。
- ④ 指定されたクラスが記載されているか。
- ⑤ 「エラー」表示が出ていないか。もし、「エラー」表示が出ていたら、内容を確認し、すぐに訂正してください。「エラー」を訂正しないと登録が完了しません。

【履修登録の修正】

- ① Web履修登録期間内であれば各自で修正をしてください。
- ② Web履修登録期間終了後、登録の内容に不備がある場合は、履修登録修正期間に限り修正することができます。ただし、授業に出席し履修の意志が確認できる科目に限ります。修正を希望する場合は、教務チーム窓口に申し出てください。

【「学生時間割表」の提出】

履修登録後は、「学生時間割表」を担任に提出してください。

その提出をもって履修登録が完了します。

【学部学科間履修制度】

平安女学院大学の学生は所属する学部学科以外の他の学部や学科で開講している科目を履修することができます。

教養科目、専門科目それぞれ10単位を上限に、卒業要件単位として認めます。登録方法は、「履修登録マニュアル」にしたがってください。

平安女学院大学短期大学部には学部学科間履修制度はありません。

【単位互換制度】

単位互換制度とは、他大学の科目を履修し、それを所属大学の単位として認定する制度です。

(1) 平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部間での単位互換制度

平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部それぞれの科目を履修した場合は、原則として「教養展開科目」の「現代の教養」として単位を認定します。ただし、本学が認めた場合、「教養科目」または「専門科目」の単位として認定します。単位互換科目については担任に確認してください。登録方法は、「履修登録マニュアル」にしたがってください。

(2) 大学コンソーシアム京都単位互換制度

- ① 大学コンソーシアム京都が提供する単位互換科目は「教養展開科目」の「現代の教養」の単位として認定します。ただし、3単位以上の科目は2単位で認定されますが、1単位の科目は認定されません。
- ② 出願は「大学コンソーシアム京都Web出願システム」を利用します。受講希望者は、別に配布する「履修登録のながれおよび日程」に記載している提出期限内にWeb出願システムに登録後、出願票を印刷し、教務チーム窓口に提出してください。開設科目については、大学コンソーシアム京都のホームページで確認してください。
- ③ 大学コンソーシアム京都のインターンシップ制度については、『インターンシップ・プログラム実習生募集ガイド』で確認してください。
- ④ 大学コンソーシアム京都単位互換科目の休講・補講連絡は、出願時に登録したメールアドレスに自動配信されます。掲示板でもお知らせしますが、大学コンソーシアム京都のホームページも確認してください。

【教科書購入について】

授業で使用する教科書は「シラバス」で確認してください。教科書が指定されている授業では教科書は必ず購入してください。教科書を持たないで授業を受けることは、認められません。春学期科目・通年科目の教科書は春学期に、秋学期科目の教科書は秋学期に購入してください。なお、返本ができませんので十分確認のうえ購入してください。購入方法は、掲示等でお知らせします。

4. 授業のしくみ

1) セメスター制

本学では、原則**4月1日から9月30日までを春学期、10月1日から翌年3月31日までを秋学期とし、**1年を2学期に分けています。ただし、一部科目には、通年制となるものがあります。このように1年の授業を2学期に分けて行うことをセメスター制といいます。

2) 授業時間

講時配当時間は次のとおりです。

授業時間

I 講時	II 講時	III 講時	IV 講時	V 講時	VI 講時
9:10～10:40	10:50～12:20	13:10～14:40	14:50～16:20	16:30～18:00	18:10～19:40

3) 欠席・公欠・忌引き

(1) 公欠

欠席の中には、理由により公欠になるものがあります。公欠として認められた場合、その期間に行われた授業について、補充授業を受けることができます。事後1週間以内に所定の「公欠願」を教務チーム窓口に提出してください。「公欠願」を提出しない場合、または補充授業を受けなかった場合は、通常どおり欠席となります。

認定理由	添付書類	備考
忌引き	忌引きについて・会葬礼状等*	<別記1>参照
台風その他災害により、交通が途絶し登校が不可能になった場合	延着証明書等	
居住地域または通学途中の地域に特別警報または暴風警報が発令された場合	日本気象協会HPの警報履歴等	
学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合	診断書・登校許可書等*	<別記2>参照
免許・資格取得のための実習（教育実習等）	—	
その他教授会で認められた場合	—	

*不明な場合は教務チーム窓口でおたずねください。

＜別記1＞忌引きとして認められるのは、次のとおりです。

「忌引きについて」は大学ホームページよりダウンロードができます。

続柄	認定期間
父母・養父母	7日間
祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹	3日間
叔父叔母	1日間

＜別記2＞インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、医師の治癒証明（登校許可書）をもらってから登校してください。「登校許可書」は大学ホームページよりダウンロードができます。

(2) 欠席届の提出について

① 病気による欠席届の提出について

病気による欠席は公欠扱いにはなりません。欠席が7日以内の場合は授業の担当教員に直接申し出てください。引き続き1週間以上2ヶ月以内欠席する場合は、所定の欠席届を教務チーム窓口に提出してください。2ヶ月以上欠席する場合は、休学を願い出ることができます。

欠席届の提出が必要な場合は、次の手順により手続きしてください。

- ①教務チーム窓口にて、欠席届の用紙を受け取る。
- ②必要事項を記入し、担任・保証人の捺印を得る。
- ③欠席届を教務窓口に提出する。

② 就職試験等による欠席届の提出について

就職試験等で授業を欠席する時は、「授業欠席届」を提出してください。詳細は学生サービスチームに確認してください。

4) 遅刻

遅刻した場合は、その理由を担当教員に直接申し出てください。所定の様式はありません。

5) 休講

(1) 行事等、教授会で認められた場合、授業担当者の事情により授業が行えない場合は休講とします。

(2) 休講は基本的に大学の掲示板に貼り出しますが、「UNIPA」に自分のメールアドレス（パソコン、携帯電話いずれも可）を登録すると、休講連絡メールを受け取ることが出来ます。ただし、担当教員が事前に周知している場合、授業当日の急な休講の場合は、休講連絡メールが配信されない場合があります。

(3) 気象警報発令時および交通機関運休時の休講の扱い

【京都キャンパス】

次の①または②の場合、授業を休講にします。

① 気象警報発令のとき

「特別警報」または「暴風警報」が京都府南部（京都市）に対して発令された場合、京都キャンパスの授業を休講とします。

警報が授業開始後に発令されたときは、原則としてその講時の授業は平常通り実施し、次の講時以後は休講とします。ただし、状況により、警報発令と同時に授業を中断し、以後を休講とすることもあります。

警報が解除された場合の扱いは以下のとおりです。

1. 警報が午前6時までに解除されたとき	平常通り授業を行う
2. 警報が午前10時までに解除されたとき	Ⅲ講時より授業を行う
3. 警報が午前10時を過ぎても解除されないとき	終日休講

注) 警報の解除の確認は、気象庁の発表によるものとします。

② 交通機関の運休のとき

京都市営バス・地下鉄が運休しているとき、または、JR（神戸～米原）・阪急電鉄（京都河原町～大阪梅田）が全面的に運休している場合は京都キャンパスの授業を休講とします。

運行が再開された場合の取り扱いは以下のとおりです。

1. 運行が午前6時までに再開されたとき	平常通り授業を行う
2. 運行が午前10時までに再開されたとき	Ⅲ講時より授業を行う
3. 運行が午前10時を過ぎても再開されないとき	終日休講

京都市営バス・地下鉄・JR・阪急電鉄以外の交通機関が運休の場合には、原則として平常通り授業を行いますが、そのために授業に出席できなかった場合は、願い出により公欠を認めることができます。

注) 運行状況の確認は、各交通機関の公式サイトの情報によるものとします。

【高槻キャンパス】

次の①または②の場合、授業を休講にします。

① 気象警報発令のとき

「特別警報」または「暴風警報」が大阪府（高槻市）に対して発令された場合、高槻キャンパスの授業を休講とします。

警報が授業開始後に発令されたときは、原則としてその講時の授業は平常通り実施し、次の講時以後は休講とします。ただし、状況により、警報発令と同時に授業を中断し、以後を休講とすることもあります。

警報が解除された場合の扱いは以下のとおりです。

1. 警報が午前6時までに解除されたとき	平常通り授業を行う
2. 警報が午前10時までに解除されたとき	Ⅲ講時より授業を行う
3. 警報が午前10時を過ぎても解除されないとき	終日休講

注) 警報の解除の確認は、気象庁の発表によるものとします。

② 交通機関の運休のとき

高槻市バスが運休、または、JR（京都～大阪）・阪急電鉄（京都河原町～大阪梅田）が全面的に運休している場合は高槻キャンパスの授業を休講とします。

運行が再開された場合の取り扱いは以下のとおりです。

1. 運行が午前6時までに再開されたとき	平常通り授業を行う
2. 運行が午前10時までに再開されたとき	Ⅲ講時より授業を行う
3. 運行が午前10時を過ぎても再開されないとき	終日休講

高槻市バス・JR・阪急電鉄以外の交通機関の運休の場合には、原則として平常通り授業を行いますが、そのために授業に出席できなかった場合は、願い出により公欠を認めることができます。

注) 運行状況の確認は、各交通機関の公式サイトの情報によるものとします。

6) 補 講

補講とは、授業担当者が予定した授業計画を完了しない場合や、休講により授業回数が不足する場合に、それを補うために行う授業です。実施する場合には、掲示またはメールにて連絡しますので、日時・教室等をよく確かめてください。

7) 補充授業

補充授業とは、「公欠願」が提出された場合に、その授業内容を補うために行う授業です。実施する場合には、掲示またはメールにて連絡しますので、日時・教室等をよく確かめてください。

8) 集中講義

科目によっては、特定の曜日・講時にとらわれず、ある一定期間内に集中して行う講義があります。期間・教室等は時間割表および掲示によって確認してください。

9) 学外実習

主に学外で授業が行われる科目があります。通常の時間割とは違う授業日程となりますので、受講にあたっては各学科ガイダンス、掲示等の案内に注意してください。

10) 不開講、時間割・教室変更

登録の結果、登録人数が極端に少ない科目は開講しないことがあります。また、登録人数によっては、開

講時間や教室を変更する場合があります。この場合は、教務の掲示板でお知らせします。

11) 出欠

- (1) 規定の授業回数の3分の1以上を欠席した場合には、原則として当該科目を失格とします。
- (2) 30分以上の遅刻・早退は欠席とします。30分未満の遅刻・早退は3回で1回の欠席とします。また、遅刻・早退を同講時中にした場合は欠席とします。

12) 出欠確認

本学では、すべての授業において毎時間出欠を確認しています。出欠確認には、点呼によるもの、出席カードによるもの等があります。出欠確認は、第1回目の授業から行います。出欠確認には、公正な態度で臨み、特に次の点に注意してください。

- ① 履修が確定した科目は、必ず受講してください。
- ② 出席点呼は、毎時間、授業開始時に実施します。点呼以後の出席は、「遅刻」となります。
- ③ 早退する場合は、あらかじめ授業担当者の許可を得てください。

13) 受講マナーについて（マナー憲章）

(1) 充実した学習・研究活動の遂行

大学での学業を通して知性、能力と人格を磨き、社会に貢献できる人間となるために、互いに次のマナーを守って学習・研究活動に専念できる時間と環境を確保する。

- ① 学習にのぞんでは、学ぶ者として常に謙虚でかつ積極的な態度を保ち、真剣で礼儀正しい行動をとつて、自己の完成を目指す。
- ② 始業の合図とともに、自席につき落ち着いた気持ちで受講の準備をする。
- ③ 授業中、私語は禁止する。
- ④ 授業中、携帯電話の使用を禁止する。
- ⑤ 授業中、飲食は禁止する。ただし、健康上の理由がある場合は、授業開始前に担当教員にペットボトルの水、またはお茶の飲用許可を申し出ることができる。
- ⑥ 万一、電車などの延着で授業に遅刻して入室しなければならなくなったときには、必ず担当教員にその旨を報告して、許可を得て着席する。
- ⑦ 授業中に無断で退出することは禁止する。
- ⑧ 授業の開始と終了の際には、起立して敬意あるあいさつを交わす。

(2) 教室内の学習環境の確保の徹底

快適な学習環境を保つために、良識ある行動を心がける。

- ① 教室では、消し忘れの板書を消し、清潔な教室を常に心がける。

- ② 授業終了後、不要な照明や冷暖房は、スイッチを切って退出する。
- ③ 授業のない教室で飲食する場合には、ゴミは室外の所定の場所に分別して捨てる。
- ④ 机・椅子を移動した場合には元の状態に戻す。

(3) 大学の行事等の出席の徹底

オリエンテーションや各セメスターのガイダンス等は全員の出席を原則としている。

また、大学祭や各クラスの行事などの出席を積極的に推奨している。これらの日程をよく確認して、正しい判断で行動するようとする。

もし、体調不良等やむを得ず出席できない場合には、必ず事前に担任に連絡をして、承諾を得る。

※ (4) 以下は「マナー憲章」(P.121～) を参照してください。

5. 試験

ほとんどの科目は学期末に試験を実施します。その他に試験には、追試験、再試験（大学は4年次のみ対象）があります。また、授業時間内に隨時試験を実施する場合もあります。

1) 試験の形態

試験には、教室での筆記試験の他に、レポート試験や実技、制作物等の提出によって行うものがあります。

2) 定期試験

(1) 受験資格

履修登録をしたすべての科目について、試験を受ける資格があります。

(2) 定期試験を欠席した場合

病気またはやむを得ない事情で、所定の日時に試験を受けられない場合は、追試験を受験できる可能性があります。詳細は、「3) 追試験」で確認してください。

3) 追試験

追試験とは、定期試験に際して、病気その他やむを得ない事由により受験できなかった学生に対し、当該科目についてのみ実施する試験をいいます。

(1) 追試験の受験資格等

定期試験の欠席理由	添付書類
学外実習（教育実習など）への参加	—
居住地域または通学途中の地域に特別警報または暴風警報が発令された場合	日本気象協会HPの警報履歴等
忌引き	忌引きについて・会葬礼状等
病気	診断書・登校許可書等
交通事故・交通機関の事故	事故証明延着運休証明書
就職試験の受験	学生部長の証明書
編入学試験の受験	教学部長の証明書
定期試験欠席がやむを得ないと教学部長が判断した場合	—

(2) 追試験の受験手続

- ① 追試験を希望する学生は当該試験の翌日（土日祝に当たる場合はその翌日）までに教務チーム窓口に連絡し、当該試験後5日以内（5日目が土日祝に当たる場合はその翌日）に、所定の「追試験受験願」に、診断書や事故証明等、事由を裏付ける第三者の証明書を添付して教務チーム窓口に提出してください。
- ② やむを得ない事情により、「追試験受験願」を手続期間に提出できない場合は、その旨を手続期間内に教務チーム窓口まで連絡してください。連絡がなく手続きしなかった場合、追試験を受験できませんので注意してください。

4) 再試験（大学は4年次のみ対象）

再試験とは、定期試験または追試験の結果、不合格となった科目についてのみ実施される試験です。指定日に成績を確認し、不合格となった科目については再試験の受験手続ができます。

(1) 再試験の受験資格

4年次（短大は1、2年次）に在学し試験等を受けた結果不合格となった学生に受験資格があります。

(2) 再試験で受験できる科目数

再試験で受験できる科目数は、3科目以内です。

(3) 再試験の受験手続

- ① 再試験の受験資格がある場合、再試験の手続期間内に「再試験受験願」を教務チーム窓口に提出してください。
- ② 再試験を受験する場合は、所定の再試験受験料を納付する必要があります。**1科目につき1,000円**ですでの、受験料に相当する額の証紙を購入し、教務チーム窓口で手続きを行ってください。
- ③ やむを得ない事情により、「再試験受験願」を手続期間に提出できない場合は、その旨を手続期間内に教務チーム窓口まで連絡してください。連絡がなく手続きをしなかった場合、再試験を受験できませんので注意してください。
- ④ 再試験の手続きは、レポートおよび課題提出の場合も必要です。

(4) 再試験の成績

再試験の成績は、60点を最高とします。

(5) 再試験を欠席した場合

再試験を欠席した場合は、**当該科目は失格**となります。ただし、再試験を受験できない事情（本人に係わる不可抗力の理由）が発生した場合は、事前または当日に教務チーム窓口に連絡してください。

5) 筆記試験について

(1) 試験時間

定期試験および追試験、再試験は原則として60分間で行われます。

(2) 受験上の注意

受験に際しては、次の事項に十分注意してください。

① 受験に際しては、あらかじめ当該授業科目で定められた方法を守ってください。

② 試験場では、試験監督者の指示にしたがってください。

③ 指定された教室で受験してください。

④ 学生証は机上に写真を表にして置き、監督者の確認を受けてください。

学生証を忘れた場合は、当日、教務チーム窓口で「受験許可書」を発行してもらってください。ただし、「受験許可書」の有効期間は発行日のみです。「受験許可書」は試験後、当日中に教務チーム窓口まで返却してください。

⑤ 携帯品は筆記用具および持込可能のものに限ります。それ以外の受験に不要な所持品は身近に置かないようにしてください。

⑥ **試験において不正を行った場合、当該科目は失格となります。再試験の受験も認められません。**

⑦ 携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末（腕時計型・メガネ型等の身につけられる情報機器）等は電源を切って、カバンの中に保管してください。なお、時計機能として使用することもできません。

⑧ 試験場内では私語はしないでください。また、筆記用具の貸し借りもしないでください。

⑨ コート着用のときは、ボタンをかけてください。

⑩ 遅刻した場合、20分以内に限り試験場への入室を認めます。試験開始後20分を経過すると、いかなる理由があっても試験場への入室は認められません。

⑪ 試験開始後30分以内の退室は認められません。

6) レポート試験・制作物等について

レポート試験には、担当者に直接提出する場合と、教務チーム窓口に提出する場合があります。制作物は直接担当者に提出します。

レポート試験の題目および提出日時等については、授業担当者の指示に従ってください。なお、レポート提出の際には、次の事項に十分注意してください。

① 期限に遅れた場合、一切受け付けません。提出期限・時間は厳守してください。

② やむを得ない事情により提出できない場合は、事前に授業担当教員・教務チーム窓口に連絡してください。

ただし、理由により認められない場合があります。

③ 教務チーム窓口に提出するレポートには、所定のレポート表紙を添付してください。

レポート表紙は大学ホームページよりダウンロードすることができます。

- ④ レポート表紙には、必ずペンまたはボールペンで記入してください。
- ⑤ レポートは、ホッチキス等で綴じてください。
- ⑥ 教務チーム窓口に提出する場合、レポート提出後、受領印を受けて受領書を受け取ってください。
また、受領書は、成績を確認するまで大切に保管してください。

7) 実技試験について

担当者の指示に従ってください。

8) 試験の休講等の取り扱い

特別警報または暴風警報の発令や交通機関の運休停止により、試験が予定されている講時やレポートの締切日時に通学できない場合の取り扱いは、掲示またはメール配信にて指示しますので注意してください。

6. 成績と単位認定

定められた授業期間の講義、演習、実習などに出席し、試験を受けたり、レポートなどを提出したりすることによって、学期または学年の終わりに規定された評価が与えられます。

1) 成績の評価基準

成績評価は100点満点とします。60点以上を合格とし、その科目の単位を認めます。

	合 格				不 合 格	失 格	認 定
グレード・ポイント	4	3	2	1	0	0	—
評 点	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0	—	—
評 価	A+	A	B	C	D	S	N

※不合格：成績評価が60点未満

※失 格：授業欠席回数が3分の1以上など成績評価の対象とならない場合

※認 定：単位互換科目以外の本学での履修によらない授業科目の単位認定の場合

※成績証明書には不合格および失格科目は記載されません。

※一度合格した科目の評価を取り消すことはできません。

2) GPA (Grade Point Average) について

本学では授業科目ごとの成績評価それぞれに対して、4・3・2・1・0のグレード・ポイントを付与し、この単位あたりの平均を出して、その一定水準を学修指導等に活用するためGPA制度を導入しています。これは、学修の質を評価する成績評価の国際標準となっており、合格した科目だけでなく、不合格や失格科目もGPA算出対象となります。

※GPAは「UNIPA」の成績照会画面で確認できます。

※不合格科目を再履修した場合、累積GPAも、学期ごとのGPAも再履修前と再履修後の成績がそれぞれ算入されます。

※学期末試験で合格とならず、再試験を受験した科目は、再試験の評価でGPAを算出します。

※GPAは以下の式により算出されます。

$$\text{GPA} = \frac{\text{(履修登録科目のグレード・ポイント} \times \text{単位数)} \text{ の総和}}{\text{履修登録した科目の単位数の総和}}$$

・履修登録した科目には、不合格や失格の科目を含む。

・認定科目は含まない。

3) 成績通知

成績は、学期ごとに「UNIPA」で確認してください。通年科目については、秋学期末に確認してください。なお、成績は学期ごとに保証人に通知します。

4) 成績評価の異議申立

各学期の成績評価について異議がある場合は、教務チームに問合せをすることができます。試験結果確認日から**3日以内**（土・日・祝日は除く）に、「成績評価に関する質問票」を教務チーム窓口に提出してください。質問票は大学ホームページよりダウンロードすることができます。

5) 学部学科間履修

学部学科間履修科目として修得した単位は、教養科目10単位、専門科目10単位をそれぞれ上限に卒業要件単位として認定します。

6) 単位の認定

- (1) 授業科目を履修し、その試験に合格した者（学則第18条）
- (2) 他大学等における授業科目の履修による単位認定（学則第19条）
 - ・平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部間での単位互換
 - ・大学コンソーシアム京都の単位互換
 - ・外国の協定校との単位互換

これらの単位互換による成績は、本学の定める成績評価基準に基づき、認定します。
- (3) 大学以外の教育施設等における学修の単位認定（学則第20条）
- (4) 入学前の既修得単位の認定（学則第21条）
- (5) (3) (4) の事項の単位認定を受けようとする学生は単位認定願に次の書類を添えて履修登録期間中（確認・修正期間は除く）に教務チーム窓口に申し出てください。
 - ① 成績証明書または単位修得証明書（修了証書の場合は学修時間数の明記が必要）
 - ② (3) の場合は教育機関の概要
 - ③ 申請する授業科目について、出身大学等が作成した科目の内容ならびに単位の換算・認定に必要な書類
- (6) 編入学・転入学等の場合を除き、(2) (3) (4) による単位認定はあわせて60単位を超えない範囲で卒業要件単位とします。
- (7) 授業料未納者については単位認定を保留します。

《国際観光学科》

語学（英語・中国語）資格検定の単位認定について

語学の資格検定において定められた単位認定基準を本学在籍中に満たした学生に対し、指定科目の単位を認定します。認定を希望する者は、以下の要項をよく読み申請を行ってください。

単位認定基準

下表の資格検定のスコアに応じて、単位認定科目欄に「○」が記された科目について単位認定を行います。

ア) 英語科目について

TOEICスコア	単位認定科目			
	「TOEIC演習Ⅰ」	「TOEIC演習Ⅱ」	「TOEIC演習：Advanced I」	「TOEIC演習：Advanced II」
750	○	—	—	—
800	○	○	—	—
850	○	○	○	—
900以上	○	○	○	○

イ) 中国語科目について

HSK中国語検定 級数	中国語検定試験 級数	TOCFL華語能力試験 級数	単位認定科目
			「中国語検定演習」
4級	3級	進階級 (B1)	○

*「HSK中国語検定」「中国語検定試験」「TOCFL華語能力試験」のいずれかで条件以上の級数を取得していること。

ウ) 単位認定について

- ① 申請期間は、各学期の履修登録期間中とします。
- ② 認定された科目の成績評価は、「認定(N)」とします。

エ) 提出書類

申請に際しては、「単位認定願」とあわせて、以下いずれかの資格証明書類のコピーを教務チーム窓口に提出してください。（※本学在籍中に取得したものに限ります）

① TOEIC

TOEIC Official Score Certificate (公式認定証) もしくは
TOEIC Institutional Program (IP) Score Report (スコアレポート)

② HSK中国語検定

成績記載内容証明書

③ 中国語検定試験

合格証明書

④ TOCFL華語能力試験

合格認定書

7. 免許・資格の取得

1) 国際観光学部 国際観光学科

取得できる資格

国際観光学部の学生は、所定の科目を履修することで、学内検定資格を取得することができます。履修ガイダンス時に別途資料を配布のうえ、資格の内容・取得方法について詳細を説明します。

2) 子ども教育学部 子ども教育学科

取得できる免許・資格

- (1) 幼稚園教諭一種免許状
- (2) 小学校教諭一種免許状
- (3) 中学校教諭一種免許状
- (4) 保育士資格
- (5) 准学校心理士資格
- (6) 社会福祉主事任用資格

子ども教育学部にはコースが設定されており、取得できる免許資格は、コースによって異なります。コース分けは2年次の春学期に行います。それぞれのコースには条件があり、1年次末（3月）までに条件を満たしておく必要があります。

コース名	取得できる免許資格	条件
乳幼児保育コース	(1) 幼稚園教諭一種免許状 (2) 保育士資格 (3) 小学校教諭一種免許状*	漢検3級程度
子ども教育コース	(1) 幼稚園教諭一種免許状 (2) 小学校教諭一種免許状 (3) 保育士資格*	漢検3級程度、英検3級程度
子ども教育コース (英語教育専修)	(1) 小学校教諭一種免許状 (2) 中学校教諭一種免許状（英語） (3) 幼稚園教諭一種免許状*	漢検3級程度、英検準2級程度

（注）それぞれのコースで※印は従たる免許資格（3つ目の免許資格）として取得することが可能です。

3つの免許資格を取得したい場合は、2年次以降の年度開始時にGPAが2.1以上必要です。

同時に4つの免許資格を4年間で取得するのは困難です。

英検3級、準2級程度とは、他の英語検定で同程度の内容の成績を収めていることを示します。

(1) 幼稚園教諭一種免許状

1. 教育職員免許法に定める幼稚園教諭一種免許状取得のために必要な要件は下記のとおりです。

① 基礎資格（学位）

学士の学位

② 大学において修得することを必要とする最低単位数

	幼稚園教諭一種
66条の6に定める科目	8
教科及び教職に関する科目	51

2. 本学における教職課程および開設科目は下記のとおりです。

① 66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目			
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
日本国憲法	2	●日本国憲法	2	1	
体育	2	●体育理論 ●体育実技	1 1	1 1	
外国語コミュニケーション	2	●英語I ●英語II	1 1	1 1	
情報機器の操作	2	●情報技術I	2	1	

●印は教職課程必修科目です。

② 教科及び教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目			
科 目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	・領域に関する専門的事項 健康 人間関係 環境 言葉 表現	16	●健康 ●人間関係 ●環境 ●言葉 ●表現	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1	
	・保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		●保育内容総論 ●保育内容（健康） ●保育内容（人間関係） ●保育内容（環境） ●保育内容（言葉） ●保育内容（造形表現） ●保育内容（表現活動）	2 2 2 2 2 2 2	1 2 2 2 2 2 2	
	領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					本学では開設していない

●印は教職課程必修科目です。

(2) 教科及び教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		備考
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	●教育原理	2		1
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		●教職論（幼・保）		2	1
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		●比較教育制度論	2		3
	・児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		●発達心理学	2		1
	・特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する理解		●特別支援教育論	1		2
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		●教育課程論	2		2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	幼児教育方法論 教育方法論	2 2	2 2	いずれか選択必修
	・幼児理解の理論及び方法		●幼児理解	1	3	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		●教育相談		2	
教育実践に関する科目	・教育実習	5	教育実習a 教育実習指導a 教育実習b 教育実習指導b	4 1 4 1	3 3 3 3	「a」「b」いずれか選択
	・教職実践演習		●教職実践演習（幼・小・中）	2	4	
大学が独自に設定する科目		14	教育ボランティアワーク 体験実習a I 体験実習a II 幼児と音楽		4 1 1 1	最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位は、大学が独自に設定する科目の単位として計算する。

●印は教職課程必修科目です。

(2) 小学校教諭一種免許状

1. 教育職員免許法に定める小学校教諭一種免許状取得のために必要な要件は下記のとおりです。

① 基礎資格（学位）

学士の学位

② 大学において修得することを必要とする最低単位数

小学校教諭一種	
66条の6に定める科目	8
教科及び教職に関する科目	59

③ 介護等体験

2. 本学における教職課程および開設科目は下記のとおりです。

① 66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目			
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
			必修	選択	
日本国憲法	2	●日本国憲法	2	1	
体育	2	●体育理論 ●体育実技	1 1	1 1	
外国語コミュニケーション	2	●英語I ●英語II	1 1	1 1	
情報機器の操作	2	●情報技術I	2	1	

●印は教職課程必修科目です。

② 教科及び教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目			
科 目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数		備 考
				必修	選択	
	・教科に関する専門的事項 国語 社会 算数 理科 生活 音楽 図画工作 家庭 体育 英語		教科国語 教科社会 教科算数 教科理科 教科生活 教科音楽 教科図画工作 教科家庭 教科体育 教科英語	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1	10単位選択必修
教科及び教科の指導法に関する科目	・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	30	●国語科教育法I ●国語科教育法II ●社会科教育法I ●社会科教育法II ●算数科教育法I ●算数科教育法II ●理科教育法I ●理科教育法II ●生活科教育法 ●音楽科教育法 ●図画工作科教育法 ●家庭科教育法 ●体育科教育法 ●英語科教育法	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	3 2 3 2 2 3 2 2 2	
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					本学では開設していない

●印は教職課程必修科目です。

(2) 教科及び教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		備考
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	●教育原理	2		1
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		●教職論（小・中）		2	1
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		●比較教育制度論	2		3
	・児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		●発達心理学	2		1
	・特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する理解		●特別支援教育論	1		2
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		●教育課程論	2		2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	10	●道徳教育論		2	3
	・総合的な学習の時間の指導法		●総合的な学習の時間の指導法		2	3
	・特別活動の指導法		●特別活動の指導法		2	3
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		●教育方法論		2	2
	・生徒指導の理論及び方法		●生徒指導・進路指導論		2	3
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		●教育相談		2	2
教育実践に関する科目	・教育実習		教育実習a 教育実習指導a 教育実習b 教育実習指導b	4 1 4 1	3 3 3 3	「a」「b」いずれか選択
	・教職実践演習		●教職実践演習（幼・小・中）	2	4	
大学が独自に設定する科目			教育ボランティアワーク 体験実習a I 体験実習a II 児童英語教育論 英語教材研究	1 1 1 2 2	4 1 2 3 3	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位は、大学が独自に設定する科目の単位として計算する。

●印は教職課程必修科目です。

3. 介護等体験について

小学校教諭免許状取得のためには、社会福祉施設および特別支援学校での介護等体験が必要です。これについての詳細は別に説明します。

(3) 中学校教諭一種免許状（英語）

1. 教育職員免許法に定める中学校教諭一種免許状（英語）取得のために必要な要件は下記のとおりです。

① 基礎資格（学位）

学士の学位

② 大学において修得することを必要とする最低単位数

	中学校教諭一種（英語）
66条の6に定める科目	8
教科及び教職に関する科目	59

③ 介護等体験

2. 本学における教職課程および開設科目は下記のとおりです。

① 66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目			
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	配当 年次	備 考
			必修		
日本国憲法	2	●日本国憲法	2	1	
体 育	2	●体育理論 ●体育実技	1 1	1 1	
外国語コミュニケーション	2	●英語 I ●英語 II	1 1	1 1	
情報機器の操作	2	●情報技術 I	2	1	

●印は教職課程必修科目です。

② 教科及び教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数		備考
				必修	選択	
教科及び 教科の指 導法に関 する科目	・教科に関する 専門的事項	英語学	●英語学 I	2	2	
			●英語学 II	2	3	
		英語文学	●英語文学 I	2	2	国際観光学科科目
			●英語文学 II	2	3	国際観光学科科目
		英語コミュ ニケーション	Children's Literature	2	3	
			●初級英語コミュニケーション I	1	2	
			●初級英語コミュニケーション II	1	2	
			●中級英語コミュニケーション I	1	3	
			●中級英語コミュニケーション II	1	3	
			●上級英語コミュニケーション I	1	4	
			●上級英語コミュニケーション II	1	4	
			英語プレゼンテーション	1	3	
		異文化理解	●異文化理解	2	3	
			多文化共生論	2	3	
			海外の子どもと教育 I	2	2	} 4単位選択必修
			海外の子どもと教育 II	2	2	
			Children's Life in English	2	3	
	・各教科の指導法（情報機器 及び教材の活用を含む。）	28	●中学校英語指導法 I	2	2	
			●中学校英語指導法 II	2	3	
			●中学校英語指導法 III	2	3	
			●中学校英語指導法 IV	2	4	
	教科及び教科の指導法に関する 科目における複数の事項を 合わせた内容に係る科目					本学では開設 していない

●印は教職課程必修科目です。

「教科に関する専門的事項」の下線付きの科目は、一般的包括的内容を含む科目です。

② 教科及び教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目		配当年次	備考
			必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	●教育原理	2	1	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		●教職論（小・中）	2	1	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		●比較教育制度論	2	3	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		●発達心理学	2	1	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		●特別支援教育論	1	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		●教育課程論	2	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	10	●道徳教育論	2	3	
	・総合的な学習の時間の指導法		●総合的な学習の時間の指導法	2	3	
	・特別活動の指導法		●特別活動の指導法	2	3	
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		●教育方法論	2	2	
	・生徒指導の理論及び方法		●生徒指導・進路指導論	2	3	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		●教育相談	2	2	
教育実践に関する科目	・教育実習	5	●教育実習c ●教育実習指導c	4 1	3 3	
	・教職実践演習		●教職実践演習(幼・小・中)	2	4	
大学が独自に設定する科目		4	教育ボランティアワーク 体験実習a I 体験実習a II	1 1 1	4 1 2	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位は、大学が独自に設定する科目の単位として計算する。

●印は教職課程必修科目です。

3. 介護等体験について

中学校教諭一種免許状（英語）取得のためには、社会福祉施設および特別支援学校での介護等体験が必要です。これについての詳細は別に説明します。

(4) 保育士資格

① 厚生労働省 教養科目

規定科目			左記に対応する本学開設授業科目				
	教科目	単位数	授 業 科 目	単位数	配当年次	備 考	
教養科目	外国語、体育以外の科目	6以上	キリスト教学	2	1		
			キリスト教文化	1	1		
			日本語表現法	2	1		
			情報技術 I	2	1		
			日本国憲法	2	1		
外国語			英語 I	1	1		
			英語 II	1	1		
	体育	講 義	体育理論	1	1		
体育	実 技	1	体育実技	1	1		

② 厚生労働省 必修科目（教養科目以外の系列）

別表による教科目及び単位数		左記に対応する本学開設授業科目			
教 科 目	単位数	授業科目	単位数	配当年次	備考
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	保育原理	2	1
	教育原理	2	教育原理	2	1
	子ども家庭福祉	2	子ども家庭福祉	2	2
	社会福祉	2	社会福祉原論 I	2	1
	子ども家庭支援論	2	子ども家庭支援論	2	3
	社会的養護 I	2	社会的養護 I	2	2
	保育者論	2	教職論（幼・保）	2	1
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	2	発達心理学	2	1
	子ども家庭支援の心理学	2	子ども家庭支援の心理学	2	3
	子どもの理解と援助	1	幼児理解	1	3
	子どもの保健	2	子どもの保健	2	1
	子どもの食と栄養	2	子どもの食と栄養	2	2
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	2	保育の計画と評価	2	2
	保育内容総論	1	保育内容総論	2	1
	保育内容演習	5	保育内容（健康）	2	2
			保育内容（人間関係）	2	2
			保育内容（環境）	2	2
			保育内容（言葉）	2	2
			保育内容（造形表現）	2	2
			保育内容（表現活動）	2	2
	保育内容の理解と方法	4	保育の表現技術 I 保育の表現技術 II	2 2	3 3
	乳児保育 I	2	乳児保育 I	2	2
	乳児保育 II	1	乳児保育 II	1	2
	子どもの健康と安全	1	子どもの健康と安全	1	2
保育実習	障害児保育	2	障害児保育	2	2
	社会的養護 II	1	社会的養護 II	1	2
	子育て支援	1	子育て支援	1	3
	保育実習 I	4	保育実習 I a 保育実習 I b	2 2	2 2
	保育実習指導 I	2	保育実習指導 I a 保育実習指導 I b	1 1	2 2
総合演習	保育実践演習	2	教職実践演習（幼・小・中）	2	4
合計		51			

(3) 厚生労働省 選択必修科目

別表による教科目及び単位数		左記に対応する本学開設授業科目			
教 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	配 当 年 次	備 考
保育の本質・目的に関する科目		社会福祉原論Ⅱ 地域福祉論 障害者福祉論	2 2 2	3 3 3	
保育の対象の理解に関する科目	6以上	カウンセリング理論 家族心理学 子どもの心と教育 子どものメディア論 子どもの生活空間 子どもの食育論	2 2 2 2 2 2	3 3 3 3 3 3	
保育の内容・方法に関する科目		子どもの遊び 器楽Ⅰ 器楽Ⅱ 器楽Ⅲ 器楽Ⅳ 幼児と音楽	2 1 1 1 1 1	3 2 2 3 3 2	
保育実習	3	保育実習Ⅱ 保育実習指導Ⅱ	2 1	3 3	

(5) 准学校心理士資格

① 選択必修科目

関連科目			左記に対応する本学開設授業科目			
領域番号	科目	単位数	授業科目	単位数	配当年次	備 考
1	教育心理学					本学では開設していない
2	発達心理学		発達心理学	2	1	
3	教育相談 (幼児理解や保育相談支援等の関連科目)	6	教育相談 生徒指導・進路指導論	2 2	2 3	6単位 選択必修
4	特別支援教育 (障害児保育等の関連科目)		障害児保育	2	2	

(6) 社会福祉主事任用資格

① 厚生労働省 指定科目

指定科目と読替えの範囲		左記に対応する本学開設授業科目					
科目名	読替えの範囲	授業科目	形態	単位数		配当年次	備考
				必修	選択		
児童福祉論	児童福祉、児童家庭福祉、子ども家庭福祉、こども家庭福祉	子ども家庭福祉	講義		2	2	
保育理論	保育	保育原理	講義		2	1	
地域福祉論	地域福祉、協同組合、コミュニティ(一)ワーク、コミュニティ(一)オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、コミュニティ(一)福祉	地域福祉論	講義		2	3	
教育学	教育、教育学入門	教育原理	講義	2		1	

・社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格に準用されています。社会福祉主事の任用条件を満たしているかについては、履修済科目が記載された大学の成績証明書及び卒業証明書を、雇用先に提示することにより証明します。

・上記以外の科目でも要件を満たす場合があります。詳細は、社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等の一部改正について（平成25年3月28日社援発0328第3号）を確認してください。

3) 保育科

取得できる免許・資格

- (1) 幼稚園教諭二種免許状
- (2) 保育士資格
- (3) 幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格
- (4) 社会福祉主事任用資格

(1) 幼稚園教諭二種免許状

1. 教育職員免許法に定める免許状取得のために必要な要件は下記のとおりです。

- ① 基礎資格（学位）
短期大学士の学位
- ② 大学において修得することを必要とする最低単位数

	幼稚園教諭二種
66条の6に定める科目	8
教科及び教職に関する科目	31

2. 本学における教職課程および開設科目は下記のとおりです。

- ① 66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開設授業科目						
科 目	単位数	授業科目	単位数	配当年次	卒業	免許	備考	
日本国憲法	2	日本国憲法	2	1		○		
体 育	2	体育理論 体育実技	1 1	1 1	○ ○	○ ○		
外国語コミュニケーション	2	英語 I 英語 II	1 1	1 1	○ ○	○ ○		
情報機器の操作	2	情報処理の方法	2	1	○	○		

○は卒業必修 ○は必修

② 教科及び教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目						
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数	配当年次	卒業	免許	備考	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	・領域に関する専門的事項	12	国語	2	2		△		
			算数					本学では開設していない	
			生活	2	2		△		
			音楽 (器楽) I	1	1	◎	○		
			音楽 (器楽) II	1	1		○		
			音楽 (声楽)	1	1		○		
	・保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		図画工作	1	2	◎	○		
			体育	1	2	◎	○		
			保育内容総論	1	1	◎	○		
			保育指導法（健康）	1	2		○		
			保育指導法（人間関係）	1	2		○		
			保育指導法（環境）	1	2		○		

◎は卒業必修 ○は必修 △は選択必修

② 教科及び教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目					
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数	配当年次	卒業	免許	備考
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理 (教育の制度を含む)	2	1	◎	○	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教職論	2	1		○	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		発達心理学	2	1	◎	○	
	・児童、生徒の心身の発達及び学習の過程		特別支援教育論	1	1		○	
	・特別の支援を必要とする児童、生徒に対する理解		教育課程論 (保育の計画と評価を含む)	2	2		○	
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育相談 (児童理解を含む)	2	2		○	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	幼児教育方法論	2	2		○	
	・児童理解の理論及び方法		教育相談 (児童理解を含む)	2	2		○	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法							
教育実践に関する科目	・教育実習	5	幼稚園教育実習Ⅰ 幼稚園教育実習Ⅱ	2 3	1 2	○ ○	事前・事後指導を含む	
	・教職実践演習	2	保育・教職実践演習 (幼稚園)	2	2		○	
大学が独自に設定する科目		2						最低修得単位を超過したびの履修内容に目次が付属する「領域内法科総習」及び教科に目次が付属する「道徳、学年法科指導、等科実習の指導指談する単科設置する単位とし、単位が定する単位で計算する。」

◎は卒業必修 ○は必修

(2) 保育士資格

① 厚生労働省 教養科目

別表による教科目及び単位数			左記に対応する本学開設授業科目					
系列	教科目	単位数	授業科目	単位数	配当年次	卒業	資格	
教養科目	外国語、体育以外の科目		キリスト教学 キリスト教文化 日本語表現法 情報処理の方法 日本国憲法	2 1 1 2 2	1 1 1 1 1	◎ ◎ ◎ ○ △	○ ○ △ ○ △	
	外国語		英語Ⅰ 英語Ⅱ	1 1	1 1	◎ ◎	○ ○	
	体育	講義 実技	1 1	体育理論 体育実技	1 1		○	

◎は卒業必修 ○は必修 △は選択必修

② 厚生労働省 必修科目（教養科目以外の系列）

別表による教科目及び単位数		左記に対応する本学開設授業科目				
教科目	単位数	授業科目	単位数	配当年次	卒業	資格
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	保育原理 I	2	1	○ ○
	教育原理	2	教育原理（教育の制度を含む）	2	1	○ ○
	子ども家庭福祉	2	子ども家庭福祉	2	1	○ ○
	社会福祉	2	社会福祉	2	1	○ ○
	子ども家庭支援論	2	子ども家庭支援論	2	2	○
	社会的養護 I	2	社会的養護 I	2	1	○
	保育者論	2	教職論	2	1	○
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	2	発達心理学	2	1	○ ○
	子ども家庭支援の心理学	2	子ども家庭支援の心理学	2	2	○ ○
	子どもの理解と援助	1	子どもの理解と援助	1	1	○
	子どもの保健	2	子どもの保健	2	1	○
	子どもの食と栄養	2	子どもの食と栄養	2	2	○
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	2	教育課程論（保育の計画と評価を含む）	2	2	○
	保育内容総論	1	保育内容総論	1	1	○ ○
	保育内容演習	5	保育指導法（健康）	1	2	○
			保育指導法（人間関係）	1	2	○
			保育指導法（環境）	1	2	○
			保育指導法（言葉）	1	1	○
			保育指導法（造形表現）	1	1	○
			保育指導法（表現活動）	1	2	○
	保育内容の理解と方法	4	音楽（器楽） I	1	1	○ ○ ○ ○
			図画工作	1	2	○ ○ ○ ○
			体育	1	2	○ ○ ○ ○
			言語表現	1	1	○ ○ ○ ○
	乳児保育 I	2	乳児保育 I	2	1	○
	乳児保育 II	1	乳児保育 II	1	1	○
	子どもの健康と安全	1	子どもの健康と安全	1	2	○
	障害児保育	2	障害児保育	2	1	○
	社会的養護 II	1	社会的養護 II	1	2	○
	子育て支援	1	子育て支援	1	2	○
保育実習	保育実習 I	4	保育実習 I（施設） 保育実習 I（保育所）	2 2	2 2	○ ○
	保育実習指導 I	2	保育実習指導 I（施設） 保育実習指導 I（保育所）	1 1	1・2 2	○ ○
	総合演習	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	2	2	○
合計		51				

◎は卒業必修 ○は必修

(3) 厚生労働省 選択必修科目

別表による教科目及び単位数		左記に対応する本学開設授業科目				
教科目	単位数	授業科目	単位数	配当年次	卒業	資格
保育の本質・目的に関する科目		保育原理Ⅱ	2	2		△
		キリスト教保育	2	1		△
		地域福祉原論	1	1		△
保育の対象の理解に関する科目		特別支援教育論	1	1		△
		教育相談（幼児理解を含む）	2	2		△
		ボランティアワーク	1	1		△
保育の内容・方法に関する科目	6以上	保育内容総合研究	1	2		△
		児童文化論	2	2		△
		海外児童文学	2	2		△
		音楽（声楽）	1	1		△
		音楽（器楽）Ⅱ	1	1		△
		音楽（器楽）Ⅲ	1	2		△
		幼児音楽	1	2		△
		音楽リズムⅠ	1	1		△
		音楽リズムⅡ	1	2		△
		保育実習Ⅱ	2	2		△
保育実習	3	保育実習指導Ⅱ	1	2		△
		保育実習Ⅲ	2	2		△
		保育実習指導Ⅲ	1	2		△

△は選択必修

(3) 幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格

2級指導資格取得

授業科目	単位数	配当年次	卒業	資格
音楽リズムⅠ	1	1		○

1級指導資格取得

授業科目	単位数	配当年次	卒業	資格
音楽リズムⅠ	1	1		○
音楽リズムⅡ	1	2		○

(4) 社会福祉主事任用資格

① 厚生労働省 指定科目

指定科目との読み替えの範囲		左記に対応する本学開設授業科目						
科目名	読み替えの範囲	授業科目	形態	単位数	配当年次	卒業	資格	
社会福祉概論	社会福祉、社会事業、社会保障制度と生活者との健康、現代社会と福祉	社会福祉	講義	2	1	◎	○	
地域福祉論	地域福祉、協同組合、コミュニティ（一）ワーク、コミュニティ（一）オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、コミュニティ（一）福祉	地域福祉原論	講義	1	1		○	
児童福祉論	児童福祉、児童家庭福祉、子ども家庭福祉、こども家庭福祉	子ども家庭福祉	講義	2	1	◎	○	

◎は卒業必修 ○は必修

- ・社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格に準用されています。社会福祉主事の任用条件を満たしているかについては、履修済科目が記載された大学の成績証明書及び卒業証明書を、雇用先に提示することにより証明します。
- ・上記以外の科目でも要件を満たす場合があります。詳細は、社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読み替えの範囲等の一部改正について（平成25年3月28日社援発0328第3号）を確認してください。

8. カリキュラム

国際観光学部 国際観光学科 カリキュラム表

教養科目

授業科目		単位数		週時間	形態	配当年次	備考
		必修	選択				
基礎科目A	キリスト教学	2		2	講義	1	10 単位以上
	キリスト教文化		1	2	演習	1	
	ジェネリックスキルⅠ	1		2	演習	1	
	ジェネリックスキルⅡ	1		2	演習	1	
	ジェネリックスキルⅢ	1		2	演習	2	
	ジェネリックスキルⅣ	1		2	演習	2	
	ジェネリックスキルⅤ	1		2	演習	3	
	ジェネリックスキルⅥ	1		2	演習	3	
	ジェネリックスキルⅦ	1		2	演習	4	
	ジェネリックスキルⅧ	1		2	演習	4	
教養科目B	日本語表現法Ⅰ		1	2	演習	1	4 単位以上 留学生科目
	日本語表現法Ⅱ		1	2	演習	1	
	日本語表現法Ⅲ		1	2	演習	2	
	日本語表現法Ⅳ		1	2	演習	2	
	英語Ⅰ		1	2	演習	1	
	英語Ⅱ		1	2	演習	2	
	イタリア語Ⅰ		1	2	演習	1	
	イタリア語Ⅱ		1	2	演習	1	
	フランス語Ⅰ		1	2	演習	1	
	フランス語Ⅱ		1	2	演習	1	
	日本語Ⅰ		1	2	演習	1	
	日本語Ⅱ		1	2	演習	1	
	日本語Ⅲ		1	2	演習	2	
	日本語Ⅳ		1	2	演習	2	
	日本語講読		1	2	演習	3	
	日本語聴解		1	2	演習	3	
教養展開科目A	女性のキャリア形成		2	2	講義	1	4 単位以上
	ホスピタリティマナー演習		1	2	演習	1	
	秘書トレーニング		1	2	演習	1	
	情報技術入門		1	2	演習	1	
	インフォメーションデザイン演習Ⅰ		1	2	演習	2	
	インフォメーションデザイン演習Ⅱ		1	2	演習	2	
	リーダーシップ・トレーニング		1	2	演習	2	
	ディスカッションの基礎		1	2	演習	3	
	ディスカッションの展開		1	2	演習	3	
	数的処理演習		1	2	演習	3	
教養展開科目B	文化人類学		2	2	講義	1	6 単位以上
	民俗学		2	2	講義	1	
	地理学		2	2	講義	1	
	芸術と人間		2	2	講義	1	
	現代日本文化論		2	2	講義	1	
	現代社会論		2	2	講義	1	
	女性学		2	2	講義	1	
	心理学		2	2	講義	1	
	生命と環境		2	2	講義	1	
	健康の科学		2	2	講義	1	
	マンガとアニメーション		2	2	講義	1	
	現代の教養		2	2	講義	1	

カリキュラム

専門科目

授業科目			単位数		週時間	形態	配当年次	備考	
			必修	選択					
専門導入科目	国際観光学入門	コミュニケーション論	2		2	講義	1		
		観光概論	2		2	講義	1		
		国際観光論	2		2	講義	1		
		ホスピタリティ社会論	2		2	講義	1		
	中国語入門	中国語発音入門		1	2	演習	1		
		中国語会話入門		1	2	演習	1		
	大学の英語入門	Oral English		1	2	演習	1		
		College English I		1	2	演習	1		
		College English II		1	2	演習	1		
		College English III		1	2	演習	1		
専門科目	観光ホスピタリティ・ビジネスの基礎	現代経営論		2	2	講義	1		
		国際儀礼研究		2	2	講義	1		
		ホスピタリティ産業論		2	2	講義	1		
		プライダル入門演習		1	2	演習	1		
		リスク・マネジメント		2	2	講義	2		
		観光経済論		2	2	講義	2		
		交通事業論		2	2	講義	2		
		観光まちづくり論		2	2	講義	2		
		観光政策論		2	2	講義	2		
	観光文化学の諸相	多文化共生論		2	2	講義	1		
		世界遺産研究		2	2	講義	1		
		観光景観論		2	2	講義	1		
		旅行の歴史		2	2	講義	1		
		地域環境資源と観光		2	2	講義	1		
		観光地誌		2	2	講義	2		
		歴史遺産と観光資源		2	2	講義	2		
		日本の建築と庭園		2	2	講義	2		
		観光文化論		2	2	講義	2		
		観光人類学		2	2	講義	2		
専門基礎科目	観光学の方法を学ぶ	観光メディア論		2	2	講義	2		
		芸術観光学		2	2	講義	2		
		フィールドワークの方法		2	2	講義	2		
	中国語の基礎を固める	観光調査法		2	2	講義	2		
		観光表現演習		1	2	演習	2		
		総合中国語会話 I		1	2	演習	1		
		総合中国語会話 II		1	2	演習	2		
		総合中国語読解 I		1	2	演習	1		
		総合中国語読解 II		1	2	演習	2		
		中級中国語作文 I		2	2	演習	2		
英語の基礎を固める	英語の基礎を固める	中級中国語会話 I		2	2	演習	2		
		中級中国語聴解 I		2	2	演習	2		
		中級中国語読解 I		2	2	演習	2		
		中国語検定演習		1	2	演習	2		
		English Writing Skills I		1	2	演習	1		
		English Writing Skills II		1	2	演習	2		
		English Listening Skills I		1	2	演習	1		
		English Listening Skills II		1	2	演習	2		
		English Speaking Skills I		1	2	演習	1		
		English Speaking Skills II		1	2	演習	2		
		Studying Abroad Preparation I		1	2	演習	1		
		Studying Abroad Preparation II		1	2	演習	2		
		Writing in Progress I		2	2	演習	2		
		Speaking in Progress I		2	2	演習	2		
		Listening in Progress I		2	2	演習	2		
カリキュラム		Reading in Progress I		2	2	演習	2		
		観光英語		1	2	演習	2		
		Academic Writing		1	2	演習	2		
		TOEIC 演習 I		1	2	演習	1		
		TOEIC 演習 II		1	2	演習	2		
		英語文学 I		2	2	講義	2		

授業科目			単位数		週時間	形態	配当年次	備考
			必修	選択				
専門履修科目	観光ホスピタリティ・ビジネスの探究	プライダルサービス論		2	2	講義	2	
		ホテルサービス論		2	2	講義	2	
		テーマパーク論		2	2	講義	2	
		旅行産業論		2	2	講義	3	
		サービス・マーケティング		2	2	講義	3	
		環境マネジメント論		2	2	講義	3	
		エアラインサービス論		2	2	講義	2	
		エアラインビジネス論		2	2	講義	3	
		宿泊施設論		2	2	講義	3	
		カラーコーディネート		2	2	講義	3	
		国内旅行業務（業法・約款・実務）		2	2	講義	2	
		国内旅行業務（地誌）		2	2	講義	2	
		総合旅行業務（海外旅行実務）		2	2	講義	3	
		総合旅行業務（地誌）		2	2	講義	3	
世界諸地域の研究	世界諸地域の研究	地域研究（ヨーロッパ）		2	2	講義	2	
		地域研究（アメリカ）		2	2	講義	2	
		地域研究（環太平洋）		2	2	講義	2	
		地域研究（中国・台湾）		2	2	講義	2	
		地域研究（アジア・アフリカ）		2	2	講義	2	
専門科目	観光学の新動向	観光学の理論と歴史		2	2	講義	3	
		国際観光開発論		2	2	講義	3	
		エコツーリズム論		2	2	講義	3	
		アーバン・ツーリズム論		2	2	講義	3	
		建築・産業遺産研究		2	2	講義	3	
		教育旅行研究		2	2	講義	3	
		総合中国語会話Ⅲ		1	2	演習	2	
		総合中国語会話Ⅳ		1	2	演習	3	
		総合中国語読解Ⅲ		1	2	演習	2	
		総合中国語読解Ⅳ		1	2	演習	3	
京都ホスピタリティ科目	中国語力を伸ばす	中級中国語作文Ⅱ		2	2	演習	3	
		中級中国語会話Ⅱ		2	2	演習	3	
		中級中国語聴解Ⅱ		2	2	演習	3	
		中級中国語読解Ⅱ		2	2	演習	3	
		観光中国語		1	2	演習	3	
		中国語実務通訳		1	2	演習	3	
		中国語観光通訳		1	2	演習	3	
		Writing in Progress Ⅱ		2	2	演習	3	
		Speaking in Progress Ⅱ		2	2	演習	3	
		Listening in Progress Ⅱ		2	2	演習	3	
京都ホスピタリティ科目	英語力を伸ばす	Reading in Progress Ⅱ		2	2	演習	3	
		通訳案内士のための英語		1	2	演習	3	
		エアライン・イングリッシュ		1	2	演習	3	
		英語通訳Ⅰ		1	2	演習	3	
		英語通訳Ⅱ		1	2	演習	3	
		Presentation in English		1	2	演習	3	
		TOEIC 演習：Advanced Ⅰ		1	2	演習	2	
		TOEIC 演習：Advanced Ⅱ		1	2	演習	3	
		英語文学Ⅱ		2	2	講義	3	
		伝統文化論（茶道）Ⅰ	1		2	演習	1	
京都ホスピタリティ科目	京都の伝統文化	伝統文化論（茶道）Ⅱ	1		2	演習	1	
		伝統文化論（茶道）Ⅲ		1	2	演習	2	
		伝統文化論（茶道）Ⅳ		1	2	演習	2	
		伝統文化論（茶道）Ⅴ		1	2	演習	3	
		伝統文化論（茶道）Ⅵ		1	2	演習	3	
		伝統文化論（茶道）Ⅶ		1	2	演習	4	
		伝統文化論（茶道）Ⅷ		1	2	演習	4	
		伝統文化演習Ⅰ（囲碁）		1	2	演習	1	
		伝統文化演習Ⅱ（着付け）		1	2	演習	1	
		伝統文化演習Ⅲ（華道）		1	2	演習	1	

14 単位以上

8 単位以上

授業科目		単位数		週時間	形態	配当年次	備考
		必修	選択				
京都ホスピタリティ科目	京都文化の探究	京都のおもてなしとライフスタイル	2	2	講義	1	
		京旅館と女将	2	2	講義	1	
		京の和食と和菓子	2	2	講義	1	
		京都の伝統産業	2	2	講義	2	
		京都の歴史	2	2	講義	2	
		京都の祭りと生活文化	2	2	講義	2	
		京都観光研究	2	2	講義	3	
		文化財演習	1	2	演習	3	
		観光プランティアⅠ	1	集中	実習	1	
専門科目	実習科目	観光プランティアⅡ	1	集中	実習	2	
		海外語学研修Ⅰ	3	集中	実習	1	
		海外語学研修Ⅱ	3	集中	実習	2	
		ビジネス・インターンシップⅠ	2	集中	実習	2	
		ビジネス・インターンシップⅡ	2	集中	実習	3	
		観光フィールドワークⅠ	3	集中	実習	2	
		観光フィールドワークⅡ	3	集中	実習	3	
		京都観光案内実習Ⅰ	2	集中	実習	2	
		京都観光案内実習Ⅱ	2	集中	実習	3	
		観光学基礎演習	1	2	演習	1	
卒業研究科目	卒業研究科目	観光学講読演習Ⅰ	1	2	演習	1	
		観光学講読演習Ⅱ	1	2	演習	2	
		専門演習Ⅰ	1	2	演習	2	
		専門演習Ⅱ	1	2	演習	3	
		専門演習Ⅲ	1	2	演習	3	
		専門演習Ⅳ	1	2	演習	4	
		専門演習Ⅴ		1	2	演習	4
		卒業研究	6			演習	4

国際観光学部 国際観光学科 卒業要件単位数

科目区分		単位数	科目区分		単位数
教養科目	基礎科目 A	10 以上	専門科目	専門導入科目	10 以上
	基礎科目 B	4 以上		専門基礎科目	16 以上
	教養展開科目 A	4 以上		専門展開科目	14 以上
	教養展開科目 B	6 以上		京都ホスピタリティ科目	8 以上
				実習科目	4 以上
				卒業研究科目	13 以上
	教養科目合計	24 以上	専門科目合計		65 以上
			卒業要件総数		128 以上

国際観光学部 国際観光学科 カリキュラムマップ

- DP1 本学の建学の精神およびキリスト教の精神に基づく人間性と、豊かな教養を有している。
 DP2 課題発見、探究能力、実行力を核とするジェネリック・スキルを身につける。
 DP3 ホスピタリティ精神をもって他者と接することができる。
 DP4 観光の学びを通して、日本・世界の社会や文化の多様性を理解している。
 DP5 地域社会の課題を理解し、さまざまな地域活動に取り組み、地域に貢献できる能力を有している。
 DP6 國際的な環境の中で、能動的なコミュニケーションをとることができる。

◎：ディプロマポリシー（DP）と特に関連する科目
 ○：ディプロマポリシー（DP）に関連がある科目

科目区分	授業科目的名称	配当年次	単位数		DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6
			必修	選択						
基礎科目A	キリスト教学	1	2		◎					○
	キリスト教文化	1		1	◎					○
	ジェネリックスキルⅠ	1	1		○	◎				○
	ジェネリックスキルⅡ	1	1		○	○				○
	ジェネリックスキルⅢ	2	1		○	○				○
	ジェネリックスキルⅣ	2	1		○	○				○
	ジェネリックスキルⅤ	3	1		○	○				○
	ジェネリックスキルⅥ	3	1		○	○				○
	ジェネリックスキルⅦ	4	1		○	○				○
	ジェネリックスキルⅧ	4	1		○	○				○
教養科目B	日本語表現法Ⅰ	1		1				○		○
	日本語表現法Ⅱ	1		1				○		○
	日本語表現法Ⅲ	2		1				○		○
	日本語表現法Ⅳ	2		1				○		○
	英語Ⅰ	1		1				○		○
	英語Ⅱ	2		1				○		○
	イタリア語Ⅰ	1		1				○		○
	イタリア語Ⅱ	1		1				○		○
	フランス語Ⅰ	1		1				○		○
	フランス語Ⅱ	1		1				○		○
	日本語Ⅰ	1		1				○		○
	日本語Ⅱ	1		1				○		○
	日本語Ⅲ	2		1				○		○
	日本語Ⅳ	2		1				○		○
	日本語講読	3		1				○		○
	日本語聴解	3		1				○		○
教養展開科目A	女性のキャリア形成	1		2	○	○	○			
	ホスピタリティマナー演習	1		1	○	○	○			
	秘書トレーニング	1		1		○	○			
	情報技術入門	1		1		○	○			
	インフォメーションデザイン演習Ⅰ	2		1		○	○			
	インフォメーションデザイン演習Ⅱ	2		1		○	○			
	リーダーシップ・トレーニング	2		1		○	○			
	ディスカッションの基礎	3		1		○				○
	ディスカッションの展開	3		1		○				○
	数的処理演習	3		1		○				
教養展開科目B	文化人類学	1		2		○		○		
	民俗学	1		2		○		○		○
	地理学	1		2		○		○		○
	芸術と人間	1		2		○		○		
	現代日本文化論	1		2		○		○		
	現代社会論	1		2		○		○		
	女性学	1		2	○	○		○		
	心理学	1		2	○	○				
	生命と環境	1		2	○	○		○		
	健康の科学	1		2	○	○	○	○		
	マンガとアニメーション	1		2	○	○		○		
	現代の教養	1		2	○	○		○		

科目区分		授業科目的名称	配当 年次	単位数		DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6
必修	選択			必修	選択						
専門導入科目	国際観光学入門	コミュニケーション論	1	2		○	○	○			○
		観光概論	1	2				○	○	○	○
		国際観光論	1	2				○			○
		ホスピタリティ社会論	1	2				○	○		○
	中国語入門	中国語発音入門	1		1		○	○			○
		中国語会話入門	1		1		○	○			○
	大学の英語入門	Oral English	1		1		○	○			○
		College English I	1		1		○	○			○
		College English II	1		1		○	○			○
		College English III	1		1		○	○			○
専門科目	観光ホスピタリティ・ビジネスの基礎	現代経営論	1		2		○	○	○		
		国際儀礼研究	1		2		○	○			
		ホスピタリティ産業論	1		2		○	○	○		
		ブライダル入門演習	1		1		○	○			
		リスク・マネジメント	2		2		○	○	○		
		観光経済論	2		2		○	○	○		
		交通事業論	2		2		○	○	○		
		観光まちづくり論	2		2		○	○	○		
		観光政策論	2		2		○	○	○		
		多文化共生論	1		2			○	○		
専門科目	観光文化学の諸相	世界遺産研究	1		2			○	○		
		観光景観論	1		2			○	○		
		旅行の歴史	1		2			○	○		
		地域環境資源と観光	1		2			○	○		
		観光地誌	2		2			○	○		
		歴史遺産と観光資源	2		2			○	○		
		日本の建築と庭園	2		2			○	○		
		観光文化論	2		2			○	○		
		観光人類学	2		2			○	○		
		観光メディア論	2		2			○	○		
専門科目	観光学の方法を学ぶ	芸術観光学	2		2			○	○		
		フィールドワークの方法	2		2		○		○	○	
		観光調査法	2		2		○		○	○	
		観光表現演習	2		1		○		○	○	
		総合中国語会話 I	1		1			○			○
		総合中国語会話 II	2		1			○			○
		総合中国語読解 I	1		1			○			○
		総合中国語読解 II	2		1			○			○
		中級中国語作文 I	2		2			○			○
		中級中国語会話 I	2		2			○			○
専門科目	中国語の基礎を固める	中級中国語聴解 I	2		2			○			○
		中級中国語読解 I	2		2			○			○
		中国語検定演習	2		1			○			○
		English Writing Skills I	1		1			○			○
		English Writing Skills II	2		1			○			○
		English Listening Skills I	1		1			○			○
		English Listening Skills II	2		1			○			○
		English Speaking Skills I	1		1			○			○
		English Speaking Skills II	2		1			○			○
		Studying Abroad Preparation I	1		1			○			○
専門科目	英語の基礎を固める	Studying Abroad Preparation II	2		1			○			○
		Writing in Progress I	2		2			○			○
		Speaking in Progress I	2		2			○			○
		Listening in Progress I	2		2			○			○
		Reading in Progress I	2		2			○			○
		観光英語	2		1			○	○		○
		Academic Writing	2		1			○			○
		TOEIC 演習 I	1		1			○			○
		TOEIC 演習 II	2		1			○			○
		英語文学 I	2		2			○			○

科目区分	授業科目的名称	配当 年次	単位数		DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6
			必修	選択						
観光ホスピタリティ・ビジネスの探究	ブライダルサービス論	2	2			◎	○			
	ホテルサービス論	2	2			◎	○			
	テーマパーク論	2	2			○	◎			
	旅行産業論	3	2			○	○			
	サービス・マーケティング	3	2			◎	○			
	環境マネジメント論	3	2				○	◎		
	エアラインサービス論	2	2			○	○			
	エアラインビジネス論	3	2			○	○			
	宿泊施設論	3	2			○	○			
	カラーコーディネート	3	2			○	○			
	国内旅行業務（業法・約款・実務）	2	2			○		○		
	国内旅行業務（地誌）	2	2			○		○		
	総合旅行業務（海外旅行実務）	3	2			○		○		
	総合旅行業務（地誌）	3	2			○		○		
世界諸地域の研究	地域研究（ヨーロッパ）	2	2				○			○
	地域研究（アメリカ）	2	2				○			○
	地域研究（環太平洋）	2	2				○			○
	地域研究（中国・台湾）	2	2				○			○
	地域研究（アジア・アフリカ）	2	2				○			○
専門科目	観光学の理論と歴史	3	2				○	○		
	国際観光開発論	3	2				○	○		
	エコツーリズム論	3	2				○	○		
	アーバン・ツーリズム論	3	2				○	○		
	建築・産業遺産研究	3	2				○	○		
	教育旅行研究	3	2				○	○		
中国語力を伸ばす	総合中国語会話Ⅲ	2	1				○			○
	総合中国語会話Ⅳ	3	1				○			○
	総合中国語読解Ⅲ	2	1				○			○
	総合中国語読解Ⅳ	3	1				○			○
	中級中国語作文Ⅱ	3	2				○			○
	中級中国語会話Ⅱ	3	2				○			○
	中級中国語聴解Ⅱ	3	2				○			○
	中級中国語読解Ⅱ	3	2				○			○
	観光中国語	3	1				○	○	○	○
	中国語実務通訳	3	1				○	○	○	○
	中国語観光通訳	3	1				○	○	○	○
	Writing in Progress II	3	2				○			○
英語力を伸ばす	Speaking in Progress II	3	2				○			○
	Listening in Progress II	3	2				○			○
	Reading in Progress II	3	2				○			○
	通訳案内士のための英語	3	1				○	○	○	○
	エアライン・イングリッシュ	3	1				○	○	○	○
	英語通訳 I	3	1				○			○
	英語通訳 II	3	1				○			○
	Presentation in English	3	1				○			○
	TOEIC 演習：Advanced I	2	1				○			○
	TOEIC 演習：Advanced II	3	1				○			○
	英語文学 II	3	2				○			○

科目区分		授業科目的名称	配当 年次	単位数		DP1	DP2	DP3	DP4	DP5	DP6
				必修	選択						
京都ホスピタリティ科目	京都の伝統文化	伝統文化論（茶道）I	1	1		○		○	○		
		伝統文化論（茶道）II	1	1		○		○	○		
		伝統文化論（茶道）III	2		1	○		○	○		
		伝統文化論（茶道）IV	2		1	○		○	○		
		伝統文化論（茶道）V	3		1	○		○	○		
		伝統文化論（茶道）VI	3		1	○		○	○		
		伝統文化論（茶道）VII	4		1	○		○	○		
		伝統文化論（茶道）VIII	4		1	○		○	○		
		伝統文化演習I（囲碁）	1		1			○	○		
		伝統文化演習II（着付け）	1		1			○	○		
		伝統文化演習III（華道）	1		1			○	○		
専門科目	京都文化の探究	京都のおもてなしとライフスタイル	1		2			○	○	○	
		京旅館と女将	1		2			○	○	○	
		京の和食と和菓子	1		2			○	○	○	
		京都の伝統産業	2		2			○	○		
		京都の歴史	2		2			○	○		
		京都の祭りと生活文化	2		2			○	○		
		京都観光研究	3		2			○	○		
		文化財演習	3		1			○	○		
実習科目	実習科目	観光ボランティアI	1		1		○	○	○	○	○
		観光ボランティアII	2		1		○	○	○	○	○
		海外語学研修I	1		3		○		○		○
		海外語学研修II	2		3		○		○		○
		ビジネス・インターンシップI	2		2		○	○	○	○	
		ビジネス・インターンシップII	3		2		○	○	○	○	
		観光フィールドワークI	2		3		○		○	○	○
		観光フィールドワークII	3		3		○		○	○	○
		京都観光案内実習I	2		2		○	○	○	○	
		京都観光案内実習II	3		2		○	○	○	○	
卒業研究科目	卒業研究科目	観光学基礎演習	1	1			○		○		
		観光学講読演習I	1	1			○		○		
		観光学講読演習II	2	1			○		○		
		専門演習I	2	1			○		○		
		専門演習II	3	1			○		○		
		専門演習III	3	1			○		○		
		専門演習IV	4	1			○		○		
		専門演習V	4		1		○		○		
		卒業研究	4	6			○		○		

カリキュラム

国際観光学部 国際観光学科 カリキュラムツリー

		1年次		2年次	
		春学期	秋学期	春学期	秋学期
DP1	基礎科目 A	キリスト教学 2	キリスト教文化 1	ジェネリックスキルⅢ 1	ジェネリックスキルⅣ 1
	基礎科目 A	ジェネリックスキルⅠ 1	ジェネリックスキルⅡ 1	インフォメーションデザイン演習Ⅰ 1	インフォメーションデザイン演習Ⅱ 1
	教養展開 科目 A	女性のキャリア形成 2		リーダーシップトレーニング 1	
	ホスピタリティマナー演習	1			
	秘書トレーニング	1			
	情報技術入門	1			
DP2	現代日本文化論	2			
	現代社会論	2			
	女性学	2	生命と環境 2		
	心理学	2	健康の科学 2		
	マンガとアニメーション	2	現代の教養 2		
	観光学基礎演習	1	観光学講読演習Ⅰ 1	観光学講読演習Ⅱ 1	リスク・マネジメント 2
DP3	卒業研究 科目	観光学基礎演習	1	観光学講読演習Ⅱ 1	専門演習 I 1
	国際観光学入門 観光ホスピタリティ・ビジネスの基礎 観光ホスピタリティ・ビジネスの基礎研究	国際儀礼研究 2	ホスピタリティ社会論 2	ホスピタリティ産業論 2	
	京都の伝統文化	伝統文化論（茶道）Ⅰ 1	伝統文化論（茶道）Ⅱ 1	伝統文化論（茶道）Ⅲ 1	伝統文化論（茶道）Ⅳ 1
	京都文化の探究	伝統文化演習Ⅲ（華道） 1	伝統文化演習Ⅰ（用具） 1	伝統文化演習Ⅱ（着付け） 1	
	実習科目		京都のおもてなしとライフスタイル 2	京旅館と女将 2	
	教養展開 科目 B	民俗学 2	京の和食と和菓子 2		
DP4	国際観光学入門 観光ホスピタリティ・ビジネスの基礎 観光文化学の諸相	観光概論 2	文化人類学 2	ホテルサービス論 2	ビジネス・インターンシップ I 2
		現代経営論 2	地理学 2	ブライダルサービス論 2	
		観光景観論 2	芸術と人間 2	伝統文化論（茶道）Ⅳ 1	
		世界遺産研究 2	国際観光論 2		
	観光学の方法を学ぶ			観光経済論 2	
	観光ホスピタリティ・ビジネスの探究			交通事業論 2	
DP4	世界諸地域の研究			観光地誌 2	観光政策論 2
	観光学の新動向			歴史遺産と観光資源 2	
	京都文化の探究 実習科目			観光人類学 2	観光文化論 2
				芸術観光学 2	観光メディア論 2
				フィールドワークの方法 2	観光表現演習 1
				観光調査法 2	
DP4	国内旅行業務（業法・約款・実務）	2		エアラインサービス論 2	
	国内旅行業務（地誌）	2		テーマパーク論 2	
DP4	地域研究（ヨーロッパ） 2			地域研究（中国・台湾） 2	
	地域研究（環太平洋） 2			地域研究（アメリカ） 2	
	地域研究（アジア・アフリカ） 2				
		観光ボランティア I 1		観光ボランティア II 1	
<p style="text-align: center;">■ 必修科目</p>					

3 年次		4 年次	
春学期	秋学期	春学期	秋学期
ジェネリックスキルV ディスカッションの基礎	1	ジェネリックスキルVI ディスカッションの展開	1
			1
数的処理演習	1		

専門演習Ⅱ	1	専門演習Ⅲ	1	専門演習Ⅳ	1	専門演習Ⅴ 卒業研究	1
-------	---	-------	---	-------	---	---------------	---

サービス・マーケティング	2
伝統文化論（茶道）V	1

ビジネス・インターンシップⅡ	2
----------------	---

旅行産業論	2	エアラインビジネス論	2
		宿泊施設論	2
カラーコーディネート	2		
総合旅行業務（海外旅行実務）	2		
総合旅行業務（地誌）	2		

観光学の理論と歴史	2	アーバン・ツーリズム論	2
エコツーリズム論	2	国際観光開発論	2
建築・産業遺産研究	2	教育旅行研究	2
文化財演習	1		

必修科目

		1年次		2年次		
		春学期	秋学期	春学期	秋学期	
DP5 京都文化の探究 実習科目	観光ホスピタリティ・ビジネスの基礎 観光文化学の諸相 観光ホスピタリティ・ビジネスの探求		地球環境資源と観光	2		
	京都文化の探究			京都の祭りと生活文化	2	
	実習科目			京都の伝統産業 京都の歴史 観光フィールドワークⅠ 京都観光案内実習Ⅰ	2	
	日本語表現法Ⅰ	1	日本語表現法Ⅱ	1	日本語表現法Ⅳ	1
	英語Ⅰ	1	英語Ⅱ	1		
	イタリア語Ⅰ	1	イタリア語Ⅱ	1		
	フランス語Ⅰ	1	フランス語Ⅱ	1		
	日本語Ⅰ	1	日本語Ⅱ	1		
	コミュニケーション論	2		日本語Ⅲ	1	
	日本語Ⅳ	1		日本語Ⅳ	1	
DP6 英語の基礎を固める 中国語力を伸ばす 実習科目	国際観光学入門					
	中国語入門					
	大学の英語入門					
	中国語の基礎を固める					
	中国語検定演習	1	総合中国語会話Ⅰ	1	中級中国語作文Ⅰ	2
	中級中国語会話Ⅰ	2	総合中国語読解Ⅰ	1	中級中国語聴解Ⅰ	2
	中級中国語聴解Ⅱ	2	総合中国語読解Ⅱ	1	中級中国語読解Ⅱ	2
	中級中国語読解Ⅲ	1				
	English Writing SkillsⅠ	1	English Writing SkillsⅡ	1	Writing in ProgressⅠ	2
	English Listening SkillsⅠ	1	English Listening SkillsⅡ	1	Speaking in ProgressⅠ	2
DP6 英語の基礎を固める 中国語力を伸ばす 実習科目	English Speaking SkillsⅠ	1	English Speaking SkillsⅡ	1	Listening in ProgressⅠ	2
	Studying Abroad PreparationⅠ	1	Studying Abroad PreparationⅡ	1	Reading in progressⅠ	2
	TOEIC 演習Ⅰ	1	TOEIC 演習Ⅱ	1	観光英語	1
			Academic Writing	1	英語文学Ⅰ	2
					総合中国語会話Ⅲ	1
					総合中国語読解Ⅲ	1
		必修科目		TOEIC 演習：AdvancedⅠ		
		海外語学研修Ⅰ		3		
		海外語学研修Ⅱ		3		

3 年次		4 年次	
春学期	秋学期	春学期	秋学期

環境マネジメント論	2
京都観光研究	2

観光フィールドワーク II	3
京都観光案内実習 II	2

日本語講読	1	日本語聽解	1
-------	---	-------	---

総合中国語会話 IV	1	観光中国語	1
総合中国語読解 IV	1	中国語実務通訳	1
中級中国語作文 II	2	中国語観光通訳	1
中級中国語会話 II	2		
中級中国語聴解 II	2		
中級中国語読解 II	2		
英語通訳 I	1	TOEIC 演習 : Advanced II	1
Writing in Progress II	2	英語通訳 II	1
Speaking in Progress II	2	Listening in Progress II	2
エアライン・イングリッシュ	1	Reading in progress II	2
		Presentation in English	1
		通訳案内士のための英語	1
		英語文学 II	2

必修科目

子ども教育学部 子ども教育学科 カリキュラム表

教養科目

授業科目		単位数					週時間	形態	配当年次	免許資格				備考
		(コース必修)								保	幼	小	中	
必修	選択	乳幼児	子ども	英専										
基礎科目	キリスト教学	2					2	講義	1	○				11 単位以上
	キリスト教文化	1					2	演習	1	○				
	日本語表現法	2					2	講義	1	○				
	英語 I	1					2	演習	1	○	○	○	○	
	英語 II	1					2	演習	1	○	○	○	○	
	情報技術 I	2					2	演習	1	○	○	○	○	
	情報技術 II		2				2	演習	1					
	音楽理論		2				2	講義	1					
	体育理論		1				1	講義	1	○	○	○	○	
	体育実技		1				2	実技	1	○	○	○	○	
	日本国憲法		2				2	講義	1	△	○	○	○	
	ジェネリックスキル I	1					2	演習	1					
	ジェネリックスキル II	1					2	演習	1					
教養科目	生命と環境		2				2	講義	1					4 単位以上
	健康の科学		2				2	講義	1					
	現代社会論		2				2	講義	1					
	市民生活と法		2				2	講義	1					
	女性学		2				2	講義	1					
	国際理解		2				2	講義	1					
	子どもの読書生活		2				2	講義	1					
	人権と子ども		2				2	講義	1					
	乳幼児教育・保育の基礎		2				2	講義	1					
	現代の教養		2				2	講義	1					
教養展開科目B	伝統文化論（茶道）I	1					2	演習	1					2 単位以上
	伝統文化論（茶道）II	1					2	演習	1					
	伝統文化論（茶道）III		1				2	演習	2					
	伝統文化論（茶道）IV		1				2	演習	2					
	伝統文化論（茶道）V		1				2	演習	3					
	伝統文化論（茶道）VI		1				2	演習	3					
	伝統文化論（茶道）VII		1				2	演習	4					
	伝統文化論（茶道）VIII		1				2	演習	4					

専門科目

授業科目		単位数				週時間	形態	配当年次	免許資格				備考
		(コース必修)							保	幼	小	中	
		必修	選択	乳幼児	子ども	英専							
学部基幹科目	保育原理		2				2	講義	1	○			
	教育原理	2					2	講義	1	○	○	○	○
	教職論（幼・保）		2※				2	講義	1	○	○		
	教職論（小・中）		2※				2	講義	1		○	○	
	発達心理学	2					2	講義	1	○	○	○	○
	社会福祉原論Ⅰ		2				2	講義	1	○			
	社会福祉原論Ⅱ		2				2	講義	3	▲			
	体験実習aⅠ		1				2	実習	1		□	■	▼
	体験実習aⅡ		1				2	実習	2		□	■	▼
	体験実習b		1				2	実習	2				
	教育ボランティアワーク		1				集中	実習	4		□	■	▼
	子ども学研究入門Ⅰ	1					2	演習	2				
	子ども学研究入門Ⅱ	1					2	演習	2				
	子ども学専門演習Ⅰ	1					2	演習	3				
	子ども学専門演習Ⅱ	1					2	演習	3				
専門科目	子ども学専門演習Ⅲ	1					2	演習	4				
	子ども学専門演習Ⅳ	1					2	演習	4				
	教育実習指導a		1				集中	演習	3		☆1	★1	
	教育実習a		4				集中	実習	3		☆1	★1	
	教育実習指導b		1				集中	演習	3		☆2	★2	
	教育実習b		4				集中	実習	3		☆2	★2	
	教育実習指導c		1				集中	演習	3				○
	教育実習c		4				集中	実習	4				○
	保育実習指導Ia	1					2	演習	2	○			
	保育実習Ia	2					集中	実習	2	○			
	保育実習指導Ib	1					2	演習	2	○			
	保育実習Ib	2					集中	実習	2	○			
	保育実習II	1					2	演習	3	○			
	保育実習II	2					集中	実習	3	○			
	教職実践演習（幼・小・中）	2					2	演習	4	○	○	○	○
専門発展科目	子どもの心と教育		2				2	講義	3	▲			
	子どものメディア論		2				2	講義	3	▲			
	子どもの生活空間		2				2	講義	3	▲			
	子どもの食育論		2				2	講義	3	▲			
	子どもの遊び		2				2	講義	3	▲			
	地域福祉論		2				2	講義	3	▲			
	障害者福祉論		2				2	講義	3	▲			
	カウンセリング理論		2				2	講義	3	▲			
	家族心理学		2			◎	2	講義	3	▲			
	異文化理解		2			◎	2	講義	3				○
	多文化共生論		2				2	講義	3				▽

18 単位以上

4 単位以上

} いずれか
選択必修

授業科目		単位数					週時間	形態	配当年次	免許資格				備考			
		(コース必修)								保	幼	小	中				
		必修	選択	乳幼児	子ども	英専											
子ども教育科目	比較教育制度論	2					2	講義	3		○	○	○	42単位以上 ※からいざれか1科目選択必修			
	特別支援教育論	1					1	講義	2		○	○	○				
	教育課程論	2					2	講義	2		○	○	○				
	幼児教育方法論		2				2	講義	3		○						
	教育方法論		2				2	講義	2		○	○	○				
	教育相談		2				2	講義	2		○	○	○				
	総合教育		1				2	演習	1								
	ピアノ基礎Ⅰ		1				2	演習	1								
	ピアノ基礎Ⅱ		1				2	演習	1								
	器楽Ⅰ		1				2	演習	2	▲							
	器楽Ⅱ		1				2	演習	2	▲							
	器楽Ⅲ		1				2	演習	3	▲							
	器楽Ⅳ		1				2	演習	3	▲							
	音楽基礎(ソルフェージュ)	1					2	演習	1								
	幼児と音楽		1				2	演習	2	▲	□						
専門科目	健康	2	※	○			2	講義	1		○			※からいざれか1科目選択必修			
	人間関係	2	※	○			2	講義	1		○						
	環境	2	※	○			2	講義	1		○						
	言葉	2	※	○			2	講義	1		○						
	表現	2	※	○			2	講義	1		○						
	保育内容総論	2		○			2	演習	1	○	○						
	保育内容(健康)		2	○			2	演習	2	○	○						
	保育内容(人間関係)		2	○			2	演習	2	○	○						
	保育内容(環境)		2	○			2	演習	2	○	○						
	保育内容(言葉)		2	○			2	演習	2	○	○						
	保育内容(造形表現)		2	○			2	演習	2	○	○						
	保育内容(表現活動)		2	○			2	演習	2	○	○						
	子ども家庭福祉		2	○			2	講義	2	○							
	子ども家庭支援論		2	○			2	講義	3	○							
	社会的養護Ⅰ		2	○			2	講義	2	○							
	子ども家庭支援の心理学		2	○			2	講義	3	○							
	幼児理解		2	○			2	演習	3		○						
	子どもの保健		2	○			2	講義	1	○							
	子どもの食と栄養		2	○			2	演習	2	○							
	保育の計画と評価		2	○			2	講義	2	○							
	保育の表現技術Ⅰ		2	○			2	演習	3	○							
	保育の表現技術Ⅱ		2	○			2	演習	3	○							
初等中等教育科目	乳児保育Ⅰ		2	○			2	講義	2	○				※(「教科国語」「教科生活」「教科英語」)からいざれか1科目選択必修			
	乳児保育Ⅱ		1	○			2	演習	2	○							
	子どもの健康と安全		1	○			2	演習	2	○							
	障害児保育		2	○			2	演習	2	○							
	社会的養護Ⅱ		1	○			2	演習	2	○							
	子育て支援		1	○			2	演習	3	○							
	道徳教育論		2		○	○	2	講義	3		○	○					
	総合的な学習の時間の指導法		2		○	○	2	講義	3		○	○					
	特別活動の指導法		2		○	○	2	講義	3		○	○					
	生徒指導・進路指導論		2		○	○	2	講義	3		○	○					
	教科国語	2	※		○	○	2	講義	1		◆						
	教科社会		2		○	○	2	講義	1		◆						
	教科算数		2		○	○	2	講義	1		◆						
	教科理科		2		○	○	2	講義	1		◆						
	教科生活	2	※		○	○	2	講義	1		◆						
	教科音楽		2		○	○	2	講義	1		◆						
	教科図画工作		2		○	○	2	講義	1		◆						
	教科家庭		2		○	○	2	講義	1		◆						
	教科体育		2		○	○	2	講義	1		◆						
	教科英語		2	※		○	○	2	講義	1		◆					

授業科目		単位数				週時間	形態	配当年次	免許資格				備考	
		(コース必修)							保		幼			
		必修	選択	乳幼児	子ども	英専								
初等中等教育科目	国語科教育法Ⅰ		2		○	○	2	講義	2			○		
	国語科教育法Ⅱ		2		○	○	2	講義	3			■		
	社会科教育法Ⅰ		2		○	○	2	講義	2			○		
	社会科教育法Ⅱ		2		○	○	2	講義	3			■		
	算数科教育法Ⅰ		2		○	○	2	講義	2			○		
	算数科教育法Ⅱ		2		○	○	2	講義	3			■		
	理科教育法Ⅰ		2		○	○	2	講義	2			○		
	理科教育法Ⅱ		2		○	○	2	講義	3			■		
	生活科教育法		2		○	○	2	講義	2			○		
	音楽科教育法		2		○	○	2	講義	2			○		
	図画工作科教育法		2		○	○	2	講義	2			○		
	家庭科教育法		2		○	○	2	講義	2			○		
	体育科教育法		2		○	○	2	講義	2			○		
	英語科教育法		2		○	○	2	講義	2			○		
	水泳指導法		1		○	○	2	実習	2					
	中学校英語指導法Ⅰ		2		○	○	2	講義	2			○		
	中学校英語指導法Ⅱ		2		○	○	2	講義	3			○		
	中学校英語指導法Ⅲ		2		○	○	2	講義	3			○		
	中学校英語指導法Ⅳ		2		○	○	2	講義	4			○		
専門科目	児童英語教育論		2		○	○	2	講義	3			■		
	英語教材研究		2		○	○	2	講義	3			■		
	学習指導の技術Ⅰ		2		○	○	2	講義	3					
	学習指導の技術Ⅱ		2		○	○	2	講義	3					
	第二言語教育論		2			△	2	講義	3					
	英語学Ⅰ		2			○	2	講義	2			○		
	英語学Ⅱ		2			○	2	講義	3			○		
	Children's Literature		2			△	2	講義	3			▽		
	初級英語コミュニケーションⅠ		1			○	2	演習	2			○		
	初級英語コミュニケーションⅡ		1			○	2	演習	2			○		
	中級英語コミュニケーションⅠ		1			△	2	演習	3			○		
	中級英語コミュニケーションⅡ		1			△	2	演習	3			○		
	上級英語コミュニケーションⅠ		1			△	2	演習	4			○		
	上級英語コミュニケーションⅡ		1			△	2	演習	4			○		
	英語プレゼンテーション		1			△	2	演習	3			▽		
	海外の子どもと教育Ⅰ		2			△	2	講義	2			▽		
	海外の子どもと教育Ⅱ		2			△	2	講義	2			▽		
	Children's Life in English		2			△	2	講義	3			▽		
	実用英語Ⅰ		1			△	2	演習	1					
	実用英語Ⅱ		1			△	2	演習	1					
	実用英語Ⅲ		1			△	2	演習	2					
	実用英語Ⅳ		1			△	2	演習	2					
	TOEIC 演習Ⅰ		1			△	2	演習	3					
	TOEIC 演習Ⅱ		1			△	2	演習	3					
	メディアの英語a		1			△	2	演習	2					
	メディアの英語b		1			△	2	演習	2					
	ホスピタリティ英語		1			△	2	演習	1					
	保育・教育の英語		1			△	2	演習	1					
	Japanese Culture in English		2			○	2	講義	3					
	海外英語研修		1			△	集中	実習	1					
卒業研究		6						演習	4				6 単位	

コース略称：「乳幼児」…乳幼児保育コース、「子ども」…子ども教育コース、「英専」…子ども教育コース（英語教育専修）

各コースにおいて、「○」…コース必修、「□」…14単位選択必修、「△」…14単位選択必修

免許資格欄：○…免許資格の必修科目 ★☆◇◆□■△▲…免許資格の選択科目

保（保育士資格）：▲から6単位以上修得。

幼（幼稚園教諭一種免許状）：☆1か☆2を選択必修。◇から6単位以上修得。△と□から13単位以上修得。

小（小学校教諭一種免許状）：★1か★2を選択必修。◆から8単位以上修得。◆と■から14単位以上修得。

中（中学校教諭一種免許状（英語））：▽から4単位以上修得。○と▽と▼から59単位以上修得

子ども教育学部 子ども教育学科 卒業要件単位数

科 目 区 分		単位数	科 目 区 分	単位数
教 養 科 目	基礎科目	11 以上	学部基幹科目	18 以上
	教養展開科目 A	4 以上	実習科目	
	教養展開科目 B	2 以上	専門発展科目	4 以上
			子ども教育科目	
			乳幼児保育科目	42 以上
			初等中等教育科目	
			英語教育科目	
			卒業研究	6
教 育 科 目 合 計		17 以上	専 門 科 目 合 計	70 以上
			卒 業 要 件 総 数	128 以上

子ども教育学部 子ども教育学科 カリキュラムマップ

- DP1 本学の建学の精神およびキリスト教の精神に基づく人間性と、豊かな教養を有している。
 DP2 子どもの教育や保育に関する幅広い知識および技能を身につけ、それを応用し、実践につなげることができる。
 DP3 子どもの教育や保育に関わる専門家としての責任感、倫理観を持って、社会に貢献することができる。
 DP4 子どもを取り巻く様々な課題を多角的にとらえ、必要な情報を収集、分析、整理し、問題解決に向けて創造的に思考することができる。
 DP5 社会性を身につけ、他者と共に感し協働してものごとに取り組むことができる。

◎：ディプロマポリシー（DP）と特に関連する科目
 ○：ディプロマポリシー（DP）に関連がある科目

科目区分	授業科目的名称	配当年次	単位数	DP1			DP2			DP3			DP4			DP5		
				必修	選択	乳幼児	子ども	英専										
基礎科目	キリスト教学	1	2	○	○	○												
	キリスト教文化	1	1	○	○	○	○											
	日本語表現法	1	2	○	○	○	○											
	英語 I	1	1	○	○	○	○											
	英語 II	1	1	○	○	○	○											
	情報技術 I	1	2	○	○	○	○											
	情報技術 II	1		2	○	○	○											
	音楽理論	1		2	○	○	○											
	体育理論	1		1	○	○	○		○	○	○							
	体育実技	1		1	○	○	○		○	○	○							
教養科目	日本国憲法	1		2	○	○	○		○	○	○							
	ジェネリックスキル I	1	1		○	○	○		○	○	○				○	○	○	
	ジェネリックスキル II	1	1		○	○	○								○	○	○	
	生命と環境	1		2	○	○	○											
	健康の科学	1		2	○	○	○											
	現代社会論	1		2	○	○	○											
	市民生活と法	1		2	○	○	○											
	女性学	1		2	○	○	○											
	国際理解	1		2	○	○	○											
	子どもの読書生活	1		2	○	○	○		○	○	○							
教養展開科目A	人権と子ども	1		2	○	○	○					○	○	○				
	乳幼児教育・保育の基礎	1		2	○	○	○		○	○	○							
	現代の教養	1		2	○	○	○											
	伝統文化論（茶道）I	1	1		○	○	○											
	伝統文化論（茶道）II	1	1		○	○	○											
	伝統文化論（茶道）III	2		1	○	○	○											
	伝統文化論（茶道）IV	2		1	○	○	○											
	伝統文化論（茶道）V	3		1	○	○	○											
	伝統文化論（茶道）VI	3		1	○	○	○											
	伝統文化論（茶道）VII	4		1	○	○	○											
教養展開科目B	伝統文化論（茶道）VIII	4		1	○	○	○											
	保育原理	1		2					○	○	○		○	○	○	○	○	○
	教育原理	1	2						○	○	○		○	○	○	○	○	○
	教職論（幼・保）	1		2	※				○	○	○		○	○	○	○	○	○
	教職論（小・中）	1		2	※				○	○	○		○	○	○	○	○	○
	発達心理学	1	2						○	○	○							
	社会福祉原論 I	1		2					○	○	○		○	○	○	○	○	○
	社会福祉原論 II	3		2					○	○	○		○	○	○	○	○	○
	体験実習 a I	1		1									○	○	○	○	○	○
	体験実習 a II	2		1									○	○	○	○	○	○
専門科目	体験実習 b	2		1									○	○	○	○	○	○
	教育ボランティアワーク	4		1									○	○	○	○	○	○
	子ども学研究入門 I	2	1						○	○	○				○	○	○	
	子ども学研究入門 II	2	1						○	○	○				○	○	○	
	子ども学専門演習 I	3	1						○	○	○				○	○	○	
	子ども学専門演習 II	3	1						○	○	○				○	○	○	
	子ども学専門演習 III	4	1						○	○	○				○	○	○	
	子ども学専門演習 IV	4	1						○	○	○				○	○	○	
	教育実習指導 a	3		1					○	○	○		○	○	○	○	○	○
	教育実習 a	3		4					○	○	○		○	○	○	○	○	○
実習科目	教育実習指導 b	3		1					○	○	○		○	○	○	○	○	○
	教育実習 b	3		4					○	○	○		○	○	○	○	○	○
	教育実習指導 c	3		1									○					
	教育実習 c	4		4									○					
	保育実習指導 I a	2		1					○	○	○		○	○	○	○	○	○
	保育実習 I a	2		2					○	○	○		○	○	○	○	○	○
	保育実習指導 I b	2		1					○	○	○		○	○	○	○	○	○
	保育実習 I b	2		2					○	○	○		○	○	○	○	○	○
	保育実習 II	3		1					○	○	○		○	○	○	○	○	○
	保育実習 II	3		2					○	○	○		○	○	○	○	○	○
	教職実践演習（幼・小・中）	4	2						○	○	○		○	○	○	○	○	○

科目区分	授業科目的名称	配当年次	単位数		DP1		DP2		DP3		DP4		DP5			
			必修	選択	乳幼児	子ども	英専	乳幼児	子ども	英専	乳幼児	子ども	英専	乳幼児	子ども	英専
専門發展科目	子どもの心と教育	3		2				◎	◎	◎				◎	◎	◎
	子どものメディア論	3		2				◎	◎	◎				◎	◎	◎
	子どもの生活空間	3		2				◎	◎	◎				◎	◎	◎
	子どもの食育論	3		2				◎	◎	◎				◎	◎	◎
	子どもの遊び	3		2				◎	◎	◎				◎	◎	◎
	地域福祉論	3		2				◎	◎	◎	○	○	○			
	障害者福祉論	3		2				◎	◎	◎	○	○	○			
	カウンセリング理論	3		2				◎	◎	◎	○	○	○			
	家族心理学	3		2				◎	◎	◎				◎	◎	◎
	異文化理解	3		2				◎	◎	◎				◎	◎	◎
子ども教育科目	多文化共生論	3		2				◎	◎	◎				◎	◎	◎
	比較教育制度論	3	2					◎	◎	◎	○	○	○			
	特別支援教育論	2	1					◎	◎	◎	○	○	○			
	教育課程論	2	2					◎	◎	◎	○	○	○			
	幼児教育方法論	3		2				◎	◎	◎	○	○	○			
	教育方法論	2		2				○	○	○	○	○	○			
	教育相談	2		2				○	○	○	○	○	○			
	総合教育	1		1					○	○	○	○	○		◎	◎
	ピアノ基礎 I	1		1				◎	○	○	○	○	○			
	ピアノ基礎 II	1		1				◎	○	○	○	○	○			
専門科目	器楽 I	2		1				◎	○	○	○	○	○			
	器楽 II	2		1				◎	○	○	○	○	○			
	器楽 III	3		1				◎	○	○	○	○	○			
	器楽 IV	3		1				◎	○	○	○	○	○			
	音楽基礎（ソルフェージュ）	1	1					◎	○	○	○	○	○			
	幼児と音楽	2		1				◎	○	○	○	○	○			
	健康	1		2*				○	○	○	○	○	○			
	人間関係	1		2*				○	○	○	○	○	○			
	環境	1		2*				○	○	○	○	○	○			
	言葉	1		2*				○	○	○	○	○	○			
乳幼児保育科目	表現	1		2*				○	○	○	○	○	○			
	保育内容総論	1	2					○	○	○	○	○	○			
	保育内容（健康）	2		2				○	○	○	○	○	○			
	保育内容（人間関係）	2		2				○	○	○	○	○	○			
	保育内容（環境）	2		2				○	○	○	○	○	○			
	保育内容（言葉）	2		2				○	○	○	○	○	○			
	保育内容（造形表現）	2		2				○	○	○	○	○	○			
	保育内容（表現活動）	2		2				○	○	○	○	○	○			
	子ども家庭福祉	2		2				○	○	○	○	○	○			
	子ども家庭支援論	3		2				○	○	○	○	○	○			
乳幼児保育科目	社会的養護 I	2		2				○	○	○	○	○	○			
	子ども家庭支援の心理学	3		2				○	○	○	○	○	○			
	幼児理解	3		2				○	○	○	○	○	○			
	子どもの保健	1		2				○	○	○	○	○	○			
	子どもの食と栄養	2		2				○	○	○	○	○	○			
	保育の計画と評価	2		2				○	○	○	○	○	○			
	保育の表現技術 I	3		2				○	○	○	○	○	○			
	保育の表現技術 II	3		2				○	○	○	○	○	○			
	乳児保育 I	2		2				○	○	○	○	○	○			
	乳児保育 II	2		1				○	○	○	○	○	○			
カリキュラム	子どもの健康と安全	2		1				○	○	○	○	○	○			
	障害児保育	2		2				○	○	○	○	○	○			
	社会的養護 II	2		1				○	○	○	○	○	○			
	子育て支援	3		1				○	○	○	○	○	○			

科目区分	授業科目的名称	配当年次	単位数	DP1			DP2			DP3			DP4			DP5		
				必修	選択	乳幼児子ども英専												
初等中等教育科目	道徳教育論	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
	総合的な学習の時間の指導法	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
	特別活動の指導法	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
	生徒指導・進路指導論	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
	教科国語	1	2※			○	○	○	○	○	○	○						
	教科社会	1	2			○	○	○	○	○	○	○						
	教科算数	1	2			○	○	○	○	○	○	○						
	教科理科	1	2			○	○	○	○	○	○	○						
	教科生活	1	2※			○	○	○	○	○	○	○						
	教科音楽	1	2			○	○	○	○	○	○	○						
	教科図画工作	1	2			○	○	○	○	○	○	○						
	教科家庭	1	2			○	○	○	○	○	○	○						
	教科体育	1	2			○	○	○	○	○	○	○						
	教科英語	1	2※			○	○	○	○	○	○	○						
	国語科教育法Ⅰ	2	2			○	○	○	○	○	○	○						
	国語科教育法Ⅱ	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
	社会科教育法Ⅰ	2	2			○	○	○	○	○	○	○						
	社会科教育法Ⅱ	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
	算数科教育法Ⅰ	2	2			○	○	○	○	○	○	○						
	算数科教育法Ⅱ	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
	理科教育法Ⅰ	2	2			○	○	○	○	○	○	○						
	理科教育法Ⅱ	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
	生活科教育法	2	2			○	○	○	○	○	○	○						
	音楽科教育法	2	2			○	○	○	○	○	○	○						
	図画工作科教育法	2	2			○	○	○	○	○	○	○						
	家庭科教育法	2	2			○	○	○	○	○	○	○						
	体育科教育法	2	2			○	○	○	○	○	○	○						
	英語科教育法	2	2			○	○	○	○	○	○	○						
	水泳指導法	2	1			○	○	○	○	○	○	○						
専門科目	中学校英語指導法Ⅰ	2	2			○	○	○	○	○	○	○						
	中学校英語指導法Ⅱ	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
	中学校英語指導法Ⅲ	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
	中学校英語指導法Ⅳ	4	2			○	○	○	○	○	○	○						
	児童英語教育論	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
	英語教材研究	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
	学習指導の技術Ⅰ	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
	学習指導の技術Ⅱ	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
	第二言語教育論	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
	英語学Ⅰ	2	2			○	○	○	○	○	○	○						
	英語学Ⅱ	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
	Children's Literature	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
英語教育科目	初級英語コミュニケーションⅠ	2	1			○	○	○	○	○	○	○						
	初級英語コミュニケーションⅡ	2	1			○	○	○	○	○	○	○						
	中級英語コミュニケーションⅠ	3	1			○	○	○	○	○	○	○						
	中級英語コミュニケーションⅡ	3	1			○	○	○	○	○	○	○						
	上級英語コミュニケーションⅠ	4	1			○	○	○	○	○	○	○						
	上級英語コミュニケーションⅡ	4	1			○	○	○	○	○	○	○						
	英語プレゼンテーション	3	1			○	○	○	○	○	○	○						
	海外の子どもと教育Ⅰ	2	2			○	○	○	○	○	○	○						
	海外の子どもと教育Ⅱ	2	2			○	○	○	○	○	○	○						
	Children's Life in English	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
	実用英語Ⅰ	1	1			○	○	○	○	○	○	○						
	実用英語Ⅱ	1	1			○	○	○	○	○	○	○						
	実用英語Ⅲ	2	1			○	○	○	○	○	○	○						
	実用英語Ⅳ	2	1			○	○	○	○	○	○	○						
	TOEIC演習Ⅰ	3	1			○	○	○	○	○	○	○						
	TOEIC演習Ⅱ	3	1			○	○	○	○	○	○	○						
	メディアの英語a	2	1			○	○	○	○	○	○	○						
	メディアの英語b	2	1			○	○	○	○	○	○	○						
	ホスピタリティ英語	1	1			○	○	○	○	○	○	○						
	保育・教育の英語	1	1			○	○	○	○	○	○	○						
	Japanese Culture in English	3	2			○	○	○	○	○	○	○						
	海外英語研修	1	1			○	○	○	○	○	○	○						
	卒業研究	4	6			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

カリキュラム

子ども教育学部 子ども教育学科 カリキュラムツリー

《乳幼児保育コース》

		1年次		2年次	
		春学期	秋学期	春学期	秋学期
DP1	基礎科目	キリスト教学 日本語表現法 英語 I 情報技術 I 体育理論 体育実技 音楽理論 日本国憲法 ジェネリックスキル I	2 2 1 2 1 1 2 2 1	キリスト教文化 英語 II 情報技術 II ジェネリックスキル II	1 1 2
		健康の科学 現代社会論 国際理解 人権と子ども 現代の教養	2 2 2 2 2	生命と環境 市民生活と法 女性学 子どもの読書生活 乳幼児教育・保育の基礎	2 2 2 2 2
		伝統文化論（茶道）I 教育原理	1 2	伝統文化論（茶道）II	1
		教養展開科目B		伝統文化論（茶道）III	1
		保育原理 発達心理学	2	伝統文化論（茶道）IV	1
				社会福祉原論 I	2
DP2	専門発展科目	ピアノ基礎 I 音楽基礎（ソルフェージュ）	1 1	ピアノ基礎 II	1
				器楽 I 幼児と音楽	1 1
		子ども教育科目		器楽 II	1
		人間関係 環境 表現 保育内容総論	2 2 2 2	教育相談 教育課程論 特別支援教育論 保育内容（人間関係） 保育内容（環境） 保育内容（表現活動） 社会的養護 I 乳児保育 I	2 2 1 2 2 2 2 1
				子どもの保健	2
				子どもの健康と安全	2
		乳幼児保育科目		子どもの食と栄養	2
				子ども家庭福祉 障害児保育 保育の計画と評価	2 2 2
DP3	初等中等教育科目	教科英語	2	教科国語 教科生活	2 2
				保育実習指導 I a 保育実習指導 I b	1 1
DP4	実習科目	保育実習 I a 保育実習 I b	2	保育実習 I a 保育実習 I b	2
DP5	学部基幹科目 学部基幹科目 子ども教育科目	子ども学研究入門 I 体験実習 a I	1	子ども学研究入門 II 体験実習 a II	1 1
		総合教育	1	体験実習 b	1
		必修科目		選択必修科目	

3 年次		4 年次	
春学期	秋学期	春学期	秋学期

■ 伝統文化論（茶道）V 1 ■ 伝統文化論（茶道）VI 1 ■ 伝統文化論（茶道）VII 1 ■ 伝統文化論（茶道）VIII 1

■ 子どもの心と教育	2	■ 社会福祉原論 II	2
■ 子どもの遊び	2	■ 子どものメディア論	2
■ 子どもの食育論	2	■ 子どもの生活空間	2
■ 地域福祉論	2	■ 家族心理学	2
■ カウンセリング理論	2	■ 障害者福祉論	2
■ 異文化理解	2	■ 多文化共生論	2
■ 器楽 III	1	■ 器楽 IV	1

■ 比較教育制度論 2
■ 幼児教育方法論 2

■ 子ども家庭支援論	2	■ 子ども家庭支援の心理学	2
■ 幼児理解	2	■ 子育て支援	1
■ 保育の表現技術 I	1	■ 保育の表現技術 II	1

■ 教育実習指導 a 1 ■ 教育実習 a 4

■ 保育実習指導 II 1 ■ 保育実習 II 2
■ 子ども学専門演習 I 1 ■ 子ども学専門演習 II 1 ■ 子ども学専門演習 III 1 ■ 教職実践演習（幼・小・中） 2
■ 子ども学専門演習 IV 1
■ 教育ボランティアワーク 1

■ 必修科目

■ 選択必修科目

《子ども教育コース》

		1年次		2年次	
		春学期	秋学期	春学期	秋学期
DP1	基礎科目	キリスト教学 日本語表現法 英語 I 情報技術 I 体育理論 体育実技 音楽理論 日本国憲法 ジェネリックスキル I	2 2 1 2 1 1 2 2 1	キリスト教文化 英語 II 情報技術 II ジェネリックスキル II	1 1 2 1 2 2 2 2 1
		健康の科学 現代社会論 国際理解 人権と子ども 現代の教養	2 2 2 2 2	生命と環境 市民生活と法 女性学 子どもの読書生活 乳幼児教育・保育の基礎	2 2 2 2 2
		教養展開科目 A 教養展開科目 B	1 2	伝統文化論（茶道）I 教育原理	1 2
				伝統文化論（茶道）II	1
				伝統文化論（茶道）III	1
				伝統文化論（茶道）IV	1
		学部基幹科目	2	教職論（小・中） 教職論（幼・保）	2 2
		発達心理学	2		
		専門発展科目			
		音楽基礎（ソルフェージュ）	1		
DP2	子ども教育科目			幼児教育方法論 教育方法論 教育相談 教育課程論 特別支援教育論	2 2 2 2 1
		乳幼児保育科目	2 2 2 2	健康 言葉	2 2
		人間関係 環境 表現 保育内容総論	2 2 2 2	保育内容（人間関係） 保育内容（環境） 保育内容（表現活動）	2 2 2
		初等中等教育科目	2 2 2 2 2	教科国語 教科生活 教科理科 教科家庭 教科体育 教科英語	2 2 2 2 2 2
				社会科教育法 I 算数科教育法 I 理科教育法 I 家庭科教育法 体育科教育法 英語科教育法	2 2 2 2 2 2
				国語科教育法 I 生活科教育法 音楽科教育法 図画工作科教育法	2 2 2 2
				水泳指導法	1
		実習科目			
		学部基幹科目			
		学部基幹科目			
DP3	子ども教育科目	体験実習 a I	1	子ども学研究入門 I 体験実習 a II	1 1
		総合教育	1	子ども学研究入門 II 体験実習 b	1 1
必修科目		選択必修科目			

3年次		4年次	
春学期	秋学期	春学期	秋学期

■ 伝統文化論（茶道）V 1 ■ 伝統文化論（茶道）VI 1 ■ 伝統文化論（茶道）VII 1 ■ 伝統文化論（茶道）VIII 1

子どもの心と教育	2	子どものメディア論	2
子どもの遊び	2	子どもの生活空間	2
子どもの食育論	2	家族心理学	2
地域福祉論	2	障害者福祉論	2
カウンセリング理論	2		
異文化理解	2	多文化共生論	2

■ 比較教育制度論 2

国語科教育法Ⅱ	2
社会科教育法Ⅱ	2
算数科教育法Ⅱ	2
理科教育法Ⅱ	2

道徳教育論	2	総合的な学習の時間の指導法	2
生徒指導・進路指導論	2	特別活動の指導法	2
児童英語教育論	2	英語教材研究	2
学習指導の技術Ⅰ	2	学習指導の技術Ⅱ	2
教育実習指導 b	1	教育実習 b	4

■ 子ども学専門演習 I 1 ■ 子ども学専門演習 II 1 ■ 子ども学専門演習 III 1 ■ 教職実践演習（幼・小・中） 2 ■ 子ども学専門演習 IV 1

■ 教育ボランティアワーク 1

■ 必修科目

■ 選択必修科目

《子ども教育コース（英語教育専修）》

		1年次		2年次	
		春学期		秋学期	
		春学期	秋学期	春学期	秋学期
DP1	基礎科目	キリスト教学	2	キリスト教文化	1
		日本語表現法	2		
		英語Ⅰ	1	英語Ⅱ	1
		情報技術Ⅰ	2	情報技術Ⅱ	2
		体育理論	1		
		体育実技	1		
		音楽理論	2		
		日本国憲法	2		
		ジェネリックスキルⅠ	1		
		健康の科学	2		
DP2	教養展開 科目 A	現代社会論	2		
		国際理解	2		
		人権と子ども	2		
		現代の教養	2		
		伝統文化論（茶道）Ⅰ	1	伝統文化論（茶道）Ⅲ	1
	学部基幹 科目	教育原理	2	伝統文化論（茶道）Ⅳ	1
		教職論（小・中）	2		
		発達心理学	2		
DP2	専門発展 科目	音楽基礎（ソルフェージュ）	1		
	子ども教育 科目	教育方法論	2		
		教育相談	2		
		教育課程論	2		
		特別支援教育論	1		
DP2	乳幼児保育 科目	人間関係	2	健康	2
		環境	2	言葉	2
		表現	2		
		保育内容総論	2		
		教科社会	2	教科国語	2
	初等中等 教育科目	教科算数	2	教科生活	2
		教科理科	2	教科音楽	2
		教科家庭	2	教科図画工作	2
		教科体育	2		
		教科英語	2		
DP3	英語教育 科目	社会科教育法Ⅰ	2	国語科教育法Ⅰ	2
		生活科教育法	2	生活科教育法	2
		理科教育法Ⅰ	2	音楽科教育法	2
		家庭科教育法	2	図画工作科教育法	2
		体育科教育法	2		
		英語科教育法	2		
		水泳指導法	1		
DP3	実習科目	中学校英語指導法Ⅰ	2		
		英語学Ⅰ	2		
		初級英語コミュニケーションⅠ	1	初級英語コミュニケーションⅡ	1
DP4	学部基幹科目	海外の子どもと教育Ⅰ	2	海外の子どもと教育Ⅱ	2
		実用英語Ⅲ	1	実用英語Ⅳ	1
		メディアの英語a	1	メディアの英語b	1
DP5	学部基幹 科目 子ども教育科目	海外英語研修	1		
		子ども学研究入門Ⅰ	1	子ども学研究入門Ⅱ	1
		体験実習aⅠ	1	体験実習aⅡ	1
		総合教育	1	体験実習b	1

必修科目

選択必修科目

3年次		4年次	
春学期	秋学期	春学期	秋学期

■ 伝統文化論（茶道）V 1 ■ 伝統文化論（茶道）VI 1 ■ 伝統文化論（茶道）VII 1 ■ 伝統文化論（茶道）VIII 1

子どもの心と教育	2	子どものメディア論	2
子どもの遊び	2	子どもの生活空間	2
子どもの食育論	2	家族心理学	2
地域福祉論	2	障害者福祉論	2
カウンセリング理論	2	多文化共生論	2
異文化理解	2		

■ 比較教育制度論 2

国語科教育法Ⅱ	2
社会科教育法Ⅱ	2
算数科教育法Ⅱ	2
理科教育法Ⅱ	2

道徳教育論	2	総合的な学習の指導法	2
生徒指導・進路指導論	2	特別活動の指導法	2
児童英語教育論	2	英語教材研究	2
学習指導の技術Ⅰ	2	学習指導の技術Ⅱ	2
中学校英語指導法Ⅱ	2	中学校英語指導法Ⅲ	2
第二言語教育論	2	中学校英語指導法Ⅳ	2
英語学Ⅱ	2		
中級英語コミュニケーションⅠ	1	Children's Literature	2
英語プレゼンテーション	1	中級英語コミュニケーションⅡ	1
Children's Life in English	2	上級英語コミュニケーションⅠ	1
TOEIC 演習Ⅰ	1	上級英語コミュニケーションⅡ	1

教育実習指導 b	1	Japanese Culture in English	2
		教育実習 b	4
		教育実習指導 c	1
		教育実習 c	4
子ども学専門演習Ⅰ	1	子ども学専門演習Ⅱ	1
		子ども学専門演習Ⅲ	1
		子ども学専門演習Ⅳ	1
		教職実践演習（幼・小・中）	2
		教育ボランティアワーク	1

■ 必修科目 ■ 選択必修科目

短期大学部 保育科 カリキュラム表

教養科目

授業科目		単位数		週時間	形態	配当年次	免許資格		備考
		必修	選択				幼免	保育士	
教養科目	基礎科目	キリスト教学	2		2	講義	1		○
		キリスト教文化	1		2	演習	1		○
		英語Ⅰ	1		2	演習	1	○	○
		英語Ⅱ	1		2	演習	1	○	○
		日本語表現法		1	2	演習	1		△
		情報処理の方法	2		2	演習	1	○	○
		体育実技	1		2	実技	1	○	○
		体育理論		1	1	講義	1	○	○
		日本国憲法		2	2	講義	1	○	△
教養科目	教養展開科目	生命と環境		2	2	講義	1		
		健康の科学		2	2	講義	1		
		現代社会論		2	2	講義	1		
		市民生活と法		2	2	講義	1		
		女性学		2	2	講義	1		
		国際理解		2	2	講義	1		
		子どもの読書生活		2	2	講義	1		
		乳幼児教育・保育の基礎		2	2	講義	1		
		伝統文化論（茶道）		1	2	演習	1		
		現代の教養		2	2	講義	1		

免許資格欄の○は必修科目、△は選択必修科目

専門科目

授業科目		単位数		週時間	形態	配当年次	免許資格		備考
		必修	選択				幼免	保育士	
専門科目	教育原理（教育の制度を含む）	2		2	講義	1	○	○	
	教職論		2	2	講義	1	○	○	
	教育課程論（保育の計画と評価含む）		2	2	講義	2	○	○	
	幼児教育方法論		2	2	講義	2	○	△	
	特別支援教育論	1	1		講義	1	○	△	
	教育相談（幼児理解を含む）	2	2		講義	2	○	△	
	キリスト教保育		2	2	講義	1		○	
	保育原理Ⅰ	2		2	講義	1		○	
	保育原理Ⅱ		2	2	講義	2		△	
	保育内容総論	1		2	演習	1	○	○	
	保育指導法（健康）		1	2	演習	2	○	○	
	保育指導法（人間関係）		1	2	演習	2	○	○	
	保育指導法（環境）		1	2	演習	2	○	○	
	保育指導法（言葉）		1	2	演習	1	○	○	
心理学系科目	保育指導法（造形表現）		1	2	演習	1	○	○	
	保育指導法（表現活動）		1	2	演習	2	○	○	
	社会福祉	2		2	講義	1		○	
	地域福祉原論		1	1	講義	1		△	
	子ども家庭福祉	2		2	講義	1		○	
	社会的養護Ⅰ		2	2	講義	1		○	
	社会的養護Ⅱ		1	2	演習	2		○	
	子ども家庭支援論		2	2	講義	2		○	
	子育て支援		1	2	演習	2		○	
	障害児保育		2	2	演習	1		○	
保育関連科目	発達心理学	2		2	講義	1	○	○	
	子ども家庭支援の心理学	2		2	講義	2		○	
	子どもの理解と援助		1	2	演習	1		○	
	乳児保育Ⅰ		2	2	講義	1		○	
保育実践科目	乳児保育Ⅱ		1	2	演習	1		○	
	子どもの保健		2	2	講義	1		○	
	子どもの健康と安全		1	1	演習	2		○	
	子どもの食と栄養		2	2	演習	2		○	
	保育・教職実践演習（幼稚園）		2	4	演習	2	○	○	
	保育内容総合研究		1	2	演習	2		△	
	児童文化論		2	2	講義	2		△	
	海外児童文学		2	2	講義	2		△	

48 単位以上

免許資格欄の○は必修科目、△は選択必修科目

専門科目

授業科目	単位数		週時間	形態	配当年次	免許資格		備考
	必修	選択				幼免	保育士	
実習科目	幼稚園教育実習Ⅰ	2	(通年)集中	実習	1	○		
	幼稚園教育実習Ⅱ	3	(通年)集中	実習	2	○		
	保育実習Ⅰ(施設)	2	集中	実習	2		○	
	保育実習Ⅰ(保育所)	2	集中	実習	2		○	
	保育実習指導Ⅰ(施設)	1	2	演習	1・2		○	
	保育実習指導Ⅰ(保育所)	1	2	演習	2		○	
	保育実習Ⅱ	2	集中	実習	2		△	
	保育実習指導Ⅱ	1	2	演習	2		△	
	保育実習Ⅲ	2	集中	実習	2		△	
	保育実習指導Ⅲ	1	2	演習	2		△	
専門科目	音楽(声楽)	1	2	演習	1	○	△	
	音楽(器楽)Ⅰ	1	2	演習	1	○	○	
	音楽(器楽)Ⅱ	1	2	演習	1	○	△	
	音楽(器楽)Ⅲ	1	2	演習	2		△	
	ピアノ基礎Ⅰ	1	2	演習	1			
	ピアノ基礎Ⅱ	1	2	演習	1			
	幼児音楽	1	2	演習	2		△	
	図画工作	1	2	演習	2	○	○	
	体育	1	2	演習	2	○	○	
	国語		2	講義	2	△		
	生活		2	講義	2	△		
	言語表現		1	演習	1		○	
	音楽リズムⅠ		1	演習	1		△	
	音楽リズムⅡ		1	演習	2		△	
	幼児英語		1	演習	2			
	保育基礎演習	1	2	演習	1			
	社会調査の基礎		1	演習	1			
	ボランティアワーク	1	集中	実習	1		△	

免許資格欄の○は必修科目、△は選択必修科目

短期大学部 保育科 卒業要件単位数

科目区分		単位数	科目区分		単位数
教養科目	基礎科目	10以上	専門科目	教育系科目	48以上
			保育系科目		
			福祉系科目		
	教養展開科目	6以上	心理学系科目		
			保育関連科目		
			実習科目		
			基礎技能科目		
教養科目合計		16以上	卒業要件総数		64以上

短期大学部 保育科 カリキュラムマップ

- DP1 本学の建学の精神およびキリスト教の精神に基づく人間性と、豊かな教養を有している。
 DP2 子ども、保護者、同僚など、他者とのコミュニケーションを円滑にとることができ、社会人としての基本的な礼儀作法を有している。
 DP3 子どもに対する深い愛情と幼児教育に対する使命感、社会に貢献しようとする意欲と向上心、責任感を有している。
 DP4 幼児教育の原理や子どもの発達や生育暦、心身の状況に応じた課題を理解し、寄り添う姿勢を持つて子どもとの信頼関係を築くことができる。
 DP5 子どもの反応や状況に応じた環境整備や保育方法に関する基本的な知識と技術、主体的に研究を行ない実践を省察する姿勢を有している。

◎：ディプロマポリシー（DP）と特に関連する科目
 ○：ディプロマポリシー（DP）に関連がある科目

	科目区分	授業科目的名称	配当年次	単位数		DP1	DP2	DP3	DP4	DP5
				必修	選択					
教養科目	教養科目	キリスト教学	1	2		◎				
		キリスト教文化	1	1		○				
		英語Ⅰ	1	1		○	○			
		英語Ⅱ	1	1		○	○			
		日本語表現法	1		1	○				○
		情報処理の方法	1	2		○			○	○
		体育実技	1	1		○			○	○
		体育理論	1		1	○			○	○
		日本国憲法	1		2	○			○	
教養科目	教養展開科目	生命と環境	1		2	○		○	○	
		健康の科学	1		2	○		○	○	
		現代社会論	1		2	○				
		市民生活と法	1		2	○		○		
		女性学	1		2	○				
		国際理解	1		2	○	○		○	
		子どもの読書生活	1		2	○			○	○
		乳幼児教育・保育の基礎	1		2	○				
		伝統文化論（茶道）	1		1	○	○			
専門科目	教育系科目	現代の教養	1		2	○				
		教育原理（教育の制度を含む）	1	2					○	
		教職論	1		2				○	
		教育課程論（保育の計画と評価を含む）	2		2				○	
		幼児教育方法論	2		2		○	○	○	○
		特別支援教育論	1		1				○	○
		教育相談（幼児理解を含む）	2		2	○	○		○	○
		キリスト教保育	1		2	○			○	
		保育原理Ⅰ	1	2				○	○	○
専門科目	保育系科目	保育原理Ⅱ	2		2		○	○	○	○
		保育内容総論	1	1				○	○	
		保育指導法（健康）	2		1			○	○	
		保育指導法（人間関係）	2		1		○		○	○
		保育指導法（環境）	2		1			○	○	
		保育指導法（言葉）	1		1			○	○	
		保育指導法（造形表現）	1		1			○	○	
		保育指導法（表現活動）	2		1		○	○	○	○
		社会福祉	1	2					○	
カリキュラム	福祉系科目	地域福祉原論	1		1			○	○	
		子ども家庭福祉	1	2					○	
		社会的養護Ⅰ	2		2				○	
		社会的養護Ⅱ	2		1				○	○
		子ども家庭支援論	2		2				○	○
		子育て支援	2		1				○	○
		障害児保育	1		2				○	○

	科目区分	授業科目的名称	配当 年次	単位数		DP1	DP2	DP3	DP4	DP5
				必修	選択					
心理学系科目	発達心理学	1	2						◎	○
	子ども家庭支援の心理学	2	2			○			◎	○
	子どもの理解と援助	1		1		○			◎	
	保育実習 I	1		2		○	○		○	○
	保育実習 II	1		1		○	○		○	○
	子どもの保健	1		2					○	○
	子どもの健康と安全	2		1					○	○
	子どもの食と栄養	2		2					○	○
	保育・教職実践演習（幼稚園）	2		2		○	○		○	○
	保育内容総合研究	2		1		○			○	○
専門科目	児童文化論	2		2					○	○
	海外児童文学	2		2	○				○	○
	幼稚園教育実習 I	1		2		○	○		○	○
	幼稚園教育実習 II	2		3		○	○		○	○
	保育実習 I（施設）	2		2		○	○		○	○
	保育実習 I（保育所）	2		2		○	○		○	○
	保育実習指導 I（施設）	1・2		1		○	○		○	○
	保育実習指導 I（保育所）	2		1		○	○		○	○
	保育実習 II	2		2		○	○		○	○
	保育実習指導 II	2		1		○	○		○	○
基礎技能科目	保育実習 III	2		2		○	○		○	○
	保育実習指導 III	2		1		○	○		○	○
	音楽（声楽）	1		1					○	○
	音楽（器楽） I	1	1						○	○
	音楽（器楽） II	1		1					○	○
	音楽（器楽） III	2		1					○	○
	ピアノ基礎 I	1		1					○	○
	ピアノ基礎 II	1		1					○	○
	幼児音楽	2		1					○	○
	図画工作	2	1						○	○

短期大学部 保育科 カリキュラムツリー

		1年次		2年次	
		春学期	秋学期	春学期	秋学期
DP1	基礎科目	キリスト教学	2	キリスト教保育	2
		キリスト教文化	1		
		英語Ⅰ	1	英語Ⅱ	1
		日本語表現法	1		
		情報処理の方法	2		
	教養展開科目	体育実技	1	体育理論	1
		日本国憲法	2		
		生命と環境	2		
		健康の科学	2	女性学	2
		市民生活と法	2	現代社会論	2
DP2	基礎技能科目	国際理解	2	子どもの読書生活	2
		乳幼児教育・保育の基礎	2		
		現代の教養	2		
				伝統文化論（茶道）	1
		保育基礎演習	1		
	福祉系科目	ボランティアワーク	1		
				地域福祉原論	1
		幼稚園教育実習Ⅰ	2	幼稚園教育実習Ⅱ	3
				保育実習指導Ⅰ（施設）	1
				保育実習Ⅰ（施設）	2
DP3	実習系科目			保育実習Ⅰ（保育所）	1
				保育実習Ⅰ（保育所）	2
				保育実習Ⅱ	1
				保育実習Ⅲ	2
				保育実習Ⅲ	2
	基礎技能科目	(どちらかを選択)			
		ボランティアワーク	1		
		教育原理（教育の制度を含む）	2	教職論	2
				教育課程論（保育の計画と評価含む）	2
				保育実習指導論	1
DP4	教育系科目			保育実習Ⅱ	2
				保育実習Ⅲ	1
				保育実習Ⅲ	2
		特別支援教育論	1		
				保育実習Ⅳ	1
	福祉系科目	社会福祉	2	保育実習Ⅴ	2
				保育実習Ⅵ	1
		地域福祉原論	1	保育実習Ⅶ	2
		子ども家庭福祉	2	保育実習Ⅷ	1
				保育実習Ⅸ	2
DP5	心理学系科目	発達心理学	2	保育実習Ⅹ	1
				保育実習Ⅺ	2
		子どもの理解と援助	1	保育実習Ⅻ	1
				保育実習Ⅼ	2
		子ども家庭支援論	2	保育実習Ⅽ	1
	保育系科目	保育原理Ⅰ	2	保育実習Ⅾ	2
		保育内容総論	1	保育実習Ⅿ	1
				保育実習ⅰ	1
				保育実習ⅱ	2
				保育実習ⅲ	1
DP6	保育関連科目	保育指導法（言葉）	1	保育指導法（人間関係）	1
		保育指導法（造形表現）	1	保育指導法（環境）	1
				保育指導法（表現活動）	1
				社会的養護Ⅰ	2
		子どもの保健	2	社会的養護Ⅱ	1
	基礎技能科目	乳児保育Ⅰ	2	社会的養護Ⅲ	2
		乳児保育Ⅱ	1	社会的養護Ⅳ	1
				社会的養護Ⅴ	2
				社会的養護Ⅵ	1
				社会的養護Ⅶ	2
DP7	基礎技能科目	海外児童文学	2	海外児童文学	2
				海外児童文学	1
		音楽（声楽）Ⅰ	1	音楽（声楽）Ⅱ	1
		音楽（器楽）Ⅱ	1	音楽（器楽）Ⅲ	1
		ピアノ基礎Ⅰ	1	音楽（器楽）Ⅳ	1
	必修科目	音楽リズムⅠ	1	音楽リズムⅡ	1
				音楽リズムⅢ	1
				音楽リズムⅣ	1
		生活	2	生活	2
		体育	1	体育	1
DP8	基礎技能科目	言語表現	1	言語表現	1
				言語表現	1
				言語表現	1
				言語表現	1
		社会調査の基礎	1	社会調査の基礎	1
	必修科目				

9. 留学制度

本学では、学部ごとに次のような留学制度を設けています。この制度は、異文化社会での語学研修を通して語学力の向上を目指すとともに、国際的視野を養うことを目的としています。

1) 国際観光学部

(1) 語学留学制度

1年次に「外国語特修コース」を選択した学生が2年次の秋学期より1年間、本学の提携する大学・海外研修校において、語学研修等を受けるものです。

対象学部学科	国際観光学部 国際観光学科 外国語特修コース
派遣時期	2年次、3年次
学修期間	秋学期～春学期
派遣先	アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、中国、台湾
認定単位数	上限33単位

2) 子ども教育学部

(1) 海外小学校・幼稚園インターンシップ制度

ニュージーランド国立ワイカト大学において夏期休暇中または春期休暇中に、短期語学研修と小学校・幼稚園インターンシップを行います。

対象学部学科	子ども教育学部 子ども教育学科
派遣時期	1～4年次
学修期間	夏期休暇中、または春期休暇中
派遣先	ニュージーランド国立ワイカト大学

(2) 語学留学制度

2年次の春学期より約半期間～1年間、本学の提携する大学・海外研修校において、語学研修等を受けるものです。

対象学部学科	子ども教育学部 子ども教育学科
派遣時期	2年次
学修期間	春学期～秋学期
派遣先	ニュージーランド国立ワイカト大学

10. 卒業後の学修制度

卒業後、さらに学修を継続したい場合は、次のような制度があります。詳細については、担任または教務チームまでお問合せください。

大学卒業者

制 度	内 容	受付時期
卒業生特別入学	・本学の卒業生は、卒業年に限って、卒業学科以外の学部・学科、平安女学院大学短期大学部へ入学することができます。	1月ごろ
研究生	・平安女学院大学において、特定の主題について研究・調査を希望する方に、研究生の制度があります。 ・研究生は、本学の研究施設および設備を利用することができます。	1月ごろから 2月末日まで
科目等履修生	・科目等履修生とは、大学入学資格を有する方を対象として、大学で履修した科目の単位を当該大学が認定するものです。 ・在学時に履修できなかった免許・資格の不足単位を履修し、単位認定を受けることで、免許・資格の取得を目指すことができます。 ・科目等履修生に出願できるのは、高等学校を卒業された方またはそれと同等の学力がある方です。 ・当該年度に登録できる単位は、22単位までです。	春学期履修 3月ごろ 秋学期履修 9月ごろ

短期大学部卒業者

制 度	内 容	受付時期
卒業生特別入学	・本学の卒業生は、卒業年に限って、平安女学院大学へ入学することができます。	1月ごろ
研究生	・平安女学院大学短期大学部において1年間、特定の主題について研究・調査を希望する方に、研究生の制度があります。	1月ごろから 2月末日まで
科目等履修生	・科目等履修生とは、大学入学資格を有する方を対象として、大学で履修した科目の単位を当該大学が認定するものです。 ・在学時に履修できなかった免許・資格の不足単位を履修し、単位認定を受けることで、免許・資格の取得を目指すことができます。 ・科目等履修生に出願できるのは、高等学校を卒業された方またはそれと同等の学力がある方です。 ・当該年度に登録できる単位は、22単位までです。	春学期履修 3月ごろ 秋学期履修 9月ごろ
指定校編入学	・四年制大学からの指定校推薦入試を受験して、3年次（一部2年次）に編入できる制度です、各大学からの募集要項にしたがって学内募集を行い、選考の結果、推薦者を決定します。推薦者は教務を通して出願手続を行います。 《編入学に関する情報提供》 編入学全般、新規指定校の情報、指定校推薦の各大学の募集要項については教務に問い合わせてください	

11. 学生による授業改善のためのアンケート

本学では、授業改善のために学期ごとに授業評価についてのアンケートを実施しています。

大学および授業科目担当者は、学生からの要望や建設的意見を真摯に受け止め授業の改善と向上に努めます。みなさんも、このアンケートの機会を積極的に利用し、より充実した授業となるよう協力をお願いします。

12. 学生生活の基本

1) 担任制度とチューター制度

学生が勉学とキャンパスライフを快適に行えるよう、専任教員による担任制度および上級生によるチューター制度を設け、学生の相談に応じます。

担任制度

クラスを編成して専任教員が担任となり、学生の学修上の問題ならびに研修や留学、進路・進学等にかかる質問に応じ、専門的なアドバイスをします。大学生活に関して分からることは、まず、担任に相談してください。

チューター制度

学修上の問題ならびに学生生活上の問題について、悩んでいることがあれば上級生の学生がチューターとなって相談にのってくれます。

2) オフィスアワー

教員が執務室等において、学生と面談し、相談を受け付ける時間を「オフィスアワー」と呼びます。各教員ごとに週に一回設けています。担任その他の教員とのコミュニケーションの時間として、このオフィスアワーを利用して下さい。

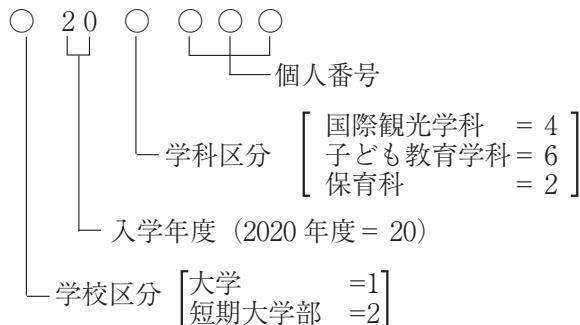
3) 学生証と学籍番号

学生証は本学の学生であることを証明するものです。常に携帯し、また下記の場合にはいつでも提示しなければなりません。さらに、学生証を他人に貸与または譲渡することはできません。また紛失等した場合、すぐに再発行を受けなければなりません。再発行の方法はP.115を参照してください。

- ① 教職員からの請求があったとき
- ② 各種証明書および学割証の交付を受けるとき
- ③ 試験を受けるとき
- ④ 図書館で図書・資料を借りるとき
- ⑤ 通学定期乗車券または学生割引乗車券を購入の際およびそれを利用して乗車・乗船中係員の請求があったとき

学籍番号

学生証に記されている7桁の数字を学籍番号といいます。試験や諸手続きの際のコンピュータ処理は学籍番号で行いますので、記入にあたっては正確に行ってください。在学中はもとより卒業後もこの番号は変わりません。



4) 掲示・連絡事項

(1) 授業、試験、行事、その他学生に必要な連絡事項は原則として掲示板で掲示によって行いますので、登下校の際には必ず掲示板を見るよう心掛けてください。なお、休講、補講および急な連絡事項はWeb履修システム（UNIPA）から配信する場合もありますので、UNIPAへメールアドレスを登録してください。所定の掲示板に掲示された事項およびUNIPAで配信された事項については、周知したものとして扱います。

掲示板：京都……室町館2階
高槻……1号館ピロティ

- (2) 学生の呼び出しは、緊急の場合を除いては掲示で行います ((1)と同じ掲示板)。
(3) 家族、部外者からの学生呼び出し、伝言は原則として受け付けません。

5) 通学手段

京都キャンパス、高槻キャンパスとも通学の際は、公共交通機関を利用して下さい。

公共交通機関、徒歩以外での通学手段については、次の表を確認してください。

	京都キャンパス	高槻キャンパス
① 自動車通学	禁止	禁止
② バイク通学	禁止	許可制※1
③ 自転車通学	許可制※2	許可制※2

※1 バイク通学（高槻キャンパス）……バイクは駐輪許可制です。

窓口へ書類一式を提出し、交通安全講習会を受講後、駐輪許可シールを発行します。1年更新です。
任意保険の加入が必要です。

※2 自転車通学……窓口で許可を得てください。個人賠償責任保険または自転車保険の加入が必要です。

窓口：学生サービスチーム

6) 通学定期券・学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

通学定期券は居住地（通学証明書の記載住所）から本学までの最短区間に限って発行されます。通学区間に変更があった場合は、窓口で手続きをしてください。

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）が必要な場合は窓口に申し込んでください。適用は旅客鉄道会社（JR等）を利用して片道100kmを超える区間。有効期限は発行日から3ヵ月間（ただし、卒業年は3月31日まで）。申し込み時に学生証が必要です。

窓口：学生サービスチーム

7) 学寮・下宿

(1) 学寮

聖アグネス寮は、高槻キャンパスの正門から徒歩3分の場所にあります。聖アグネス寮は安全で、清潔で、快適な生活を送れるように、本学が自宅外生のために提供している寮です。入寮希望者は窓口に相談してください。

(2) 下宿

本学では経済的負担ができるだけ軽減できるように近くで安い物件で、学生の下宿としてふさわしい、信頼のおける下宿・マンションを業者を通じて紹介していますので、いつでも相談してください。

窓口：学生サービスチーム

8) 奨学金制度・教育ローン

(1) 日本学生支援機構

〈貸与型〉

日本学生支援機構法に基づき、経済的理由により修学困難な学生に対して、貸与される奨学金です。第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）の2種類があります。卒業後所定の期間内に返還をする必要があります。定期募集は4月中旬に掲示でお知らせする予定です。追加募集や緊急対応の制度もあります。

〈給付型〉

経済的な理由により修学困難な学生に対して、2020年4月から授業料の減免と給付奨学金による修学支援制度が始まります。定期募集は、4月上旬に掲示でお知らせする予定です。

大学等奨学生採用候補者決定通知書

日本学生支援機構奨学生採用候補者として内定している学生は、「大学等奨学生採用候補者決定通知書」を窓口に提出してください。所定の期間内に提出しなかった学生は、資格を失いますので注意してください。

(2) その他の奨学金

国費で実施されている奨学金制度・民間育英団体の奨学金・地方公共団体などの奨学金があります。

(3) 日本政策金融公庫の教育ローン

本学に入学時および在学中にかかる費用（入学金、授業料、教科書代、住居費用など）を対象とした公的な融資制度です。学生一人につき300万円以内が利用でき、在学期間中は元金据置が可能です。
上記のいずれも、家計が急変した場合は、隨時相談を受け付けます。

窓口：学生サービスチーム

9) 学生教育研究災害傷害保険

学生教育研究災害傷害保険については全員加入になっています。授業中、課外活動中、通学途上等で傷害事故にあった場合は、窓口に連絡し保険金の申請に必要な手続きを取ってください。

(1) 保険金の種類と金額

補償範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金
正課中・学校行事中	2,000万円	程度に応じて 120万円～ 3,000万円	3千円～30万円 【治療日数】 1日から対象
課外活動（クラブ活動） を行っている間以外で学 区施設内にいる間・通学 特約加入者の通学中・学 校施設等相互間の移動中	1,000万円	程度に応じて 60万円～ 1,500万円	6千円～30万円 【治療日数】 4日以上が対象
学校施設内外を問わず、 課外活動（クラブ活動） を行っている間	1,000万円	程度に応じて 60万円～ 1,500万円	3万円～30万円 【治療日数】 14日以上が対象

入院した場合

入院加算金 (180日を限度)	入院1日につき4,000円 (いずれの活動種別においても入院1日目から支 払われます)
--------------------	---------------------------------------------------

(2) 保険期間 入学年度の4月1日から 卒業年度の3月31日まで

(3) 保険事故発生時の手続き

- ① 窓口に事故の報告をしてください。

- ② 事故発生日から30日以内に事故通知はがきにより事故の日時・場所・状況・傷害の程度を保険会社に届け出してください。
- ③ 通学中・学校施設等相互間の移動中の事故の場合は、②の事故通知に加え通学中事故証明書または施設間移動中事故証明書の提出が必要です。

窓口：学生サービスチーム

10) 学生相談室

学生相談室では、皆さんのがまざまな悩みや問題について、専門のカウンセラー臨床心理士が相談に応じます。ひとりで考え込まずに、気軽に立ち寄ってください。またとりたてて悩みはないが、なんとなく話を聞いてほしい、ちょっとカウンセリングに興味があるという人も歓迎します。一人ひとりのプライバシーは固く守ります。本人の了解なしに他者に対して相談内容を話すことはありません。

こんな時は学生相談室へ

●大学に入ったけれど…

自分の進路とは少し違うかも。
授業が難しくてついていけない。
なんとなく大学に出てくるのがいや。
将来を考えると不安になる。

●まわりの人は楽しそうだけど…

友だちができない。
他人の目が気になる。
友だちとうまくつきあえない。

●バイトをはじめてみたけれど…

仕事が覚えられない。
自分には合わない気がする。
バイト先の友だちや上司とうまくいかない。

●好きな人ができたけれど…

どうつきあっていいかわからない。
本当に好きなのかわからない。
暴力を振るわれる。

●家族と最近うまくいかないけれど…

親と話したくない。
家族が自分のことをわかつてくれない。
親から暴力を振るわれる。

●誰にも話せなくて…

ストーカーに悩まされている。
犯罪の被害にあった。
セクハラに悩んでいる。

学生相談室開室日時は保健室で確認してください。

11) 保健室

長い学生生活の間には、こころやからだの問題でどこに相談したらよいのかわからないと思い悩むことがあるものです。気になることがありましたら、遠慮なく気軽に訪ねてください。一人ひとりのプライバシーは固く守ります。

保健室には常時看護師が待機しており、必要に応じて病院・医師と連携し豊かな学生生活を送れるように健康面から援助します。主な業務は次のとおりです。

(1) 定期健康診断

定期健康診断は学校保健安全法に定められており、必ず全員が受診します。

(2) 定期健康診断後の保健指導、生活指導

健康診断結果票を個人に返し、異常所見のある人は再検査や精密検査の通知をします。

(3) 急病や外傷時の応急処置

(4) 健康相談

保健室開室日時

月～金曜日 9：15～17：00

校医の診察日時

【京都キャンパス】

毎月第4木曜日 14：00～15：30

【高槻キャンパス】

毎週金曜日 12：20～13：10

12) 礼拝行事等

高槻キャンパスでは、聖アグネス礼拝堂で授業期間中、昼休み（12時50分～13時05分）に随時チャペルアワーを行っています。また、チャペルトーク（春・秋随時）、花の日礼拝（5～6月頃）、逝去者記念礼拝（11月）、クリスマス礼拝（12月中頃）、終業礼拝（1月）等を行っています。

京都キャンパスでは、聖アグネス教会で月に1回程度チャペル礼拝、クリスマス礼拝（12月）を行っています。両キャンパスとも詳しくはその都度掲示を行いますので、どなたでもご参加ください。

13) リクエスト BOX

大学について思うこと・意見・不満・要望・提案などがあれば、リクエストBOXを設けていますので、用紙に記入して入れてください。後日、掲示板等で「回答」します。

14) 落し物・忘れ物

落し物・忘れ物の保管は学生サービスチームで行います。学内で拾得・紛失・盗難がおきたときは直ちに窓口に届け出てください。

15) 盗難・悪徳商法・薬物・SNSトラブル等に注意！！

(1) 盗難

貴重品は常に身につけ、目を離さないようにしてください。

(2) 悪徳商法について

学生を狙った詐欺まがいの悪質商法による契約トラブルが多発しています。日頃から自分の身は自分で守るという意識を持ち、「うまい話」「楽をして儲かる話」等の悪質商法に注意してください。

〈被害に遭わないために…〉

- ・むやみにアンケート等に応じないようにしましょう。特に住所・電話番号欄の記入は注意しましょう。
- ・うまい話はめったにありません。“おいしい話”と思ったら十分警戒し、勧誘を受けても、購入の意志のない時や必要がない時は「きっぱり」断りましょう。
- ・契約する場合でも、納得するまで説明を受け、契約書や申込書の内容を十分確認し、契約内容を明らかにした書面をもらいましょう。また、その場では契約せず、家族や友人に相談することも有効です。
- ・サイン・押印はうかつにしないでください。また、身に覚えのない請求は、無視することが一番です。不注意に動くと個人情報を教えてしまうことにもなりかねません。
- ・学生証の管理はきちんとしましょう。

(3) 薬物の誘惑は毅然と断りましょう

「やせるよ」「シャキッとして勉強ができるよ」「肌がきれいになるよ」など言葉たくみに危険ドラッグ（薬物）をすすめる人には絶対に近づいてはいけません。危険ドラッグ（薬物）をすすめる人は、あなたにとって大切な人ではありません。危険ドラッグ（薬物）の誘惑は毅然と断りましょう。また、最近ではインターネットなどを通じて売買する人もいます。危険ドラッグ（薬物）は所持しているだけでも罰則の対象となります。たった一度の使用でも「薬物乱用」となり、あなたの将来が台無しになります。

(4) SNS利用上の注意

近年、Facebook、Instagram等のSNSやTwitter等インターネット上のサービスを利用して情報を発信、あるいは相互に情報をやりとりするSNS等の普及が進み、情報伝達手段の一つとして広く活用されるようになりました。一方で、不特定多数の利用者が常時アクセス・閲覧可能であるSNS等を利用して発信した情報は、瞬時に伝達拡散され、後で取り消すことは不可能であり、一人の心無い情報発信が予想外の結果を生じさせ、他者に迷惑をかけることはもとより、大きく非難される場合があります。SNS等を利用するときは、たとえ匿名であったとしても、責任が伴う発言として取り扱われることや、不用意な投稿は家族や友人まで被害が及ぶことを認識し、本学学生として自覚と責任をもって利用するようにしてください。

16) 学内施設

(1) エディ・カフェ 【京都キャンパス】

営業時間 ランチ 11:30～13:30
(月～金) カフェ 13:30～15:00

食堂【高槻キャンパス】

営業時間 購買 11:30～14:00
(月～金) ランチ 11:45～13:15

授業期間外の営業については、別途ご案内します。

(2) 図書館【京都キャンパス・高槻キャンパス】

約19万冊の図書・視聴覚資料、雑誌などを所蔵しており、レポート作成に使用できるパソコンもあります。本の貸出は1人5冊まで、貸出期間は2週間です。授業・試験期間中は19時00分まで、それ以外の期間は、17時20分まで開館しています。

(3) 情報処理演習室【京都キャンパス・高槻キャンパス】

1部屋約40台のパソコンが設置しており、授業等で使用していない時間は自主学習等に自由に使うことができます。

(4) 保健室【京都キャンパス・高槻キャンパス】P.109参照

(5) 学生相談室【京都キャンパス・高槻キャンパス】P.109参照

(6) 聖アグネス礼拝堂【高槻キャンパス】P.110参照

(7) セミナールーム【高槻キャンパス】

8号館4階に和室の茶室兼セミナールームがあります。昼間は、一部授業にも用いられていますが、クラブ合宿、研究会と用途は広く、学生も利用できる施設です。2階にも畳敷きの部屋があります。

(8) 学生研究室【高槻キャンパス】

常時開放されている自習等に使える部屋があります。

(9) 学生用ロッカー【高槻キャンパス】

学生用ロッカーは全学生に入学式当日から卒業式当日まで貸与しています。次のことに留意の上、使用してください。

- ① 学籍番号で指定されたロッカーを使用してください。
- ② 危険物および腐敗する物は入れないでください。
- ③ ロッカーの鍵は各自で用意し、必ず施錠するようにしてください。

(10) ATM【高槻キャンパス】

三菱UFJ銀行のATM（現金自動預入支払機）が食堂前にあります。

(平日) 9:00 ~ 17:00

(土曜) 9:00 ~ 14:00

同行の他、提携金融機関（JAバンク、ゆうちょ銀行含む）のキャッシュカードが利用できます。ただし、三菱UFJ銀行および三井住友銀行以外のキャッシュカードは、手数料が預金より自動的に徴収されます。

17) 学外者の校舎立入

- (1) 不審者侵入防止策として、外来者は守衛室で外来簿に氏名、訪問先、訪問時間、下校時間を記入し、名札をつけることになっています。
- (2) クラブコーチやクラブ交流による場合も、守衛室で外来簿に記入の上で入構してください。なお、ミーティングは練習場か、食堂を利用してください。クラブボックスへの立入は一切認めていません。

18) 課外活動

(1) 学生会

学生会は学生生活をより良くしていくために学生によって組織されています。執行委員会は、会長・副会長・書記・会計・企画・広報で組織され、紙面総会で承認されます。新入生歓迎会、運動会、ハロウィンパーティ、クリスマス会、リーダーズセミナー等を企画しています。

(2) 委員会活動

委員会名	活動内容
大学祭実行委員会（高槻）	11月の大学祭本番に向けて自分たちで企画し1年間をかけて準備します。委員になりたい方は、一度学祭室をのぞきにきてください。
卒業企画委員会（京都・高槻）	卒業アルバムの企画と楽しい思い出あふれるアルバム作成および卒業パーティーの企画と運営をします。
イルミネーション委員会（京都）	冬の京都キャンパスを彩る「アグネス・イルミネーション」の企画・製作から飾り付けまでのすべてを、教職員と協力して行います。

(3) クラブ活動

学生会組織の傘下として各クラブがあります。クラブ活動に興味がある場合は、部長もしくは、窓口に申し出てください。また、クラブを設立したいときは、5人以上の加入者を集め、学生会会則を参照の上、窓口に申し出てください。

窓口：学生サービスチーム

13. 学内諸手続、証明書

1) 諸届・手続き

(1) 教務チーム

書式名	備考
欠席届	1週間以上の欠席をした場合
公欠願	忌引等、公欠に該当する欠席の場合
登校許可書	感染症にかかった場合
追試験受験願	公欠及び病気等による欠席の場合
再試験受験願	
休学願	2ヶ月以上、大学を休む場合
退学願	
復学願	
転学部・転学科願	
単位認定願	他大学等で修得した単位の認定を希望する場合
保証人変更届	
研究生願	
再入学願	
卒業生特別入学願	
履修願	科目等履修生の申込みをする場合

(2) 学生サービスチーム

書式名	備考
氏名変更届	住民票記載事項証明書が必要
住所変更届	住民票記載事項証明書が必要
学費延納許可願	
学費分納許可願	

※詳細は各担当に問い合わせてください。

2) 証明書の発行

(1) 教務チーム

種類	手数料		交付可能日	備考
	和文	英文		
在学証明書				
成績証明書（単位修得）証明書		500円		
成績（単位修得）証明書 兼 卒業見込証明書			翌日午後	
学力に関する証明書				
免許状取得見込証明書				
保育士科目取得見込証明書				
指定保育士養成施設卒業見込証明書				
健康診断証明書				

ただし、英文
での証明書
は1週間後

(2) 学生サービスチーム

種類	手数料	交付可能日	備考
在籍確認兼通学証明シール		即日	
学校学生生徒旅客運賃割引証	無料		
学生団体割引証明書		約1ヵ月後	9ヵ月前から受付可能
実習通学定期券乗車券購入申込書		約1ヵ月後	指定期間中に申込み
学生証再発行	2,000円	約2週間後	申込み時に印鑑必要
学長推薦状	無料	約10日後	

※詳細は各担当に問い合わせてください。

《申込み方法》

- それぞれ所定の交付願用紙に必要事項を記入の上、手数料分の証紙（自動券売機で購入）を貼付し、申請先の窓口に申し出てください。
- 長期休暇期間等の各証明書の交付については、申込み日、交付日を掲示でお知らせします。
- 卒業後の各証明書の申込みは、本人が直接来校するか、卒業したキャンパスの窓口へ郵送（切手で証明書手数料・返信用郵送切手貼り済み返信用封筒を同封）に限ります。交付は1週間後です。電話では受け付けません。卒業生の証明書料は1通につき500円（英文の場合は1,000円）です。本学のホームページ上から交付願がダウンロードできます。

3) 学費納入の手続き

- (1) 授業料、教育充実費等の納入用紙は、法人本部事務局財務チームより連帯保証人あてに送付されます。学納金の納入期日は、下記のとおりです。
春学期分 4月20日
秋学期分 10月20日
銀行窓口で渡される振込金受領書が領収書にかわります。
- (2) 学費の納入が困難な場合
(1) の納入期日までに窓口に相談してください。分納・延納が認められる場合があります。
- (3) 休学中の学費
休学中の学費は徴収しませんが、休学在籍料が必要になります。【P.117「(1) ⑥休学参照」】尚、既納の学費は返還しません。
- (4) 学費未納者の取り扱い
学費未納者については単位認定を保留します。また、授業料その他学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない場合は、大学学則37条または短期大学部学則24条により除籍となります。

窓口：学生サービスチーム

4) 休学・復学・退学などの手続き

休学・復学・退学をしようとする場合は、異動予定日の1ヶ月以上前までに担任を通じて窓口に必要書類を提出してください。

それぞれの願（休学願・復学願・退学願）には、本人の記入・押印のほか、保証人（保護者）の署名・押印が必要となります。また、異動予定日までに提出が必要となりますので、余裕をもって手続きをしてください。

〈例〉

- 秋学期（10／1）からの休学・復学をしようとする場合、または春学期終了（9／30）をもって退学しようとする場合。
9月末までに窓口に書類を提出する。
- 春学期（4／1）からの休学・復学をしようとする場合、または年度末（3／31）をもって退学をしようとする場合。

3月末までに窓口に書類を提出する。

(1) 休学

- ① 病気またはその他やむを得ない事由により2ヶ月以上修学することができない場合は、休学を願い出ることができます。
- ② 休学を希望する場合は、担任と相談のうえ、保証人連署で所定の「休学願」に必要事項を記入し、窓口に提出してください。
- ③ 休学事由が病気の場合には、医師の診断書が必要です。
- ④ 休学期間は1年を超えることができません。ただし、特別の事由があるときは許可を得て、1年以内に限り、その期間を延長することができます。

(最長休学期間 大学：通算4年 短期大学部：通算2年)

- ⑤ 休学期間は、修業年数および在学年数に算入しません。
- ⑥ 休学中は、休学在籍料を徴収します。

休学在籍料　　半年 30,000円
　　　　　　　　1年 60,000円

(2) 復学

- ① 休学の事由が消滅した場合には、復学を願い出ることができます。
- ② 復学を希望する場合は、休学期間が満了する前に、担任と相談のうえ、保証人連署で所定の「復学願」に必要事項を記入し、窓口に提出してください。
- ③ 休学事由が病気の場合は、治癒した旨の医師の診断書が必要です。

(3) 退学

- ① 病気または他のやむを得ない事由により、退学しようとする場合は退学を願い出ることができます。
- ② 退学を希望する場合は、担任と相談のうえ、保証人連署で所定の「退学願」に必要事項を記入し、窓口に提出してください。

(4) 除籍

除籍とは、大学が事務的に退学させる措置のことです。次のいずれかに該当する場合は、除籍されます。

- ① 授業料その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- ② 在学年限を超える者
- ③ 休学期間を超えて、なお修学できない者
- ④ 2年以上にわたり行方不明の者

(5) 転学部・転学科

転学部・転学科を希望する場合は、担任と相談のうえ、保証人連署で所定の「転学部・転学科願」に必要事項を記入し、指定期日までに窓口に提出してください。

(6) 再入学

- ① 本学を退学した者または除籍された者が再び入学を希望する場合は、再入学することができます。
ただし、在学年限を超えて除籍された場合は、再入学を願い出ることはできません。
- ② 再入学を許可された場合、在学時に既に修得した授業科目および単位数は認定されることがあります。

窓口：教務チーム

異動種別	必要書類	提出期限
休 学	休学願（休学事由が病気の場合：診断書） 休学在籍料払込金受取書コピー	休学希望日の前日まで
復 学	復学願（休学事由が病気の場合：診断書）	復学希望日の前日まで
退 学	退学願	退学希望日の前日まで
除 籍	――	――
転学部・転学科	転学部・転学科願 志望理由書 成績証明書	春学期：1月末日 秋学期：7月末日
再入学	再入学願 志望理由書 成績証明書	春学期：1月末日 秋学期：7月末日

14. 学生生活のガイドライン

1) 人権問題に対する取り組み

本学は、キリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神—『知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる』—を体得した人間を育成し、地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的としています。この教育目的を踏まえ、私たちは「かけがえのない存在」である一人ひとりが受け入れられ、尊重される平等な人間関係を創り上げていきたいと願っています。人種、信条、性別、社会的身分などの違いによって差別されることなく、個人が個人として尊ばれる社会の実現のため、学生・教職員ともに努力していく必要があります。

しかし、そのような努力にもかかわらず、問題や悩みを抱えるような事柄に直面することがあるかもしれません。そのような場合には、担任や学生サービスチームをお訪ねください。また、問題の内容によっては学生相談室もご相談に応じます。

2) セクシュアル・ハラスメント防止のために

平安女学院大学は、セクシュアル・ハラスメント防止を宣言しています。キャンパスライフを快適なものにしていくためにも、セクシュアル・ハラスメントを防止しなければなりません。セクシュアル・ハラスメントとは、「相手の意に反して性的言動を行い、それによって、相手が不愉快な思いをしたり、学業その他の面で利益または不利益が生じる場合」を言います。皆さんのが、セクシュアル・ハラスメントにあつたときは、学生サービスチームか学生相談室にご相談ください。また、事柄によっては保健室でも相談に応じています。プライバシーは厳密に守られますので、これらの窓口を気軽に活用してください。

担当窓口	相談窓口
学生相談室	随時（学生相談室は保健室にあります。専門のカウンセラーが相談をうけます）
学生サービスチーム	随時（女性職員が対応します）
保健室	随時（専門の看護師が対応します）
担任	随時

3) インターネットを利用するときの心構え

(1) ネットでの情報発信と情報収集の心構え

- ① 個人情報（氏名・住所・電話番号・クレジットカード番号・各種IDやパスワード等）を安易に公表したり、入力送信しない。
- ② トラブルに巻き込まれないように、SNSへ安易に自分や他人の個人情報を公開しない。
- ③ 他人の作品や著作物を無断利用・転載しない。（論文・レポートにおける「引用」は積極的に行う）
- ④ ネット上には嘘や誤った情報も多い。真偽を疑いながら慎重に取り扱うこと。

(2) 電子メール利用の心構え

- ① 要件がわかりやすいように、メールに「件名」をつけること。
- ② メール本文の最初に、相手の所属と氏名、続けて自分の所属と氏名を忘れず書くこと。
- ③ 簡潔かつ丁寧な文面を心掛けること。
- ④ メールにファイルを添付するときは、ファイルサイズが大きすぎるものは送らないこと。

15. マナー憲章

1) 学生心得

建学の精神をよく理解し、教育方針に従い、その目的達成に努力する。学生生活にあたっては、自己責任の原則のもとに、学則およびマナー憲章を熟知厳守して、本学学生としての自覚と誇りを持ち、常に品位と良識のある行動をとる。

2) マナー憲章について

「マナー憲章」は、学生生活を送るにあたっての指針として編集されたものである。大学では、高等学校までとはちがって、社会人と同等の自由さをもって行動できる面がある。そのため何事においても義務と責任がともない、自立的で計画的な行動をするよう心がけることが大切である。

「マナー憲章」には、学生として必要な行動の規範が盛り込まれている。よく読んで、内容を理解し、活用して有意義な学生生活を送っていただきたい。

マナー憲章

(1) 充実した学習・研究活動の遂行

大学での学業を通して知性、能力と人格を磨き、社会に貢献できる人間となるために、互いに次のマナーを守って学習・研究活動に専念できる時間と環境を確保する。

- ① 学習にのぞんでは、学ぶ者として常に謙虚でかつ積極的な態度を保ち、真剣で礼儀正しい行動をとつて、自己の完成を目指す。
- ② 始業の合図とともに、自席につき落ち着いた気持ちで受講の準備をする。
- ③ 授業中、私語は禁止する。
- ④ 授業中、携帯電話の使用を禁止する。
- ⑤ 授業中、飲食は禁止する。ただし、健康上の理由がある場合は、授業開始前に担当教員にペットボトルの水、またはお茶の飲用許可を申し出ることができる。
- ⑥ 万一、電車などの延着で授業に遅刻して入室しなければならなくなったときには、必ず担当教員にその旨を報告して、許可を得て着席する。
- ⑦ 授業中に無断で退出することは禁止する。
- ⑧ 授業の開始と終了の際には、起立して敬意あるあいさつを交わす。

(2) 教室内の学習環境の確保の徹底

快適な学習環境を保つために、良識ある行動を心がける。

- ① 教室では、消し忘れの板書を消し、清潔な教室を常に心がける。
- ② 授業終了後、不要な照明や冷暖房は、スイッチを切って退出する。

- ③ 授業のない教室で飲食する場合には、ゴミは室外の所定の場所に分別して捨てる。
- ④ 机・椅子を移動した場合には元の状態に戻す。

(3) 大学の行事等の出席の徹底

オリエンテーションや各セメスターのガイダンス等は全員の出席を原則としている。また、大学祭や各クラスの行事などの出席を積極的に推奨している。これらの日程をよく確認して、正しい判断で行動するようとする。もし、体調不良等やむを得ず出席できない場合には、必ず事前に担任に連絡をして、承諾を得る。

(4) 飲酒・喫煙の禁止

未成年は勿論のこと、本学学生は、学院生活（各種行事、ゼミ、クラブ活動等を含む）を通じて、学内外での飲酒・喫煙を禁止する。また、大学構内及び構外（大学から半径約500メートル以内）は全面禁煙とする。喫煙は体に害を与えるので止めるようとする。

(5) 自動車による通学の禁止

本学では、学生の自動車（四輪）での通学を禁止している。大学周辺は駐車禁止になっている。バイク通学についても京都キャンパスは禁止、高槻キャンパスは原則禁止としている。高槻キャンパスで交通手段等、通学上、大きな支障がある者に限り、認める場合があるが、必ず申請、許可を受けること。

(6) 連絡・通知情報の公開

学部、学科の告示や学生個人に対して行う必要な伝達事項は、大学の掲示板に掲示するので絶えず掲示に注意する。

- ① 登下校の際、その他機会あるごとに掲示板を注意して見る習慣を身につける。
- ② 分からないことは直接担当部署に足を運んで聞く。
- ③ 友人からの口コミや携帯電話のメール情報などを当てにするのは控える。
- ④ 安易に電話で問い合わせをしない。
- ⑤ 掲示事項や呼び出しを見なったことにより発生した学生の不都合や不利益については、大学は一切の責任を負わない。

(7) 学内生活について

- ① 学内では、教職員にあいさつをし、来客にも会釈をして、廊下などでは道を譲る。エレベーターは来客及び教職員専用とし、学生の使用は原則、禁止する。
- ② 学生間においても礼儀をわきまえ、互いの人格を尊重し、相手を傷つける言動、粗暴な態度や乱暴な言葉遣いを慎む。
- ③ 授業中の他の教室にみだりに立ち入ってはならない。
- ④ 常に学内の美化に留意して、ゴミは所定の場所に捨て、清潔を重んじ整頓につとめる。
- ⑤ 学舎の公共物は大切に扱い、万一破損したり、破損や故障を見つけた場合は、直ちに担任を通じて指示を受ける。
- ⑥ 学内での、掲示・陳列・配布・署名・集会等を希望する場合は、必ず願い出て、学長の許可を受ける。

(8) 学外生活について

- ① 学外にあっては、各自が本学の学生としての自覚と誇りと責任をもって行動し、模範となるよう心がける。
- ② 外出の際は、常に学生証・学生手帳を携帯する。

(9) 保健衛生について

- ① 健康に深い関心を持ち、常に健康の保持に留意し、疾病・異常は早期に治癒・矯正する。
- ② 伝染病にかかった場合は、直ちに担任や保健室に届け出る。この場合、登校してはならない。登校する場合は、医師の登校許可書が必要である。

(10) 頭髪・服装について

学生は、清楚な服装・身だしなみを心掛け、他人に不快感を与える特異な髪型や染色及び脱色等はしないこと。

(11) アルバイト等について

- ① 平安女学院大学・短期大学部の学生として、ふさわしいアルバイトであること。
- ② アルバイトの体験を通じて、良い職業体験、社会体験ができ、人間形成に役立つと考えられる仕事であること。
- ③ 学業に支障をきたさないもの。(日数・時間帯など。特に午後10時から午前5時までの深夜労働でないこと)
- ④ 教職員の推薦できる会社の求人であること。
(本校のアルバイト基準を守っていただける求人先であること)
- ⑤ 次の制限職種でないこと。
 - A 教育上好ましくないもの
 - B 危険を伴うもの
 - C 人体に有害なもの
 - D 法令に違反するもの
- ⑥ その他、学院側の判断で好ましくないと思われるものは認めない。

16. 進路・就職の手引き

1) 進路・就職について

「単なる就職活動支援からキャリアサポートへ」

皆さんがキャリア形成を考えるために2つの方法を提案します。

1つは「自分を知ること」。学生生活の中で自分の興味・関心を追求し、将来像を真剣に考えてみてください。

2つめは「キャンパスキャリア」を作ること。なんとなく無目的で日々過ごしている学生に社会は魅力を感じません。大学の授業では一般教養など基礎学力と、各学科の専門教育課程で学べる専門知識をしっかりと身につけてください。

さらにクラブ活動、ボランティア、ビジネスインターンシップなどの諸活動に熱意を持って取り組んでください。また、興味のある資格に挑戦してみてもいいでしょう。自らキャンパスキャリアを積極的に作ることが、自分の価値を高めることになります。

2) キャリアサポートプログラムについて

① 就職ガイダンス

就職活動のスケジュールや情報収集の方法、エントリーや応募方法などについて説明します。皆さんのが就職活動を進める上で必要な基礎知識を身につけることができます。

② 就職講座

ガイダンスでの基礎知識を踏まえ、自己分析・キャリアデザイン・業界研究・履歴書・エントリーシート・面接などテーマを絞り一人ひとりが実践的に参加する講座を行います。皆さんのが自信をもって就職活動に臨めることを目的としています。

③ 面接試験対策プログラム

面接での自己PRやビジネスマナーの講座に加え、面接トレーニングの講座などを開きます。皆さんのがOnlyOneのPRができるようになるための講座です。

④ 教員採用試験サポート

学科と連携しながら、小学校教諭になる為に必要な様々な情報提供や模擬試験の実施など、きめ細かな支援をおこないます。

⑤ 個別相談・サポート

就職や進学のこと、資格・検定のことなど、一人ひとりの進路相談に応じます。資料コーナーでは、就職や進学についての様々な資料を閲覧できます。

具体的な求人斡旋の他、応募書類作成のアドバイスや模擬面接を中心にキャリアカウンセリングをおこない内定までをしっかりサポートします。また、内定後も必要に応じて相談に応じ、皆さんのが安心して社会に出て行けるようフォローします。

⑥ 求人斡旋

学校に届く求人情報を中心に、具体的な事業所の求人を斡旋します。ミスマッチを起こさないよう、

一人ひとりの希望や適性にあった事業所を紹介します。

⑦ 求人情報検索システム

パソコンにID・パスワードを入力することにより、学内はもちろん学外でも求人情報と応募先事業所の詳細情報などを得ることができます。

⑧ 資格・検定支援講座と団体受験

資格や検定などの各種試験合格を目指す人を応援する講座を市価より安い受講料で開講しています。また資格・検定支援講座で開講されたものを中心に各種団体受験も実施しています。（秘書検定、漢字検定、世界遺産検定など）その他、資格取得に関する相談を随時受け付けていますので、いつでも気軽に相談に来てください。

3) それぞれの学年におけるキャリアサポートプログラムについて

大学向け

企業希望者向け	
1 年次	進路個別相談 資格・検定試験 資格・検定試験対策講座
2 年次	同上
3 年次	進路ガイダンス 就職ガイダンス 就職講座 ・就職活動の流れ ・自己分析 ・キャリアデザイン ・業界・企業・職種研究 ・エントリーシート・履歴書対策 ・内定者体験談 ・OGセミナー 筆記試験対策プログラム 面接対策プログラム 企業セミナー 就職活動サポート&フォローアップ (個別相談、求人斡旋など) 資格・検定試験 資格・検定試験対策講座
4 年次	就職活動サポート&フォローアップ (個別相談、求人斡旋など) 社会人準備講座 資格・検定試験 資格・検定試験対策講座

教職・保育職希望者向け	
1年次	進路個別相談 筆記試験対策プログラム 資格・検定試験 資格・検定試験対策講座
2年次	同上
3年次	就職ガイダンス 就職講座 内定者体験談 筆記試験対策プログラム 資格・検定試験 資格・検定試験対策講座 就職活動サポート&フォローアップ (個別相談など)
4年次	就職ガイダンス 就職講座 筆記試験対策プログラム 面接対策プログラム 資格・検定試験及び対策講座 就職活動サポート&フォローアップ (個別相談、求人斡旋など) 内定者ガイダンス

短期大学部向け

保育職希望者向け	
1年次	2年次 就職ガイダンス 就職講座 資格・検定試験 資格・検定試験対策講座 個別面談 個別相談

17. 平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部諸規則

平安女学院大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学はキリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神－「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」－を体得した人間を育成し、地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的とする。

2 本学の設置する学部・学科における人材養成に関する目的その他教育研究の目的は以下の通りとする。

(1) 国際観光学部国際観光学科

国際観光学に関する専門的知識を涵養するとともに、異文化を理解しホスピタリティー精神に富む人間性豊かな人材の育成を目的とする。

(2) 子ども教育学部子ども教育学科

子ども学に関する高度な専門的知識と実践力を涵養するとともに、教育・保育の分野に幅広く携わる人間性豊かな人材の育成を目的とする。

(自己点検)

第2条 本学はその教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価をおこなう。

2 前項の点検および評価の規程については別に定める。

第2章 組 織

(学部)

第3条 本学に国際観光学部および子ども教育学部を置く。

(学科・定員)

第4条 前条の学部に置く学科およびその収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
国際観光学部	国際観光学科	110名	10名	460名
子ども教育学部	子ども教育学科	70名	0名	280名

2 子ども教育学部子ども教育学科に、次のコースを設ける。

乳幼児保育コース

子ども教育コース

3 前項に定める子ども教育コースに、次の専修を設ける。

英語教育専修

(学長・副学長)

第5条 本学に学長を置く。学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 本学に副学長を置く。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(教職員)

第6条 本学の教員に教授、准教授、助教および助手（教育・研究補助等）を置く。

2 本学の教員に講師を置くことができる。

3 本学の職員に事務職員およびその他の職員を置く。

第3章 全学部教授会および学部教授会

(執行部会)

第7条（削除）

(全学部教授会)

第7条の2（削除）

(学部教授会)

第8条 本学の各学部に教授会を置く。

2 教授会についての規程は別に定める。

第4章 修業年限、学年、学期および休業日

(修業年限)

第9条 学部の修業年限は4年とする。

2 学生の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(最長在学年限)

第10条 学生は8年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、転入学および再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学年)

第11条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を分けて次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要がある場合は、教授会の議を経て学長が学期の開始日および終了日を変更することができる。

(休業日)

第13条 本学の休業日は次のように定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本学院創立記念日（1月21日）

(4) 夏期休業 8月1日から9月30日まで

(5) 冬期休業 12月21日から1月7日まで

(6) 春期休業 3月25日から3月31日まで

2 学長は、前項の休業日を変更し、また臨時に休業することがある。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第5章 教育課程および履修方法

(授業科目)

第14条 本学には教養科目、専門科目および自由科目を置く。

- 2 学部における授業科目および単位は別表1のとおりとする。
- 3 幼稚園教諭免許状の特例に関する科目および単位は別表1-2、保育士資格の特例に関する科目および単位は別表1-3、地域連携科目および単位は別表1-4のとおりとする。

(修得単位数)

第15条 学生は、別表1に定める単位数に従い教養科目、専門科目を合計128単位以上修得しなければならない。

- 2 前項の単位数には他学部、他学科、および他の大学または短期大学との単位互換により修得した科目の単位を算入することができる。必要な事項については別に定める。

(教職免許・保育士資格)

第16条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）および同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- 2 保育士の資格を得ようとする者は、子ども教育学部子ども教育学科に設置する保育士養成課程に在籍して、児童福祉法施行規則による教科目を履修し、その単位を修得して卒業しなければならない。保育士養成課程に関する規程は別に定める。
- 3 本学において取得できる教育職員免許状の種類および保育士資格は次のとおりとする。

学部・学科	取得できる教育職員免許状の種類および保育士資格
子ども教育学部 子ども教育学科	中学校教諭1種免許状（英語）、小学校教諭1種免許状、幼稚園教諭1種免許状
	保育士資格

(単位計算方法)

第17条 授業は講義、演習、実験、実習および実技とする。各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、学修の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合には、当該科目に必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第18条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与える。

- 2 試験の規定については別に定める。

(他大学等における授業科目の履修等)

第19条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学または短期大学との協議に基づき、大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合および外国の大学または短期大学が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第20条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(評価)

第22条 学習の評価はA+、A、B、CおよびDをもって表し、C以上を合格とする。

(卒業)

第23条 学長は、本学に4年以上在学して、第15条に定める単位を修得した者に対して、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 前項により卒業を認定された者に対して、学長は卒業証書を授与する。

(学位)

第24条 卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位に関する規程は、別に定める。

第6章 入学、在学、休学、退学、転学、転学部、転学科および除籍

(入学・転学部・転学科の時期)

第25条 入学時期は学年の始めとする。ただし、転入学、再入学、転学部および転学科については、学期の始めとすることができます。

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生その他教授会が認めた者を秋学期から入学させることができる。

(入学資格)

第26条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程によらないでこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該

課程を修了した者

- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 本学において、その他相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第27条 入学志願者は、指定の期日までに入学願書、出身学校の調査書、その他別に定める書類を提出するとともに、入学検定料を納入しなければならない。

2 一旦納入した入学検定料は返還しない。

(入学者の選考)

第28条 入学者の選抜は、学力検査、調査書、実技試験、健康診断およびその他必要と認める資料により、入学志願者の能力および適性等を総合して行い、合否は教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続きおよび入学許可)

第29条 前条による合格者は、指定の期日までに在学保証書を提出し、入学金および学費の一部を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。

(編入学)

第30条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を志願する者については、第4条に規定する3年次編入学定員または、2・3年次に欠員がある場合に、選考のうえ、教授会の議を経て2年次又は3年次への入学を許可することができる。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 短期大学または高等専門学校を卒業した者
- (3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

ただし、2年次への編入学については大学に1年以上在籍し、所定の単位を修得した者

- (4) 前各号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められる者

2 前項の入学に関する手続き等については、本学に入学を志願する者に関する規定を適用する。

3 第1項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取り扱いについては、教授会の議を経て学長が決定する

(転入学・再入学・転学部・転学科)

第31条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学、本学内での転学部・転学科を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者または退学した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所または国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校または教員養成諸学校等の課程を修了し、または卒業した者
 - (4) 本学に在学し、同一学部の他学科または他の学部学科に変更しようとする者
- 2 本学に再入学することができる者は、本学を退学した者または除籍された者で再び入学を志願する者とする。ただし、学則第37条（2）により除籍された者は除く。

- 3 前2項の入学に関する手続き等については、本学に入学を志願する者に関する規程を適用する。
- 4 第1項及び第2項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取り扱い、ならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(休学)

第32条 疾病またはその他の事由により引き続き2ヶ月を超えて修学することができないと思われる者は、学部長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、教授会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。
- 3 疾病のため休学を願い出る場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(休学期間)

第33条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは許可を得て、1年内に限りその期間を延長することができる。

- 2 休学期間は通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は第10条の在学期間に算入しない。
- 4 休学の事由が消滅した時は、学長の許可を得て復学することができる。
- 5 疾病のため休学をした者が復学を願い出る場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(転学)

第34条 他の大学への入学または編入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第35条 外国の大学または短期大学で学習することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第9条に定める在学期間に含めることができる。

(退学)

第36条 疾病その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出て退学の許可を得なければならない。

- 2 学長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、当該学生に対して退学を勧告することができる。
- 3 前項に関して、必要な事項は別に定める。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第10条に定める在学年限を超える者
- (3) 第33条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 2年以上にわたり行方不明の者

第7章 入学金、授業料およびその他の学費

(授業料等の額)

第38条 学生は別表2に定める入学金、授業料およびその他の学費を納入しなければならない。

- 2 一旦納入した授業料およびその他の学費は返還しない。ただし、入学手続時に限り、別に定める規定により授業料その他の学費を返還することがある。

(授業料等の納付)

第39条 授業料等は年2回に分納するものとし、各学期始めにおいて各指定期日までに納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、授業料等の納付については、学校法人平安女学院学生・生徒納付金に関する細則の定めるところによる。

第8章 センター・附属施設等

(センター)

第40条 本学に文化創造センター、伝統文化研究センター及び地域連携センターを置く。

2 センターの規程は、別に定める。

(附属こども園)

第40条の2 本学に附属こども園を設ける。

2 附属こども園についての規程は、別に定める。

(学寮)

第40条の3 本学に学寮を設ける。

2 学寮についての規程は、別に定める。

第9章 研究生、科目等履修生、聴講生および外国人特別学生

(研究生)

第41条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がある時は、本学の教育に支障のない限り、教授会において相当の資格があると認めた者につき、研究生として入学を許可する。

2 研究生の規程については別に定める。

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で授業科目の履修を志願する者がある時は、本学の教育に支障のない限り、教授会において相当の資格があると認めた者につき、科目等履修生として履修を許可する。

2 科目等履修生には、本学則第18条および第22条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生の規程については別に定める。

(聴講生)

第42条の2 本学の学生以外の者で授業科目の聴講を志願する者がある時は本学の教育に支障のない限り、教授会において相当の資格があると認めた者につき、聴講生として聴講を許可する。

2 聴講生の規程については別に定める。

(特別聴講生)

第43条 (削除)

(外国人特別学生)

第44条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、教授会において相当の資格があると認めた者につき、外国人特別学生として入学を許可する。

2 外国人特別学生の規程については別に定める。

第10章 公開講座

(公開講座)

第45条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座の規程については別に定める。

第11章 賞 罰

(表彰)

第46条 本学の目的および使命に則り他の模範となる行為のあった学生に対し、教授会の議を経て学長はこれを賞する。

(懲戒)

第47条 学則に違反したまたは学生の本分に反する行為があると認められる者に対し、教授会の議を経て学長はこれを懲戒する。

2 前項の懲戒は訓戒、謹慎、停学および退学とする。

3 前項の退学は次の各号に該当する者に適用する。

(1) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の方針に違反し、学生の本分にもとる行為があると認められる者

4 懲戒に関する規程は別に定める。

第12章 学則の変更

(改正)

第48条 この学則を変更しようとするときは、教授会の議を経て学校法人平安女学院理事会の議決によらなければならない。

附 則

1 この学則は、2000年（平成12年）4月1日から施行する。（2000年2月17日理事会決定）

2 第4条に規定する収容定員は、2002年度（平成14年度）までの間は次のとおりとする。

学 部	学 科	2000年度 の収容定員	2001年度 の収容定員	2002年度 の収容定員
現代文化学部	現代福祉学科	130	260	410
現代文化学部	国際コミュニケーション学科	150	300	470

附 則

1 この学則は、2001年（平成13年）4月1日から施行する。（2001年1月23日理事会決定）

附 則

1 この学則は、2002年（平成14年）4月1日から施行する。（第7条の2新設、第2条・第3条・第4条・第3章表題・第7条・第8条・第13条・第17条・第18条・第19条・第20条・第24条・第6章表題・第25条・第26条・第31条・第8章表題・第40条・第41条・第42条・第43条・第44条・第45条・第48条改正）（2002年2月21日理

事会決定)

- 2 第4条に規定する収容定員は、2004年度（平成16年度）までの間は次のとおりとする。

学部	学科	2002年度の収容定員	2003年度の収容定員	2004年度の収容定員
生活環境学部	生活環境学科	310	620	630

附 則

- 1 この学則は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。（第31条改正）
(2003年3月13日理事会決定)

附 則

- 1 この学則は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。（第15条、別表1、別表2改正）（2003年11月27日理事会決定）
(ただし、別表2学費の額は、2004年度新入生から適用するものとする。)

附 則

- 1 この学則は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。（第4条改正）
(2003年12月16日理事会決定)
- 2 第4条に規定する収容定員は、2006年度（平成18年度）までの間は次のとおりとする。

学部	学科	2004年度の収容定員	2005年度の収容定員	2006年度の収容定員
現代文化学部	現代福祉学科	500	440	390
	国際コミュニケーション学科	570	500	440
生活環境学部	生活環境学科	565	510	445

附 則

- 1 この学則は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。ただし、第4条の表の改正規定に示す3年次編入定員に係る部分は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。
(第3条、第4条、第16条第2項、第24条、別表1改正)（2004年5月25日理事会決定）
- 2 第4条に規定する収容定員は、2007年度（平成19年度）までの間は次のとおりとする。

学部	学科	2005年度の収容定員	2006年度の収容定員	2007年度の収容定員
人間社会学部	福祉臨床学科	440	390	340
	国際コミュニケーション学科	500	440	380
生活環境学部	生活環境デザイン学科	510	445	380

- 3 現代文化学部現代福祉学科、国際コミュニケーション学科および生活環境学部生活環境学科は、第4条の規定にかかわらず、従前の例による。
- 4 現代文化学部現代福祉学科および現代文化学部国際コミュニケーション学科、生活環境学部生活環境学科の3年次編入学生については、2006年（平成18年）4月1日まで、なお従前の例による。
- 5 現代文化学部現代福祉学科および現代文化学部国際コミュニケーション学科において取得することができる教員免許状の種類および免許教科は、第16条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 6 2005年度(平成17年度)以降も引き続き現代文化学部現代福祉学科および現代文化学部国際コミュニケーション学科、生活環境学部生活環境学科に在学する者に係る卒業要件、学位の授与、履修科目については、第24条、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2005年度(平成17年度)以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。(別表1改正)
(2004年11月25日理事会決定)。

附 則

- 1 この学則は、2006年(平成18年)1月1日から施行する。(第40条の2新設・第1条・第5条・第3章表題・第7条・第7条の2・第8条・第9条・第14条・第17条・第24条・第26条・第36条・第40条・別表1・別表2改正)(2005年12月22日理事会決定)
(ただし、別表1および別表2学費の額は、2006年度新入生から適用するものとする。)

附 則

- 1 この学則は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。ただし、第4条の表の改正規定に示す3年次編入定員に係る部分は、2008年(平成20年)4月1日から施行する。(第4条、第16条第2項、第24条、別表1改正)(2005年11月29日理事会決定)
- 2 第4条に規定する収容定員は、2007年度(平成19年度)までの間は次のとおりとする。

学 部	学 科	2006年度 の収容定員	2007年度 の収容定員
人間社会学部	福祉臨床学科	390	340
	国際観光コミュニケーション学科	440	380
生活環境学部	生活環境デザイン学科	445	380

- 3 現代文化学部国際コミュニケーション学科および人間社会学部国際コミュニケーション学科は、第4条の規定にかかわらず、従前の例による。
- 4 現代文化学部国際コミュニケーション学科および人間社会学部国際コミュニケーション学科の3年次編入学生については、2008年(平成20年)4月1日まで、なお従前の例による。
- 5 現代文化学部国際コミュニケーション学科および人間社会学部国際コミュニケーション学科において取得することができる教員免許状の種類および免許教科は、第16条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 2006年度(平成18年度)以降も引き続き現代文化学部国際コミュニケーション学科および人間社会学部国際コミュニケーション学科に在学する者に係る卒業要件、学位の授与、履修科目については、第24条、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2006年度(平成18年度)以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。(第16条・別表1改正)

(2006年3月15日理事会決定)

- 2 人間社会学部福祉臨床学科において取得することができる保育士資格については、2006年度（平成18年度）の入学生より適用する。

附 則

- 1 この学則は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。ただし、第4条の表の改正規定に示す3年次編入学定員に係る部分は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。（第3条・第4条・第16条第2項・同第3項・別表1改正）（2006年3月15日理事会決定）
- 2 第4条に規定する収容定員は、2009年度（平成21年度）までの間は次のとおりとする。

学 部	学 科	2007年度 の収容定員	2008年度 の収容定員	2009年度 の収容定員
国際観光学部	国際観光学科	90名	180名	280名
生活福祉学部	生活福祉学科	140名	280名	425名

- 3 人間社会学部 福祉臨床学科、国際観光コミュニケーション学科および生活環境学部 生活環境デザイン学科は2007年（平成19年）3月31日をもって募集を停止する。ただし、現代文化学部 現代福祉学科、国際コミュニケーション学科および人間社会学部 福祉臨床学科、国際コミュニケーション学科、国際観光コミュニケーション学科ならびに生活環境学部 生活環境学科、生活環境デザイン学科は、改正後の第3条および第4条の規定にかかわらず、2007年（平成19年）3月31日に、当該学部学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 人間社会学部 福祉臨床学科、国際コミュニケーション学科、国際観光コミュニケーション学科および生活環境学部 生活環境デザイン学科の3年次編入学生については、2009年（平成21年）4月1日まで、なお従前の例による。
- 5 2007年（平成19年）3月31日に在学し、2007年（平成19年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者が取得できる教員免許状の種類および保育士資格は、改正後の第16条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 2007年度（平成19年度）以降も引き続き、現代文化学部 現代福祉学科、国際コミュニケーション学科および人間社会学部 福祉臨床学科、国際コミュニケーション学科、国際観光コミュニケーション学科ならびに生活環境学部 生活環境学科、生活環境デザイン学科に在学する者に係る卒業要件、学位の授与、履修科目の開設については、改定後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2007年度（平成19年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。（別表1改正）
(2006年4月20日 理事会決定)

附 則

- 1 この学則は2007年（平成19年）4月1日から施行する。（第6条第2項・第40条の3新設、第6条・第8章表題・第40条・第40条の2・別表2改正）
(2006年10月24日 理事会決定)

(ただし、別表2学費の額は、2007年度新入生から適用するものとする。)

附 則

- 1 この学則は2007年（平成19年）4月1日から施行する。（別表1改正）
(2006年10月24日、1月23日、3月13日 理事会決定)

附 則

- 1 この学則は2008年（平成20年）4月1日から施行する。（第1条2項及び第6条2項を追加、第6条2項（旧）を同3項に繰り下げ、第4条、第6条1項、第3章表題、第7条及び別表2を改正）（2007年（平成19年）12月3日理事会決定）
- 2 第4条に規定する収容定員は、2010年度（平成22年度）までの間は次の通りとする。

学 部	学 科	2008年度の 収容定員	2009年度の 収容定員	2010年度の 収容定員
生活福祉学部	生活福祉学科	235名	335名	435名

- 3 別表2の学費の額は、2008年度（平成20年度）新入生から適用するものとする。

附 則

- 1 この学則は2008年（平成20年）4月1日から施行する。（別表2改正）（2008年（平成20年）1月16日理事会決定）
- 2 別表2の学費の額は、2008年度（平成20年度）新入生から適用するものとする。
休学在籍料は全学年の在籍者を対象に、2008年（平成20年）4月1日の休学申請から適用する。

附 則

- 1 この学則は2009年（平成21年）4月1日から施行する。ただし、第4条の表の改正規程に示す3年次編入学定員に係る部分は2011年（平成23年）4月1日から施行する。（第1条2項（2）・第3条・第4条・第16条第2項・同第3項・別表1改正）（2008年5月27日理事会決定）
- 2 第4条に規定する収容定員は2011年（平成23年）までの間は次のとおりとする。

学 部	学 科	2009年度の 収容定員	2010年度の 収容定員	2011年度の 収容定員
子ども学部	子ども学科	90名	180名	280名

- 3 生活福祉学部 生活福祉学科は2009年（平成21年）3月31日をもって募集を停止する。ただし、現代文化学部 現代福祉学科、国際コミュニケーション学科、人間社会学部 福祉臨床学科、国際コミュニケーション学科、国際観光コミュニケーション学科、および生活環境学部 生活環境学科、生活環境デザイン学科、ならびに生活福祉学部 生活福祉学科は、改正後の第3条及び第4条の規定にかかわらず、2009年（平成21年）3月31日に、当該学部学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 生活福祉学部 生活福祉学科の編入学生については2011年（平成23年）4月1日まで、なお、従前の例による。
- 5 2009年（平成21年）3月31日に在学し、2009年（平成21年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者が、取得できる教職免許状の種類および保育士資格は、改正後の第16条第3項の規定にかかわらず、なお従

前の例による。

- 6 2009年度（平成21年）以降も引き続き、現代文化学部 現代福祉学科、国際コミュニケーション学科、人間社会学部 福祉臨床学科、国際コミュニケーション学科、国際観光コミュニケーション学科および生活環境学部 生活環境学科、生活環境デザイン学科ならびに生活福祉学部 生活福祉学科に在学するものに係る卒業要件、学位の授与、履修科目的開設については、改定後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2009年度（平成21年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業要件に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2010年（平成22年）4月1日から施行する。（第16条第2項、第17条第1項、別表1改正）
(2009年7月28日 理事会決定)
- 2 改正後の第16条第2項の規定にかかわらず、2010年（平成22年）3月31日に在学し、2010年（平成22年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者が、取得できる保育士資格は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は2009年（平成21年）9月1日から施行する。（第12条第2項・第25条第2項新設、第17条第2項・第18条・第31条第3項・第4項・第48条改正）
(2009年9月14日 理事会決定)

附 則

- 1 この学則は2010年（平成22年）4月1日から施行する。（別表1改正）
(2010年2月23日 理事会決定)

附 則

- 1 この学則は2010年（平成22年）4月1日から施行する。（第3章表題・第40条第1項改正、第7条削除）
(2010年3月30日 理事会決定)

附 則

- 1 この学則は2011年（平成23年）4月1日から施行する。（別表1改正）（2010年10月19日理事会決定）
- 2 2011年（平成23年）3月31日に在学し、2011年（平成23年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者に係る履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は2011年（平成23年）4月1日から施行する。（別表1改正）（2010年12月14日理事会決定）
- 2 2011年（平成23年）3月31日に在学し、2011年（平成23年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者に係る履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は2011年（平成23年）4月1日から施行する。（別表2改正）（2011年2月15日理事会決定）

附 則

- 1 この学則は2011年（平成23年）4月1日から施行する。（別表1改正）（2011年3月29日理事会決定）
- 2 2011年（平成23年）3月31日に在学し、2011年（平成23年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2011年度（平成23年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2012年（平成24年）4月1日から施行する。（別表1改正）（2011年12月20日理事会決定）
- 2 2012年（平成24年）3月31日に在学し、2012年（平成24年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2012年度（平成24年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2014年（平成26年）4月1日から施行する。（別表1改正）（2013年9月10日理事会決定）
- 2 2014年（平成26年）3月31日に在学し、2014年（平成26年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2014年度（平成26年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2014年（平成26年）4月1日から施行する。（別表1改正）（2014年2月13日理事会決定）
- 2 2014年（平成26年）3月31日に在学し、2014年（平成26年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2014年度（平成26年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2015年（平成27年）4月1日から施行する。（第1条の2、第3条、第4条、第16条、別表1改正）（2014年5月23日理事会決定）
- 2 子ども学部子ども学科は第1条の2、第3条、第4条の規定にかかわらず従前の例による。
- 3 子ども学部子ども学科の3年次編入学生については2016年（平成28）年4月1日まで、なお従前の例による。
- 4 子ども学部子ども学科において取得することができる教員免許状の種類および保育士資格は第16条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 2015年（平成27年）3月31日に在学し、2015年（平成27年）4月1日以降、引き続き子ども学部子ども学科に在学する者に係る卒業要件、履修科目については別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は2015年（平成27年）4月1日から施行する。（第5条・第28条・第31条第1項第3号・第40条第1項・別表1改正、第47条第4項新設、第7条の2削除）（2015年2月24日理事会決定）
- 2 2015年（平成27年）3月31日に在学し、2015年（平成27年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2015年度（平成27年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2016年（平成28年）4月1日から施行する。（第22条、別表1改正）（2015年2月23日理事会決定）
- 2 2016年（平成28年）3月31日に在学し、2016年（平成28年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者に係る学習の評価については、第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2016年（平成28年）4月1日以降に編入学、転入学、再入学した者については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 3 2016年（平成28年）3月31日に在学し、2016年（平成28年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2016年度（平成28年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2016年（平成28年）10月1日から施行する。（第14条第3項、別表1-2、別表1-3新設、第14条第1項改正）（2016年7月29日理事会決定）

附 則

- 1 この学則は2017年（平成29年）4月1日から施行する。（別表1改正）（2016年9月27日理事会決定）
- 2 2017年（平成29年）3月31日に在学し、2017年（平成29年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2017年度（平成29年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2017年（平成29年）4月1日から施行する。（第4条、第30条改正）（2016年11月28日理事会決定）
- 2 第4条に規定する収容定員は、2017年度（平成29年度）までの間は次のとおりとする。

学 部	学 科	2017年度 の収容定員
国際観光学部	国際観光学科	380
子ども教育学部	子ども教育学科	370

附 則

- 1 この学則は2017年（平成29年）4月1日から施行する。（第14条、第15条、別表1、別表2改正）（2017

年1月24日理事会決定)

- 2 2017年（平成29年）3月31日に在学し、2017年（平成29年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 2017年（平成29年）4月1日に入学する者に係る入学検定料および入学料については、別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は2017年（平成29年）10月1日から施行する。ただし別表1については2018年（平成30年）4月1日に施行する。（第36条第2項、第3項新設、別表1改正）（2017年9月26日理事会決定）
- 2 2018年（平成30年）3月31日に在学し、2018年（平成30年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2018年度（平成30年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2018年（平成30年）4月1日から施行する。（第14条第3項、別表1－4新設、別表1改正）（2018年2月27日理事会決定）
- 2 2018年（平成30年）3月31日に在学し、2018年（平成30年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2018年度（平成30年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2019年（平成31年）4月1日から施行する。（第4条第2項、第3項新設、別表1改正）（2018年9月25日理事会決定）
- 2 第4条第2項および第3項の規定は、2019年度入学生より適用する。ただし、2019年（平成31年）4月1日以降に編入学、転入学、再入学した者については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。
- 3 2019年（平成31年）3月31日に在学し、2019年（平成31年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2019年度（平成31年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。

附 則

- 1 この学則は2019年（平成31年）4月1日から施行する。（第16条第3項、第40条の2改正）（2018年11月28日理事会決定）

附 則

- 1 この学則は2020年（令和2年）4月1日から施行する。（第4条改正）（2019年3月26日理事会決定）
- 2 第4条に規定する収容定員は、2023年度までの間は次のとおりとする。

学 部	学 科	2020年度の 収容定員	2021年度 の収容定員	2022年度 の収容定員
国際観光学部	国際観光学科	400名	420名	440名
子ども教育学部	子ども教育学科	340名	320名	300名

附 則

- 1 この学則は2020年（令和2年）4月1日から施行する。ただし、別表1（2）の改正規定は、2019年（平成31年）4月1日以降に入学した者に適用する。（別表1改正）（2019年9月24日理事会決定）
- 2 2020年（令和2年）3月31日に在学し、2020年（令和2年）4月1日以降、引き続き本学に在学する者（前項の適用を受ける者を除く。）に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、2020年度（令和2年度）以降に新設された授業科目について修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、卒業単位に含めることができる。
- 3 2020年（令和2年）4月1日以降に編入学、転入学、再入学した者については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

附 則

- 1 この学則は2020年（令和2年）4月1日から施行する。（第30条改正）（2019年11月29日理事会決定）

附 則

- 1 この学則は2020年（令和2年）4月1日から施行する。（第42条の2新設、第43条削除）（2020年1月30日理事会決定）

別表1 (1) 国際観光学部 国際観光学科

教養科目

		単位数 必 選	備 考
基礎科目A	キリスト教学	2	10単位以上
	キリスト教文化	1	
	ジェネリックスキルⅠ	1	
	ジェネリックスキルⅡ	1	
	ジェネリックスキルⅢ	1	
	ジェネリックスキルⅣ	1	
	ジェネリックスキルⅤ	1	
	ジェネリックスキルⅥ	1	
	ジェネリックスキルⅦ	1	
	ジェネリックスキルⅧ	1	
基礎科目B	日本語表現法Ⅰ	1	4単位以上
	日本語表現法Ⅱ	1	
	日本語表現法Ⅲ	1	
	日本語表現法Ⅳ	1	
	英語Ⅰ	1	
	英語Ⅱ	1	
	イタリア語Ⅰ	1	
	イタリア語Ⅱ	1	
	フランス語Ⅰ	1	
	フランス語Ⅱ	1	
	日本語Ⅰ	1	
	日本語Ⅱ	1	
	日本語Ⅲ	1	
	日本語Ⅳ	1	
	日本語講読	1	
	日本語聴解	1	
教養展開科目A	女性のキャリア形成	2	4単位以上
	ホスピタリティマナー演習	1	
	秘書トレーニング	1	
	情報技術入門	1	
	インフォメーションデザイン演習Ⅰ	1	
	インフォメーションデザイン演習Ⅱ	1	
	リーダーシップ・トレーニング	1	
	ディスカッションの基礎	1	
	ディスカッションの展開	1	
	数的処理演習	1	
教養展開科目B	文化人類学	2	6単位以上
	民俗学	2	
	地理学	2	
	芸術と人間	2	
	現代日本文化論	2	
	現代社会論	2	
	女性学	2	
	心理学	2	
	生命と環境	2	
	健康の科学	2	

専門科目

		授業科目	単位数 必 選	備 考
専門導入科目	国際観光学入門	コミュニケーション論 観光概論 国際観光論 ホスピタリティ社会論	2 2 2 2	10単位以上
	中国語入門	中国語発音入門 中国語会話入門	1 1	
	大学の英語入門	Oral English College English I College English II College English III	1 1 1 1	
	専門基礎科目	現代経営論 国際儀礼研究 ホスピタリティ産業論 ブライダル入門演習 リスク・マネジメント 観光経済論 交通事業論 観光まちづくり論 観光政策論	2 2 2 1 2 2 2 2 2	
		観光ホスピタリティ・ビジネスの基礎	2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		観光文化学の諸相	2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		観光学の方法を学ぶ	2 2 1	
		フィールドワークの方法 観光調査法 観光表現演習	2 2 1	
		総合中国語会話Ⅰ 総合中国語会話Ⅱ 総合中国語読解Ⅰ 総合中国語読解Ⅱ 中級中国語作文Ⅰ 中級中国語会話Ⅰ 中級中国語聴解Ⅰ 中級中国語読解Ⅰ 中国語検定演習	1 1 1 1 2 2 2 2 1	
		中国語の基礎を固める	English Writing Skills I English Writing Skills II English Listening Skills I English Listening Skills II English Speaking Skills I English Speaking Skills II Studying Abroad Preparation I Studying Abroad Preparation II Writing in Progress I Speaking in Progress I Listening in Progress I Reading in Progress I 観光英語 Academic Writing TOEIC演習 I TOEIC演習 II 英語文学 I	1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 2
		英語の基礎を固める	English Writing Skills I English Writing Skills II English Listening Skills I English Listening Skills II English Speaking Skills I English Speaking Skills II Studying Abroad Preparation I Studying Abroad Preparation II Writing in Progress I Speaking in Progress I Listening in Progress I Reading in Progress I 観光英語 Academic Writing TOEIC演習 I TOEIC演習 II 英語文学 I	1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 2

別表1 (1) 国際観光学部 国際観光学科

専門科目

授業科目			単位数 必 選	備考
観光ホスピタリティ・ビジネスの探究	プライダルサービス論	2	14単位以上	
	ホテルサービス論	2		
	テーマパーク論	2		
	旅行産業論	2		
	サービス・マーケティング	2		
	環境マネジメント論	2		
	エアラインサービス論	2		
	エアラインビジネス論	2		
	宿泊施設論	2		
	カラーコーディネート	2		
世界諸地域の研究	国内旅行業務(業法・約款・実務)	2		
	国内旅行業務(地誌)	2		
	総合旅行業務(海外旅行実務)	2		
	総合旅行業務(地誌)	2		
	地域研究(ヨーロッパ)	2		
観光学の新動向	地域研究(アメリカ)	2		
	地域研究(環太平洋)	2		
	地域研究(中国・台湾)	2		
	地域研究(アジア・アフリカ)	2		
	観光学の理論と歴史	2		
専門展開科目	国際観光開発論	2		
	エコツーリズム論	2		
	アーバン・ツーリズム論	2		
	建築・産業遺産研究	2		
	教育旅行研究	2		
	総合中国語会話III	1		
	総合中国語会話IV	1		
	総合中国語読解III	1		
	総合中国語読解IV	1		
	中級中国語作文II	2		
中国語力を伸ばす	中級中国語会話II	2		
	中級中国語聽解II	2		
	中級中国語読解II	2		
	観光中国語	1		
	中国語実務通訳	1		
	中国語観光通訳	1		
	Writing in Progress II	2		
英語力を伸ばす	Speaking in Progress II	2		
	Listening in Progress II	2		
	Reading in Progress II	2		
	通訳案内士のための英語	1		
	エアライン・イングリッシュ	1		
	英語通訳I	1		
	英語通訳II	1		
	Presentation in English	1		
	TOEIC演習: Advanced I	1		
	TOEIC演習: Advanced II	1		
	英語文学II	2		

専門科目

授業科目			単位数 必 選	備考
京都ホスピタリティ科 目	伝統文化論(茶道)I	1	8単位以上	
	伝統文化論(茶道)II	1		
	伝統文化論(茶道)III	1		
	伝統文化論(茶道)IV	1		
	伝統文化論(茶道)V	1		
	伝統文化論(茶道)VI	1		
	伝統文化論(茶道)VII	1		
	伝統文化論(茶道)VIII	1		
	伝統文化演習I(囲碁)	1		
	伝統文化演習II(着付け)	1		
専門科 目	伝統文化演習III(華道)	1		
	京都のおもてなしとライフスタイル	2		
	京旅館と女将	2		
	京の和食と和菓子	2		
	京都の伝統産業	2		
	京都の歴史	2		
	京都の祭りと生活文化	2		
	京都観光研究	2		
	文化財演習	1		
	観光ボランティアI	1	4単位以上	
実習科 目	観光ボランティアII	1		
	海外語学研修I	3		
	海外語学研修II	3		
	ビジネス・インターンシップI	2		
	ビジネス・インターンシップII	2		
	観光フィールドワークI	3		
	観光フィールドワークII	3		
	京都観光案内実習I	2		
	京都観光案内実習II	2		
	観光学基礎演習	1	13単位以上	
卒業研究科 目	観光学講読演習I	1		
	観光学講読演習II	1		
	専門演習I	1		
	専門演習II	1		
	専門演習III	1		
	専門演習IV	1		
	専門演習V	1		
	卒業研究	6		

国際観光学部国際観光学科 卒業要件単位数

科目区分	単位数	科目区分	単位数		
教養科 目	基礎科目A	10以上	専門科 目	専門導入科目	10以上
	基礎科目B	4以上		専門基礎科目	16以上
	教養展開科目A	4以上		専門展開科目	14以上
	教養展開科目B	6以上		京都ホスピタリティ科目	8以上
	教養科目	24以上		実習科目	4以上
		卒業研究科目	13以上		
		専門科目合計	65以上		
		卒業要件総数	128以上		

別表1 (2) 子ども教育学部 子ども教育学科

教養科目

授業科目		単位数			備考
		必	選	(コース必修)	
				乳幼児	子ども
基礎科目	キリスト教学	2			11単位以上
	キリスト教文化	1			
	日本語表現法	2			
	英語 I	1			
	英語 II	1			
	情報技術 I	1			
	情報技術 II	2			
	音楽理論	2			
	体育理論	1			
	体育実技	1			
教養科目	日本国憲法	2			
	ジェネリックスキル I	1			
	ジェネリックスキル II	1			
	生命と環境	2			4単位以上
	健康の科学	2			
	現代社会論	2			
	市民生活と法	2			
	女性学	2			
	国際理解	2			
	子どもの読書生活	2			
教養展開科目A	人権と子ども	2			
	乳幼児教育・保育の基礎	2			
	現代の教養	2			
	伝統文化論(茶道) I	1			2単位以上
	伝統文化論(茶道) II	1			
	伝統文化論(茶道) III	1			
	伝統文化論(茶道) IV	1			
	伝統文化論(茶道) V	1			
	伝統文化論(茶道) VI	1			
	伝統文化論(茶道) VII	1			
教養展開科目B	伝統文化論(茶道) VIII	1			

専門科目

授業科目		単位数			備考
		必	選	(コース必修)	
				乳幼児	子ども
学部基幹科目	保育原理	2			18単位以上
	教育原理	2			
	教職論(幼・保)	2			
	教職論(小・中)	2			
	発達心理学	2			
	社会福祉原論 I	2			
	社会福祉原論 II	2			
	体験実習 a I	1			
	体験実習 a II	1			
	体験実習 b	1			
専門科目	教育ボランティアワーク	1			
	子ども学研究入門 I	1			
	子ども学研究入門 II	1			
	子ども学専門演習 I	1			
	子ども学専門演習 II	1			
	子ども学専門演習 III	1			
	子ども学専門演習 IV	1			
	教育実習指導 a	1			
	教育実習 a	4			
	教育実習指導 b	1			
実習科目	教育実習 b	4			
	教育実習指導 c	1			
	教育実習 c	4			
	保育実習指導 I a	1			
	保育実習 I a	2			
	保育実習指導 I b	1			
	保育実習 I b	2			
	保育実習 II	1			
	教職実践演習(幼・小・中)	2			
	子どもの心と教育	2			4単位以上
専門発展科目	子どものメディア論	2			
	子どもの生活空間	2			
	子どもの食育論	2			
	子どもの遊び	2			
	地域福祉論	2			
	障害者福祉論	2			
	カウンセリング理論	2			
	家族心理学	2			
	異文化理解	2			
	多文化共生論	2			

専門科目

授業科目	単位数				備考
	必選	(コース必修)			
子ども教育科目		乳幼児	子ども	英専	
比較教育制度論	2				
特別支援教育論	1				
教育課程論	2				
幼児教育方法論	2				
教育方法論	2				
教育相談	1				
総合教育	1				
ピアノ基礎Ⅰ	1				
ピアノ基礎Ⅱ	1				
器楽Ⅰ	1				
器楽Ⅱ	1				
器楽Ⅲ	1				
器楽Ⅳ	1				
音楽基礎(ソルフェージュ)	1				
幼児と音楽	1				
専門科目	健康	2※	○		
	人間関係	2※	○		
	環境	2※	○		
	言葉	2※	○		
	表現	2※	○		
	保育内容総論	2			
	保育内容(健康)	2			
	保育内容(人間関係)	2			
	保育内容(環境)	2			
	保育内容(言葉)	2			
	保育内容(造形表現)	2			
	保育内容(表現活動)	2			
	子ども家庭福祉	2			
	子ども家庭支援論	2			
	社会的養護Ⅰ	2			
	子ども家庭支援の心理学	2			
	幼児理解	2			
	子どもの保健	2			
	子どもの食と栄養	2			
	保育の計画と評価	2			
	保育の表現技術Ⅰ	2			
	保育の表現技術Ⅱ	2			
	乳児保育Ⅰ	2			
	乳児保育Ⅱ	1			
	子どもの健康と安全	1			
	障害児保育	2			
	社会的養護Ⅱ	1			
	子育て支援	1	○		
初等中等教育科目	道徳教育論	2			
	総合的な学習の時間の指導法	2			
	特別活動の指導法	2			
	生徒指導・進路指導論	2			
	教科国語	2※			
	教科社会	2			
	教科算数	2			
	教科理科	2			
	教科生活	2※			
	教科音楽	2			
	教科図画工作	2			
	教科家庭	2			
	教科体育	2			
	教科英語	2※			
	国語科教育法Ⅰ	2			
	国語科教育法Ⅱ	2			
	社会科教育法Ⅰ	2			
	社会科教育法Ⅱ	2			
	算数科教育法Ⅰ	2			

専門科目

授業科目	単位数				備考
	必選	(コース必修)			
初等中等教育科目		乳幼児	子ども	英専	
算数科教育法Ⅱ	2			○	
理科教育法Ⅰ	2			○	
理科教育法Ⅱ	2			○	
生活科教育法	2			○	
音楽科教育法	2			○	
図画工作科教育法	2			○	
家庭科教育法	2			○	
体育科教育法	2			○	
英語科教育法	2			○	
水泳指導法	1			○	
中学校英語指導法Ⅰ	2			○	
中学校英語指導法Ⅱ	2			○	
中学校英語指導法Ⅲ	2			○	
中学校英語指導法Ⅳ	2			○	
児童英語教育論	2			○	
専門科目	英語教材研究	2			○
	学習指導の技術Ⅰ	2			○
	学習指導の技術Ⅱ	2			○
	第二言語教育論	2			△
	英語学Ⅰ	2			○
	英語学Ⅱ	2			○
	Children's Literature	2			○
	初級英語コミュニケーションⅠ	1			○
	初級英語コミュニケーションⅡ	1			○
	中級英語コミュニケーションⅠ	1			○
	中級英語コミュニケーションⅡ	1			○
	上級英語コミュニケーションⅠ	1			○
	上級英語コミュニケーションⅡ	1			○
	英語プレゼンテーション	1			○
	海外の子どもと教育Ⅰ	2			○
英語教育科目	海外の子どもと教育Ⅱ	2			○
	Children's Life in English	2			○
	実用英語Ⅰ	1			○
	実用英語Ⅱ	1			○
	実用英語Ⅲ	1			○
	実用英語Ⅳ	1			○
	TOEIC演習Ⅰ	1			○
	TOEIC演習Ⅱ	1			○
	メディアの英語a	1			○
	メディアの英語b	1			○
	ホスピタリティ英語	1			○
	保育・教育の英語	1			○
	Japanese Culture in English	2			○
	海外英語研修	1			△
	卒業研究	6			6単位

コース略称：「乳幼児」…乳幼児保育コース、「子ども」…子ども教育コース、「英専」…子ども教育コース（英語教育専修）

各コースにおいて、「○」…コース必修、「○」…14単位選択必修、「△」…14単位選択必修

子ども教育学部子ども教育学科 卒業要件単位数

科目区分	単位数	科目区分	単位数
教養科目	基礎科目	11以上	学部基幹科目
			18以上
	教養展開科目A	4以上	実習科目
			4以上
			専門発展科目
			子ども教育科目
教養科目	教養展開科目B	2以上	乳幼児保育科目
			42以上
	教養科目合計	17以上	初等中等教育科目
			英語教育科目
			卒業研究
			6
			専門科目合計
			70以上
			卒業要件総数
			128以上

別表 1－2**幼稚園教諭免許状の特例に関する科目****自由科目**

授業科目		単位数	備考
自由科目 に教育する科 意等に 関する科 目義 等に 關する科 目	教職の意義及び教員の役割	教職論（特例）	2
	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	比較教育制度論（特例）	2 日本国憲法の内容を含む
	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論（特例）	1
自由科目 に教育する科 意等に 關する科 目	保育内容の指導法	幼児教育の内容と方法（特例）	1
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
進生路徒指導等に 關する科 目及び 教育相談及 び	幼児理解の理論及び方法	幼児理解（特例）	2

別表 1－3**保育士資格の特例に関する科目****自由科目**

授業科目		単位数	備考
自由科目	福祉と養護（特例）	2	
	相談支援（特例）	2	
	乳児保育（特例）	2	
	保健と食と栄養（特例）	2	

別表 1－4**地域連携科目****自由科目**

授業科目		単位数	備考
自由科目	京都観光振興研究	4	

別表2 学費・入学検定料

入学金	(入学時のみ)	250,000円
授業料	(年額)	980,000円
教育充実費	(1年次年額)	170,000円
	(2年次年額)	280,000円
入学検定料		30,000円
	(センター試験利用入試)	5,000円
休学在籍料(休学時の学費)		
	(1年休学)	60,000円
	(半年休学)	30,000円

平安女学院大学短期大学部学則

第 1 章 総 則

第1条 本学はキリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神－「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」－を体得した人間を育成し、地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的とする。

第1条の2 本学の設置する学科における人材養成に関する目的その他教育研究の目的は以下の通りとする。

(1) 保育科

乳幼児の保育と教育に関する専門的知識と技能を涵養するとともに、全人的な幅広い教養に富む人間性豊かな人材の育成を目的とする。

第2条 本学はその教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。

2 前項の点検および評価に関する規程は別に定める。

第3条 本学において設置する学科および学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
保 育 科	80名	160名

第3条の2 本学の修業年限は2年とする。ただし、4年をこえて在学することはできない。

第 2 章 授業科目および単位

第4条 本学には教養科目、専門科目および自由科目をおく。

第5条 本学における授業科目および単位は別表1の通りとする。

2 幼稚園教諭免許状の特例に関する科目および単位は別表1-2、保育士資格の特例に関する科目および単位は別表1-3の通りとする。

第 3 章 履修方法および課程修了の認定等

第6条 学生は、別表1に定める単位数に従い教養科目、専門科目を合計64単位以上修得しなければならない。

第7条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条の規定によるほか、教育職員免許法および同法施行規則に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 保育士の資格を得ようとする者は、保育科に設置する保育士養成課程に在籍して、児童福祉法施行規則による教科目を履修し、その単位を修得して卒業しなければならない。保育士養成課程に関する規程については別に定める。

3 本学において取得できる教育職員免許状の種類および保育士資格は次のとおりとする。

学 科	取得できる教育職員免許状の種類および保育士資格
保 育 科	幼稚園教諭2種免許状 保育士資格

第8条 (削除)

第9条 授業科目の履修は必修科目および選択科目によって行う。

第10条 授業は講義、演習、実験、実習および実技とする。各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義および演習については15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

第11条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験に関する規程は別に定める。

第12条 学習の評価はA+、A、B、CおよびDをもって表わし、C以上を合格とする。

第13条 学長は、本学に2年以上在学して、第6条に定める単位を修得した者に対して、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 前項により卒業を認定された者に対して、学長は次のとおり卒業証書および短期大学士の学位を授与する。

保育科 短期大学士（保育学）

3 学位に関する規程は、別に定める。

第 4 章 学年、学期および休業日

第14条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第15条 学年を分けて次の2学期とする。

春 学 期 4月1日から9月30日まで

秋 学 期 10月1日から翌年3月31日まで

各学期授業日数は各15週を下らないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要がある場合は、教授会の議を経て学長が学期の開始日および終了日を変更することができる。

第16条 本学の休業日は次のように定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本学院創立記念日（1月21日）

(4) 夏期休業 8月1日から9月30日まで

(5) 冬期休業 12月21日から1月7日まで

(6) 春期休業 3月25日から3月31日まで

2 学長は、前項の休業日を変更し、また、臨時に休業することがある。

3 学長は、特に必要があると認めるときには、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第 5 章 入学、在学、休学、退学、転学および除籍

第17条 入学時期は学年の始めとする。ただし、転入学、再入学、復学については、学期の始めとすることができる。

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程によらないでこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) その他相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第19条 入学志願者は、指定の期日までに入学願書、出身学校の調査書、その他別に定める書類を提出するとともに、入学検定料を納入しなければならない。一旦納入した入学検定料は返還しない。

- 2 入学者の選抜は、学力検査、調査書、実技試験、健康診断およびその他必要と認める資料により、入学志願者の能力および適性等を総合して行い、合否は教授会の議を経て学長が決定する。
- 3 前項による合格者は、指定の期日までに在学保証書を提出し、入学金および学費の一部を納入しなければならない。
- 4 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

第20条 疾病またはその他の事由により引き続き2カ月以上修学することができないと思われる者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、教授会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。
- 3 疾病のため休学を願い出る場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第21条 休学の期間は1年をこえることができない。ただし、特別の事由がある時は許可を得て、1年内に限りその期間を延長することができる。休学の事由が消滅した時、教授会の議を経て復学することができる。休学期間は在学年数に算入しない。

第22条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合および外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。

第22条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第22条の3 本学は、教育上有益と認める時は、本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したも

のとみなし単位を与えることができる。

- 2 前1項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第22条第1項および前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。この場合において、第22条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第22条の4 本学は、転学等を希望する者があるときは選考の上、教授会の議を経てこれを許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱いならびに在学期年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第22条の5 本学に再入学することができる者は、本学を退学した者または除籍された者で再び入学を志願する者とする。ただし、学則第24条（2）により除籍された者は除く。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱いならびに在学期年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第23条 病気その他の事由により退学しようとする者は保証人連署の上退学願を提出しなければならない。

- 2 学長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、当該学生に対して退学を勧告することができる。

- 3 前項に関して、必要な事項は別に定める。

第24条 次の各号の一に該当する者は教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第3条の2に定める在学期限をこえる者
- (3) 第21条に定める休学期間をこえて、なお修学できない者
- (4) 2年以上にわたり行方不明の者

第 6 章 入学金、授業料およびその他の学費

第25条 学生は別表3に定める入学金、授業料およびその他の学費を納入しなければならない。一旦納入した学費は返還しない。ただし、入学手続時に限り、別に定める規定によって授業料その他の学費を返還することがある。

第26条 授業料等は年2回に分納するものとし、各学期始めにおいて各指定期日までに納付しなければならない。

第27条 (削除)

第 7 章 教職員組織

第28条 本学に学長を置く。学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

- 2 本学に副学長を置く。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第29条 本学の教員に教授、准教授、助教および助手（教育・研究補助等）を置く。

- 2 本学の教員に講師を置くことができる。

- 3 本学の職員に事務職員およびその他の職員を置く。

第 8 章 教 授 会

第30条 本学に教授会を置く。

2 教授会についての規程は別に定める。

第31条 (削除)

第 9 章 センター等

第32条 本学に文化創造センター、伝統文化研究センター及び地域連携センターを置く。

2 センター等の規程は、別に定める。

第33条 (削除)

第33条の2 (削除)

第34条 (削除)

2 (削除)

第35条 (削除)

2 (削除)

第 10 章 学 寮

第36条 本学に学寮を設ける。

2 学寮についての規程は別に定める。

第 11 章 科目等履修生および聴講生

第37条 本学の授業科目の履修を希望する者がある時は、本学の教育に支障のない限り、教授会において相当の資格があると認めた者につき、科目等履修生として履修を許可する。

2 科目等履修生には、本学則第11条および第12条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

第37条の2 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者がある時は本学の教育に支障のない限り、教授会において相当の資格があると認めた者につき、研究生として入学を許可する。

2 研究生の規程については別に定める。

第38条 本学において特定の授業科目の聴講を志願する者がある時は、本学の教育に支障のない限り、教授会において相当の資格があると認めた者につき、聴講生として聴講を許可する。

2 聴講生についての規程は別に定める。

第 12 章 公 開 講 座

第39条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座についての規程は別に定める。

第 13 章 賞 罰

第40条 本学の目的および使命に則り他の模範となる行為のあった学生に対し、教授会の議を経て学長はこれを賞する。

第41条 学則に違反したまたは学生の本分に反する行為があると認められる者に対し教授会の議を経て学長はこれを懲戒する。懲戒は訓戒、謹慎、停学および退学とする。

2 懲戒についての規程は、別に定める。

第42条 前条の退学は次の項に該当するものに適用する。

- (1) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の方針に違反し、学生の本分にもとる行為があると認められる者

第 14 章 学則の変更

第43条 この学則を変更しようとするときは、教授会の議を経て学校法人平安女学院理事会の議決によらなければならぬ。

附 則

1. この学則は昭和48年4月1日から施行する。
なお昭和47年度以前の入学生に対しては第22条は適用せず従来通りとする。
2. 昭和54年9月25日 一部改正
3. 昭和54年12月20日 別表3改正
4. 昭和55年9月1日 別表3改正
5. 昭和57年4月1日 別表3改正
(ただし、学費の額は、昭和57年度新入生から適用するものとする。)
6. 昭和57年4月1日 第6条改正
7. 昭和58年4月1日 別表3改正
(ただし学費の額は昭和58年度新入生から、入学検定料は昭和58年度入学試験受験生から適用するものとする。)
8. 昭和58年4月1日 第6条・第13条・第16条改正
9. 昭和59年4月1日 別表3改正
(ただし、学費の額は、昭和59年度新入生から適用するものとする。)
10. 昭和60年4月1日 別表3改正
(ただし、学費の額は、昭和60年度新入生から適用するものとする。)
11. 昭和61年4月1日 改正
(ただし、別表3学費の額は、昭和61年度新入生から適用するものとする。)
12. 昭和61年6月11日 別表1改正
13. 昭和61年8月25日 別表3改正
(ただし、入学検定料は、昭和62年度入学試験受験生から適用するものとする。)
14. 昭和62年4月1日 改正

- (ただし、昭和62年度において英文科の総定員は、第2条にかかわらず430とし、家政科の総定員は、第2条にかかわらず450とする。また、学費の額は、昭和62年度新入生から適用するものとする。)
15. 昭和63年4月1日 改正
(ただし、別表3学費の額は、昭和63年度新入生から適用するものとする。)
16. 平成元年4月1日 改正
(ただし、昭和63年度以前の家政科入学生については、本改正にかかわらず、従前の学則によるものとする。)
17. 平成元年4月1日 改正
(ただし、別表3学費の額は、平成元年度新入生から適用するものとする。)
18. 平成2年4月1日 改正
(ただし、別表3学費の額は平成2年度新入生から、入学検定料は平成2年度入学試験受験生から適用するものとする。平成元年度からの在学生の学費は、授業料を628,000円（家政科については、638,000円）とし、施設設備資金を教育充実費に改め、また校費は徴収しない。)
19. 平成3年4月1日 改正
(ただし、第2条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。)
- | 年 度 | 平成3年度 | | 平成4年度～
平成11年度 | | 平成12年度 | |
|--------|-------|------|------------------|------|--------|------|
| | 学科・専攻 | 入学定員 | 総定員 | 入学定員 | 総定員 | 入学定員 |
| 英 文 科 | 280 | 510 | 280 | 560 | 230 | 510 |
| 家 政 科 | | | | | | |
| 衣生活専攻 | 120 | 220 | 120 | 240 | 100 | 220 |
| 食生活専攻 | 120 | 220 | 120 | 240 | 100 | 220 |
| キリスト教科 | 70 | 120 | 70 | 140 | 50 | 120 |
20. 平成3年4月1日 別表1 別表3改正
(ただし、別表3学費の額は、平成3年度新入生から適用するものとする。)
21. 平成3年12月4日 改正
22. 平成4年4月1日 改正
(ただし、別表3学費の額は、平成4年度新入生から適用するものとする。)
23. 平成5年4月1日 改正
(ただし、別表3学費の額は、平成5年度新入生から適用するものとする。)
24. 平成5年5月12日 改正
25. 平成6年4月1日 改正
(ただし、第2条に規定する生活学科の定員および、別表3学費の額は、平成6年度新入生から適用するものとする。)

年 度	平成6年度		平成7年度 平成11年度		平成12年度		
	学科・専攻	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活学科							
衣生活専攻	120	120	120	240	100	220	
食生活専攻	120	120	120	240	100	220	
住生活専攻	50	50	50	100	50	100	

26. 平成6年4月1日 改正（第22条の2・第22条の3新設、第37条・第38条改正）
27. 平成7年4月1日 改正（第4条・第6条・第10条改正）
28. 平成7年4月1日 改正（別表3改正）
(ただし、別表3学費の額は、平成7年度新入生から適用するものとする。)
29. 平成7年4月1日 改正（別表1改正）
30. 平成7年4月1日 改正（第33条の2新設）
31. 平成8年4月1日 改正（別表3改正）
(ただし、別表3学費の額は、平成8年度新入生から適用するものとする。)
32. 平成8年4月1日 改正（別表1改正）
33. 平成9年4月1日 改正（別表3改正）
(ただし、別表3学費の額は、平成9年度新入生から適用するものとする。)
34. 平成9年4月1日 改正（別表1改正）
35. 平成10年4月1日 改正（第2条・第7条の3・別表1改正）
(ただし、第2条に規定する英語コミュニケーション学科の定員は、平成10年度新入学生から適用するものとする。)

年 度 学科・専攻	平成10年度		平成12年度	
	平成11年度		入学定員	総定員
	入学定員	総定員		
英語コミュニケーション学科	280	560	230	510

36. 平成10年4月1日 改正（別表1・別表3改正）
(ただし、別表3学費の額は、平成10年度新入生から適用するものとする。)
37. 平成11年4月1日 改正（第7条・別表1・別表3改正）
(ただし、別表3学費の額は、平成11年度新入生から適用するものとする。)
38. 平成12年4月1日 改正（第2条改正）
(ただし、第2条に規定する英語コミュニケーション学科、および生活学科衣生活専攻、食生活専攻、住生活専攻の学生定員は、平成12年度新入生から適用するものとする。)

年 度 学科・専攻	平成12年度		平成13年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
英語コミュニケーション学科	150	430	150	300
生活学科				
衣生活専攻	80	200	80	160
食生活専攻	80	200	80	160
住生活専攻	75	125	75	150
キリスト教科	50	120	50	100

39. 平成12年4月1日 改正（第2条・第6条・第22条・第22条の2・第22条の3改正、第22条の4新設、別表1改正）
(ただし、第2条に規定するキリスト教人間学科は、平成12年度新入生から適用するものとする。)
40. 平成13年4月1日 改正（別表1改正）
41. 平成14年4月1日 改正（表題・第2条・第18条・第22条・第22条の2改正）

(ただし、第2条に規定する英語コミュニケーション学科の学生定員は、平成14年度新入生から適用するものとする。)

年 度 学科・専攻	平成14年度		平成15年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
英語コミュニケーション学科	100	250	100	200

42. 平成14年4月1日 改正 (第11条・第15条・第16条・第28条1項および2項・第30条2項・第31条・第9章表題・第32条1項および2項・第34条1項および2項・第35条・第36条・第39条改正、第33条・第33条の2削除、別表1改正)
43. 平成15年4月1日 改正 (第22条の5追加)
44. 平成16年4月1日 改正 (別表1、別表3改正)
(ただし、別表3学費の額は、平成16年度新入生から適用するものとする。)
45. 平成16年4月1日 改正 (第2条、別表1改正)
46. 平成17年4月1日 改正 (第7条、別表1改正)
47. 平成17年12月10日 改正 (第13条改正)
48. 平成18年1月1日 改正 (第1条・第2条・第11条・第16条・第17条・第18条・第28条・第30条・第9章表題・第32条・別表3改正、第8条・第31条・第10章・第34条・第35条・別表2削除)
(ただし、別表3学費の額は、平成18年度新入生から適用するものとする。)
49. 平成19年4月1日 改正 (第29条2項追加、第7章表題・第28条・第29条・別表3改正)
(ただし、別表3学費の額は、平成19年度新入生から適用するものとする。)
50. 平成19年4月1日 改正 (第32条・別表1改正)

附 則

- 1 この学則は平成20年4月1日から施行する。(別表1改正) (平成19年10月9日理事会決定)

附 則

- 1 この学則は平成20年4月1日から施行する。(第1条の2を追加、第1条の2(旧)を第2条に、第2条(旧)を第3条に繰り下げ、第3条、第29条及び別表3を改正) (平成19年12月3日理事会決定)
- 2 第3条に規定する収容定員は、平成20年度は次の通りとする。

年 度 学科・専攻	平成20年度	
	入学定員	収容定員
英語コミュニケーション学科	50名	150名

- 3 別表3の学費の額は、平成20年度新入生から適用するものとする。

附 則

- 1 この学則は平成20年4月1日から施行する。(別表3改正) (平成20年1月16日理事会決定)
- 2 別表3の学費の額は、平成20年度新入生から適用するものとする。
休学在籍料は全学年の在籍者を対象に平成20年4月1日の休学申請から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成21年4月1日から施行する。(第1条の2(1)・第3条・第13条2、別表1(1)(2)

(3) 改正) (平成20年7月22日理事会決定)

- 2 英語コミュニケーション学科は第1条の2(1)および第3条の規定にかかわらず、従前の例による。
- 3 平成21年度以降も引き続き英語コミュニケーション学科に在学する者に係る卒業要件、学位の授与、履修科目については、第13条および別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成21年4月1日から施行する。(別表1(4)改正) (平成20年8月25日理事会決定)

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。(第7条第2項、第10条、別表1改正) (平成21年7月28日理事会決定)

附 則

- 1 この学則は、平成21年9月1日から施行する。(第15条第2項新設) (平成21年9月14日理事会決定)

附 則

- 1 この学則は平成22年4月1日から施行する。(第32条・別表1改正) (平成22年3月30日理事会決定)
- 2 外国語文化学科は平成22年3月31日をもって募集停止する。ただし、英語コミュニケーション学科、外国語文化学科については、在籍する学生が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第3条の規定にかかわらず、外国語文化学科の収容定員は次のとおりとする。

学 科	収容定員	
	平成22年度	平成23年度
外国語文化学科	100	50

附 則

- 1 この学則は平成23年4月1日から施行する。(別表1(1)(2)(3)(4)改正) (平成22年10月19日理事会決定)
- 2 平成23年3月31日に在学し、平成23年度以降も引き続き在学する者に係る卒業要件、履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成23年4月1日から施行する。(別表1(4)改正) (平成22年12月14日理事会決定)
- 2 平成23年3月31日に在学し、平成23年度以降も引き続き在学する者に係る卒業要件、履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成23年4月1日から施行する。(別表2改正) (平成23年2月15日理事会決定)

附 則

- 1 この学則は平成24年4月1日から施行する。(第1条の2、第3条、第5条、第13条改正) (平成24年3月27日理事会決定)

附 則

- 1 この学則は平成25年4月1日から施行する。(別表1(2)改正) (平成25年2月26日理事会決定)
- 2 平成25年3月31日に在学し、平成25年4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成26年4月1日から施行する。(別表1(4)改正) (平成26年2月13日理事会決定)
- 2 平成26年3月31日に在学し、平成26年4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成27年4月1日から施行する。(第41条第2項新設、第19条第2項・第28条第2項・第32条第1項改正・別表1(2)改正) (平成27年2月24日理事会決定)
- 2 平成27年3月31日に在学し、平成27年4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成28年4月1日から施行する。(別表1(4)改正) (平成27年9月29日理事会決定)
- 2 平成28年3月31日に在学し、平成28年4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成27年11月17日から施行する。(第20条第2項・第3項追加) (平成27年11月17日理事会決定)

附 則

- 1 この学則は平成28年4月1日から施行する。(第12条改正) (平成28年2月23日理事会決定)
- 2 平成28年3月31日に在学し、平成28年4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る学習の評価については、第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成28年10月1日から施行する。(第5条第2項、別表1-2、別表1-3新設、第4条改正) (平成28年7月29日理事会決定)

附 則

- 1 この学則は平成29年4月1日から施行する。(第6条、別表1(4)改正) (平成28年9月27日理事会決定)
- 2 平成29年3月31日に在学し、平成29年4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履

修科目については、第6条および別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成29年4月1日から施行する。(第4条、第6条、別表1(2)、別表3改正)(平成29年1月24日理事会決定)
- 2 平成29年3月31日に在学し、平成29年4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、第6条および別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成29年3月31日に入学する者に係る入学検定料及び入学料については、別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成29年10月1日から施行する。ただし別表1については平成30年4月1日に施行する。(第23条第2項、第3項新設、別表1改正)(平成29年9月26日理事会決定)
- 2 平成30年3月31日に在学し、平成30年4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成30年4月1日から施行する。(別表1改正)(平成30年2月27日理事会決定)
- 2 平成30年3月31日に在学し、平成30年4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成31年4月1日から施行する。(別表1改正)(平成30年9月25日理事会決定)
- 2 平成31年3月31日に在学し、平成31年4月1日以降、引続き本学に在学する者に係る卒業要件および履修科目については、別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は2020年4月1日から施行する。(第3条改正)(2019年3月26日理事会決定)
- 2 第3条に規定する収容定員は、2020年度は次の通りとする。

学科	2020年度	
	入学定員	収容定員
保育科	80名	180名

附 則

- 1 この学則は2020年4月1日から施行する。(第37条の2新設)(2020年1月30日理事会決定)

別表 1

(1) 削除

(2) 教養科目

授業科目		単位数		備考
		必修	選択	
基礎科目	キリスト教学	2		10単位以上
	キリスト教文化	1		
	英語 I	1		
	英語 II	1		
	日本語表現法		1	
	情報処理の方法	2		
	体育実技	1		
	体育理論		1	
	日本国憲法		2	
教養科目	生命と環境		2	6単位以上
	健康の科学		2	
	現代社会論		2	
	市民生活と法		2	
	女性学		2	
	国際理解		2	
	子どもの読書生活		2	
	乳幼児教育・保育の基礎		2	
	伝統文化論（茶道）		1	
	現代の教養		2	

(3) 削除

(4) 保育科専門科目

授業科目		単位数		備考
		必修	選択	
教育系科目	教育原理（教育の制度を含む）	2		48単位以上
	教職論		2	
	教育課程論（保育の計画と評価を含む）		2	
	幼児教育方法論		2	
	特別支援教育論		1	
	教育相談（幼児理解を含む）		2	
	キリスト教保育		2	
	保育原理 I	2		
	保育原理 II		2	
	保育内容総論	1		
保育系科目	保育指導法（健康）		1	
	保育指導法（人間関係）		1	
	保育指導法（環境）		1	
	保育指導法（言葉）		1	
	保育指導法（造形表現）		1	
	保育指導法（表現活動）		1	
	社会福祉	2		
	地域福祉原論		1	
	子ども家庭福祉	2		
	社会的養護 I		2	
福祉系科目	社会的養護 II		1	
	子ども家庭支援論		2	
	子育て支援		1	
	障害児保育		2	
	発達心理学	2		
	子ども家庭支援の心理学	2		
	子どもの理解と援助		1	
	乳児保育 I		2	
	乳児保育 II		1	
	子どもの保健		2	
保育関連科目	子どもの健康と安全		1	
	子どもの食と栄養		2	
	保育・教職実践演習（幼稚園）		2	
	保育内容総合研究		1	
	児童文化論		2	
	海外児童文学		2	

授業科目		単位数		備考
		必修	選択	
実習科目	幼稚園教育実習Ⅰ		2	
	幼稚園教育実習Ⅱ		3	
	保育実習Ⅰ(施設)		2	
	保育実習Ⅰ(保育所)		2	
	保育実習指導Ⅰ(施設)		1	
	保育実習指導Ⅰ(保育所)		1	
	保育実習Ⅱ		2	
	保育実習指導Ⅱ		1	
	保育実習Ⅲ		2	
	保育実習指導Ⅲ		1	
専門科目	音楽(声楽)		1	
	音楽(器楽)Ⅰ	1		
	音楽(器楽)Ⅱ		1	
	音楽(器楽)Ⅲ		1	
	ピアノ基礎Ⅰ		1	
	ピアノ基礎Ⅱ		1	
	幼児音楽		1	
	図画工作	1		
	体育	1		
	国語		2	
	生活		2	
	言語表現		1	
	音楽リズムⅠ		1	
	音楽リズムⅡ		1	
	幼児英語		1	
	保育基礎演習	1		
	社会調査の基礎		1	
	ボランティアワーク		1	

保育科 卒業要件単位数

科目区分		単位数	科目区分		単位数	
教養科目	基礎科目	10以上	専門科目	教育系科目	48以上	
	教養展開科目			保育系科目		
		6以上		福祉系科目		
				心理学系科目		
				保育関連科目		
				実習科目		
	教養科目合計	16以上		基礎技能科目		
卒業要件総計				64以上		

別表 1-2

幼稚園教諭免許状の特例に関する科目

自由科目

授業科目		単位数	備考
自由科目 に教育する科 意等に 関する科 目義理論	教職の意義及び教員の役割	教職論（特例）	2
	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	比較教育制度論（特例）	2 日本国憲法の内容を含む
	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論（特例）	1
自由科目 に教育する科 目課程及び指 導法に 関す	保育内容の指導法	幼児教育の内容と方法（特例）	2
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
進生路徒指導等に 関する科 目及び	幼児理解の理論及び方法	幼児理解（特例）	1

別表 1-3

保育士資格の特例に関する科目

自由科目

授業科目		単位数	備考
自由科目	福祉と養護（特例）	2	
	相談支援（特例）	2	
	乳児保育（特例）	2	
	保健と食と栄養（特例）	2	

別表2 削除

別表3 学費・入学検定料

入学金	(入学時のみ)	100,000円
授業料	(年額)	930,000円
教育充実費	(1年次年額)	170,000円
	(2年次年額)	340,000円
入学検定料		30,000円
	(センター試験利用入試)	5,000円
休学在籍料(休学時の学費)		
	(1年休学)	60,000円
	(半年休学)	30,000円

平安女学院大学 履修規程

(目的)

第1条 この規程は平安女学院大学における授業科目の履修等に関する事項を定めるものとする。

(授業時間と単位)

第2条 授業時間は45分をもって単位計算上では1時間の学修を行ったものとする。

2 1単位あたりの学修時間数は、原則として授業形態により次の表の定めるところとする。

授業形態	授業時間数	授業時間外学修時間数	学修時間数
講義	15時間（週1時間×15週）	30時間（週2時間×15週）	45時間
演習	15時間（週1時間×15週）	30時間（週2時間×15週）	45時間
	30時間（週2時間×15週）	15時間（週1時間×15週）	45時間
実習・実技・実験	30時間（週2時間×15週）	15時間（週1時間×15週）	45時間
	45時間（週3時間×15週）		45時間

3 授業を平常の時間割に組み込むことの出来ない場合は、これを集中的に実施することがある。

(履修登録)

第3条 学生は履修しようとする科目について、指定された期日までに履修登録をし、受講の許可を得なければならぬ。但し、次の各号に該当する科目は原則として履修登録することはできない。

(1) 年度内における同一科目

(2) 単位修得済みの科目

(3) 配当年次を超える開講科目

2 受講登録完了後における登録内容の変更は原則として認めない。

(履修登録の上限)

第4条 各学期の履修登録単位数の上限は、原則22単位までとする。

2 次の各号に該当する者は前項の規定にかかわらず22単位の上限を越え30単位まで登録できるものとする。

(1) 2年次以降、通算GPA3.3以上の成績優秀者で教学部長が認めた者

(2) 複数の資格を取得しようとする者で教学部長が認めた者

(3) 4年次生で、卒業用件単位数を満たす必要等がある場合

(4) その他学長が必要と認めた者

3 次の各号に該当する科目は前2項に規定する単位数に含まないものとする。

(1) 卒要要件に含まれない科目

(2) 他学部他学科の科目

(3) 単位互換協定に基づく他大学等の科目

(4) 卒業研究

(5) 学外での実習

(学部学科間履修)

第5条 学部において教育上有益と認めるときは、学生が他の学科又は他の学部の科目を履修する（以下「学部学科間履修」という。）ことができる。

2 前項の規定の実施に關し必要な事項は、学部の定めるところによる。

3 学部学科間履修により学生が履修した科目の修得単位の取り扱いについては、次のとおりとする。

(1) 教養科目及び専門科目の履修により修得した科目は、10単位を超えない範囲で卒業に必要な単位とすることができます。

(2) 教養科目的履修により修得した科目は原則として次の表に定める科目的単位とする。

第一欄	第二欄
学生の所属学部学科	修得した科目的単位認定先科目区分
国際観光学部国際観光学科	教養展開科目B
子ども教育学部子ども教育学科	教養展開科目A

(出欠)

第6条 履修を認められた者は必ず受講するものとする。

2 出欠の確認は原則として授業の開始時に行うものとし、30分以上の遅刻・早退は欠席とみなす。ただし、30分未満の遅刻・早退は3回で1回の欠席とする。また、遅刻、早退を同講師中にした場合は欠席とみなす。

3 出欠調査において不正行為があった場合には、不正行為にかかわった者の当日の当該科目については欠席とする。

(公認欠席の取り扱い)

第7条 公認欠席（以下「公欠」という。）は、次の各号に該当する場合を対象とし、教授会で認定する。

公欠は欠席とはしない。

- (1) 二親等内の親族、おじ、おば、および曾祖父母の死亡による忌引き
- (2) 災害その他の事由により、交通が途絶し登校が不可能になった場合
- (3) 居住地域または通学途中の地域に特別警報または暴風警報が発令された場合
- (4) 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合
- (5) 免許・資格のための実習の場合
- (6) 教授会で認められた場合

2 公欠の取り扱いを受けようとする者は、原則として事後1週間以内に取り扱い部署にて公欠の申請をしなければならない。また、事前に所定の手続きが必要な場合は、取り扱い部署に申し出なければならない。

(休講)

第8条 学校行事による場合の他、授業担当者の事由、および台風、災害、交通機関の運転中止等により休講とする場合がある。

(補講)

第9条 授業担当者が予定した授業計画を完了しない場合や休講により授業回数が不足する場合には補講を行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は教授会の議を経て理事会で決定する。

(補則)

第11条 平安女学院大学履修規程細則は別に定める。

附 則

1 この規程は2010年4月1日より施行する。（2009年12月15日 理事会決定）

附 則

- 1 この規程は2012年4月1日より施行する。(2012年3月27日 理事会決定)

附 則

- 1 この規程は2014年2月13日より施行する。(2014年2月13日 理事会決定)

附 則

- 1 この規程は2017年4月1日より施行する。(2017年1月24日 理事会決定)
- 2 2017年3月31日に在学し、2017年4月1日以降、引き続き本学に在学する者（以下、「旧教育課程適用者」という。）に係る学部学科間履修については、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、旧教育課程適用者が2017年度以降に新設された教養科目的履修により修得した単位は、原則として現代文化科目の単位とする。

附 則

- 1 この規程は2017年4月1日より施行する。(2018年2月27日 理事会決定)
- 2 2017年4月1日以降に編入学、転入学、再入学した者が2017年度以降に新設された教養科目的履修により修得した場合、該当者の属する年次と同一の年次に属するものの例による。

附 則

- 1 この規程は2018年4月1日より施行する。(2018年2月27日 理事会決定)
- 2 2018年3月31日に在学し、2018年4月1日以降、引き続き本学に在学する者（以下、「旧教育課程適用者」という。）に係る学部学科間履修については、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、旧教育課程適用者が2018年度以降に新設された教養科目的履修により修得した単位は、原則として教養展開科目の単位とする。
- 3 2018年4月1日以降に編入学、転入学、再入学した者が2018年度以降に新設された教養科目的履修により修得した場合、該当者の属する年次と同一の年次に属するものの例による。
- 4 2017年4月1日改正附則第2項の旧課程適用者が2017年度以降に新設された教養科目的履修に関する規定については、この規定の施行後も、なお従前の例による。

平安女学院大学短期大学部 履修規程

(目的)

第1条 この規程は平安女学院大学短期大学部における授業科目の履修等に関する事項を定めるものとする。

(授業時間と単位)

第2条 授業時間は45分をもって単位計算上では1時間の学修を行ったものとする。

2 1単位あたりの学修時間数は、原則として授業形態により次の表の定めるところとする。

授業形態	授業時間数	授業時間外学修時間数	学修時間数
講義	15時間（週1時間×15週）	30時間（週2時間×15週）	45時間
演習	15時間（週1時間×15週）	30時間（週2時間×15週）	45時間
	30時間（週2時間×15週）	15時間（週1時間×15週）	45時間
実習・実技・実験	30時間（週2時間×15週）	15時間（週1時間×15週）	45時間
	45時間（週3時間×15週）		45時間

3 授業を平常の時間割に組み込むことの出来ない場合は、これを集中的に実施することがある。

(履修登録)

第3条 学生は履修しようとする科目について、指定された期日までに履修登録をし、受講の許可を得なければならない。但し、次の各号に該当する科目は原則として履修登録することはできない。

(1) 年度内における同一科目

(2) 単位修得済みの科目

(3) 配当年次を超える開講科目

2 受講登録完了後における登録内容の変更は原則として認めない。

(履修登録の上限)

第4条 各学期の履修登録単位数の上限は、原則22単位までとする。

2 次の各号に該当する者は前項の規定にかかわらず22単位の上限を越え30単位まで登録できるものとする。

(1) 2年次生で、通算GPA3.3以上の成績優秀者で教学部長が認めた者

(2) 複数の資格を取得しようとする者で教学部長が認めた者

(3) 2年次生で、卒業要件単位数を満たす必要等がある場合

(4) その他学長が必要と認めた者

3 次の各号に該当する科目は前2項に規定する単位数に含まないものとする。

(1) 卒業要件に含まれない科目

(2) 単位互換協定に基づく他大学等の科目

(3) 学外での実習

(出欠)

第5条 履修を認められた者は必ず受講するものとする。

2 出欠の確認は原則として授業の開始時に行うものとし、30分以上の遅刻・早退は欠席とみなす。ただし、30分未満の遅刻・早退は3回で1回の欠席とする。また、遅刻、早退を同講師中にした場合は欠席とみなす。

3 出欠調査において不正行為があった場合には、不正行為にかかわった者の当日の当該科目について

は欠席とする。

(公認欠席の取り扱い)

第6条 公認欠席（以下「公欠」という。）は、次の各号に該当する場合を対象とし、教授会で認定する。

公欠は欠席とはしない。

- (1) 二親等内の親族、おじ、おば、および曾祖父母の死亡による忌引き
- (2) 災害その他の事由により、交通が途絶し登校が不可能になった場合
- (3) 居住地域または通学途中の地域に特別警報または暴風警報が発令された場合
- (4) 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合
- (5) 免許・資格のための実習の場合
- (6) 教授会で認められた場合

2 公欠の取り扱いを受けようとする者は、原則として事後1週間以内に取り扱い部署にて公欠の申請をしなければならない。また、事前に所定の手続きが必要な場合は、取り扱い部署に申し出なければならない。

(休講)

第7条 学校行事による場合の他、授業担当者の事由、および台風、災害、交通機関の運転中止等により休講とする場合がある。

(補講)

第8条 授業担当者が予定した授業計画を完了しない場合や休講により授業回数が不足する場合には補講を行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は教授会の議を経て理事会で決定する。

(補則)

第10条 平安女学院大学短期大学部履修規程細則は別に定める。

附 則

1 この規程は2010年4月1日より施行する。（2009年12月15日 理事会決定）

附 則

1 この規程は2012年4月1日より施行する。（2012年3月27日 理事会決定）

附 則

1 この規程は2014年2月13日より施行する。（2014年2月13日 理事会決定）

附 則

1 この規程は2017年4月1日より施行する。（2017年1月24日 理事会決定）

附 則

1 この規程は2018年4月1日より施行する。（2018年2月27日 理事会決定）

平安女学院大学履修規程細則

(目的)

第1条 平安女学院大学履修規程第11条に基づき、平安女学院大学履修規程細則を定める。

(休講の判断基準)

第2条 休講措置は、原則として次の各号のいずれかを判断基準とする。

- (1) 暴風警報または特別警報（以下、「暴風警報等」という。）が発令されていること
- (2) 交通機関が運休していること

2 前項第1号に定める暴風警報等の発令は、次の各号に定める地域を対象とする。

- (1) 京都キャンパス 京都府南部

- (2) 高槻キャンパス 大阪府下

3 第1項第2号に定める交通機関の運休は、次の各号に定める区間における全面運休の場合とする。

- (1) 京都キャンパス JR（神戸～米原間）および阪急（京都河原町～大阪梅田間）、または京都市営地下鉄および京都市営バス

- (2) 高槻キャンパス JR（京都～大阪）および阪急（京都河原町～大阪梅田間）、または高槻市営バス

(休講の時間帯等)

第3条 前条に定める基準に該当する場合は休講とし、休講とする時間帯は次の各号に定めるところによる。

- (1) 午前6時までに暴風警報等が解除または交通機関が運行（再開）された場合は、平常どおりⅠ講時から授業を行う。
- (2) 午前10時までに暴風警報等が解除または交通機関が運行（再開）された場合は、Ⅱ講時まで休講とし、Ⅲ講時から授業を行う。
- (3) 午前10時を過ぎても暴風警報等が解除または交通機関が運行（再開）されない場合は、終日休講とする。
- (4) 授業開始後に暴風警報等が発令された場合は、原則としてその講時の授業は平常通り実施し次の講時以後の授業を休講とする。ただし、状況により警報発令と同時に授業を中断し休講することがある。

(その他の緊急事態)

第4条 暴風警報等以外の地震、風雪水害等の自然災害警報が発令された場合など本細則に定めのない緊急事態が発生した場合は学長が休講の措置を決定する。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、教授会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

- 1 この細則は2010年4月1日より施行する。（2009年12月15日 理事会決定）

附 則

- 1 この細則は2014年2月13日より施行する。（2014年2月13日 理事会決定）

附 則

1 この細則は2018年4月1日より施行する。(2018年2月27日 理事会決定)

附 則

1 この細則は2018年10月1日より施行する。(2018年9月25日 理事会決定)

平安女学院大学短期大学部履修規程細則

(目的)

第1条 平安女学院大学短期大学部履修規程第10条に基づき、平安女学院大学短期大学部履修規程細則を定める。

(休講の判断基準)

第2条 休講措置は、原則として次の各号のいずれかを判断基準とする。

- (1) 暴風警報または特別警報（以下、「暴風警報等」という。）が発令されていること
- (2) 交通機関が運休していること
- 2 前項第1号に定める暴風警報等の発令は、大阪府下を対象とする。
- 3 第1項第2号に定める交通機関の運休は、JR（京都～大阪）および阪急（京都河原町～大阪梅田）、または高槻市営バスが全面運休の場合とする。

(休講の時間帯等)

第3条 前条に定める基準に該当する場合は休講とし、休講とする時間帯は次の各号に定めるところによる。

- (1) 午前6時までに暴風警報等が解除または交通機関が運行（再開）された場合は、平常どおりⅠ講時から授業を行う。
- (2) 午前10時までに暴風警報等が解除または交通機関が運行（再開）された場合は、Ⅱ講時まで休講とし、Ⅲ講時から授業を行う。
- (3) 午前10時を過ぎても暴風警報等が解除または交通機関が運行（再開）されない場合は、終日休講とする。
- (4) 授業開始後に暴風警報等が発令された場合は、原則としてその講時の授業は平常通り実施し次の講時以後の授業を休講とする。ただし、状況により警報発令と同時に授業を中断し休講となることがある。

(その他の緊急事態)

第4条 暴風警報等以外の地震、風雪水害等の自然災害警報が発令された場合など本細則に定めのない緊急事態が発生した場合は学長が休講の措置を決定する。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、教授会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

1 この細則は2010年4月1日より施行する。（2009年12月15日 理事会決定）

附 則

1 この細則は2014年2月13日より施行する。（2014年2月13日 理事会決定）

附 則

1 この細則は2018年4月1日より施行する。（2018年2月27日 理事会決定）

附 則

1 この細則は2018年10月1日より施行する。（2018年9月25日 理事会決定）

平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部成績評価・試験に関する規程

(目的)

第1条 この規程は本学学生の成績評価、試験等について必要な事項を定める。

(成績評価の方法)

第2条 授業科目の成績評価は、試験や平常の学習活動等により総合して行う。各授業科目における成績評価の基準については、シラバス等において個別に定め、学生に明示するものとする。

2 前項の規定に関わらず、授業回数の3分の1以上を欠席した場合、原則として当該科目の成績評価は、第5条第2項に定めるS(失格)とする。

(試験の種類)

第3条 試験は定期試験及び追試験、再試験がある。

(試験の形態)

第4条 試験は筆記試験の他にレポートや製作物等の提出により行うことができる。

(成績評価)

第5条 成績の評価は100点を満点とし、A+ (100点～90点)、A (89点～80点)、B (79点～70点)、C (69点～60点)、D (59点以下) とし、C以上を合格とする。なお、単位互換科目以外の、本学での履修によらない授業科目の単位認定については、成績評価はN(認定)とする。

2 単位認定の対象としない場合はS(失格)とする。

(GPA制度)

第6条 各学期ごとに、全履修科目の成績評価の平均値を示すGPA(Grade Point Average)を算出し成績表に記載する。算出式は次の通りとする。

$$GPA = \frac{\text{(履修登録科目のグレード・ポイント} \times \text{単位数)} \text{ の総和}}{\text{履修登録した科目の単位数の総和}}$$

2 グレード・ポイントは当該科目の成績評価により次の表の定めるところとする。但し、N(認定)はGPAの評価の対象とはしない。

評点	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0	失格
グレード・ポイント	4	3	2	1	0	0

3 2学期連続してGPAが2.50未満の者については、担任が助言を行う。

4 平安女学院大学学則第36条第2項及び平安女学院大学短期大学部学則第23条第2項に定める「学業成績が著しく不振であると認める場合」は、3学期連続してGPAが1.00未満である場合（通算GPAが1.00以上である場合は除く）とする。

(成績確認)

第7条 成績については、原則として学期末に本人が確認する。

(試験の実施時期)

第8条 定期試験、追試験及び再試験は春学期末及び秋学期末の所定の期間に行う。

(試験時間)

第9条 定期試験、追試験及び再試験の試験時間は原則60分とし、実施開始時刻は次のとおりとする。

I 講時 9：10～

II 講時 10：50～

III 講時 13：10～

IV講時 14:50～

V講時 16:30～

(試験場への入退室)

第10条 試験時の遅刻は、試験開始20分までは入室を認める。また試験開始後30分を経過しなければ退室できない。

(受験資格)

第11条 当該科目を登録していない者は受験資格がない。

(不正行為)

第12条 試験において不正行為を行った者に対しては、当該科目の成績は失格とする。なお学則に従い教授会の議を経て懲戒する。

(追試験)

第13条 追試験は定期試験に際して病気その他やむを得ない事由により受験できなかった者に対し、当該科目について実施する。成績の評価については通常の授業評価に準ずる。

2 追試験の実施については別に定める。

(再試験)

第14条 再試験は定期試験または追試験の結果、不合格（D）となった科目について実施する。再試験の受験は3科目以内とする。

（1）再試験受験希望者は、所定の期間に再試験受験願を教務チームに提出すること。

（2）成績の評価については、60点を最高とする。

（3）再試験を欠席した者は、失格とする。ただし、再試験において受験できない事情（本人に係わる不可抗力の理由）が発生した場合は、事前に、または当日教務チームに連絡すること。

2 再試験の実施については別に定める。

(成績評価の異議申立)

第15条 成績評価について疑義がある者は、成績評価に関する異議申立を行うことができる。

2 成績評価の異議申立の取扱いについては別に定める。

(事務取扱い)

第16条 この規程に関する事務は、教務チームが行う。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

2003年4月1日より施行する。（2003年3月7日部長会決定）

2005年4月1日より施行する。（2005年1月28日部長会決定）

2007年4月1日より施行する。（2007年1月24日部長会決定）

2008年4月1日より施行する。（2008年5月14日執行部会決定）

2009年4月1日より施行する。（2009年3月25日教授会決定）

2010年4月1日より施行する。（2009年12月15日理事会決定）

2011年4月1日より施行する。（2011年4月19日理事会決定）

2016年4月1日より施行する。（2016年2月23日理事会決定）

2017年4月1日より施行する。（2017年1月24日理事会決定）

2017年10月1日より施行する。(2017年9月26日理事会決定)

2018年4月1日より施行する。(2017年11月28日理事会決定)

第6条の規定については、2009年4月1日以降に入学した者について適用し、2009年3月31日以前から在学する者については、適用しない。ただし、2009年4月1日以降に編入学、転入学、再入学した者については、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

備考

第14条の受験料は1科目につき1,000円とする。

平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部 追試験実施細則

(目的)

第1条 この細則は、平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部成績評価・試験に関する規程第13条の規程に基づき、必要な事項を定める。

(受験資格)

第2条 追試験を受験できる者は次のとおりとする。

- (1) 教育実習および資格の取得のための実習により定期試験を受験することができなかつた者
- (2) 居住地域あるいは通学途中の地域に特別警報または暴風警報が発令されており、登校が不可能で定期試験を受験することができなかつた者
- (3) 忌引のために定期試験を受験することができなかつた者
- (4) 病気のために定期試験を受験することができなかつた者
- (5) 交通機関の事故や運休等のために定期試験を受験することができなかつた者
- (6) 就職試験（学生部長の証明書が必要）、編入学試験（教学部長の証明書添付）のために試験を受験することができなかつた者
- (7) その他、試験欠席がやむを得ないと教学部長が判断した者

(受験手続)

第3条 追試験の受験を希望する者は当該試験の翌日（翌日が土・日・祝日であり、事務取扱いが行われていない場合はその次の平日）までに教務チームに連絡し、当該試験後5日（5日目が土日祝に当たる場合にはその翌日）以内に、所定の受験願をそれぞれ、診断書や事故証明書等、事由を証明する書類を添付して教務チームに提出すること。

(実施方法)

第4条 追試験の実施方法は、担当教員の指示による。詳細についてはその都度掲示する。

(試験時間)

第5条 追試験の試験時間は原則60分とする。

(欠席者の取扱い)

第6条 追試験を欠席した者に対しては、再度の追試験を行わない。ただし、追試験を受験できない事情（本人に係わる不可抗力の理由）が発生した場合は、事前に、または当日教務チームに連絡し、教学部長の指示に従うこと。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

- 1 この細則は、2005年4月1日より施行する。(2005年1月28日 部長会決定)
- 2 この細則は、2010年4月1日より施行する。(2009年12月15日 理事会決定)
- 3 この細則は、2012年4月1日より施行する。(2012年3月27日 理事会決定)
- 4 この細則は、2014年2月13日より施行する。(2014年2月13日 理事会決定)

平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部 再試験実施細則

(目的)

第1条 この細則は、平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部成績評価・試験に関する規程第14条の規程に基づき、必要な事項を定める。

(受験資格)

第2条 再試験を受験できる者は試験等の結果、不合格（D）となった者で次の各号のいずれかに該当する者に対して実施する。

- （1）平安女学院大学の学生で4年次に在学する者
- （2）平安女学院大学短期大学部の学生

(受験科目数)

第3条 再試験の受験は3科目以内とする。

(受験手続)

第4条 再試験受験希望者は、所定の期間に再試験受験願を教務チームに提出すること。

(実施方法)

第5条 再試験の実施方法は、担当教員の指示による。詳細についてはその都度掲示する。

(試験時間)

第6条 再試験の試験時間は原則60分とし、実施開始時刻は次のとおりとする。

- I 講時 9：10～
- II 講時 10：50～
- III 講時 13：10～
- IV 講時 14：50～
- V 講時 16：30～

(試験場への入退室)

第7条 試験時の遅刻は、試験開始20分までは入室を認める。また試験開始後30分を経過しなければ退室できない。

(欠席者の扱い)

第8条 再試験を欠席した者は、失格とする。ただし、再試験において受験できない事情（本人に係わる不可抗力の理由）が発生した場合は、事前に、または当日教務チームに連絡し、教学部長の指示に従うこと。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

- 1 この細則は、2005年4月1日より施行する。（2005年1月28日 部長会決定）
- 2 この細則は、2010年4月1日より施行する。（2009年12月15日 理事会決定）
- 3 この細則は、2012年4月1日より施行する。（2012年3月27日 理事会決定）
- 4 この細則は、2016年4月1日より施行する。（2016年2月23日 理事会決定）

平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部成績評価に関する異議申立細則

(目的)

第1条 この細則は、平安女学院大学・平安女学院大学短期大学部成績評価・試験に関する規程第15条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(成績評価に関する問合せ)

第2条 当該学期の成績評価について疑義がある者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、第3条に規定する成績評価に関する異議申立を行う前に、成績評価に関する質問票（第1号様式）により教務チームを通じて当該授業科目の担当教員に問合せを行うものとする。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) シラバス等により周知している評価方法と異なる疑いがあると思われるもの
- 2 問合せの期限は、試験結果確認日から原則として3日以内（土・日・祝日を除く。以下同じ。）とする。
- 3 担当教員は質問票受理日から原則として7日以内に教務チームを通じて成績評価に関する質問票に対する回答書（第2号様式）により学生へ回答する。

(異議申立事由)

第3条 第2条に規定する成績評価に関する問合せの結果に対し異議がある者は、成績評価に対する異議を申し立てることができる。

(異議申立手続)

第4条 異議を申し立てようとする者は、成績評価に関する異議申立書（第3号様式）を教務チームに提出しなければならない。また、担当教員への直接の異議申立は認められない。

- 2 異議申立期限は、第2条に規定する回答を受けた日から原則として3日以内とする。
- 3 教学部長等は、異議申立書受理日から原則として3日以内に、担当教員に事実確認を行い、学長に報告し了承を得たうえで、成績評価に関する異議申立に係る回答書（第4号様式）により教務チームを通じて学生へ回答を行うものとする。
- 4 異議申立への回答に対しての再異議申立は認められない。
- 5 再試験受験対象者が再試験実施前に申し出で、異議申立が認められ成績評価が合格点に達した場合は、再試験受験料を返還するものとする。

附 則

この細則は、2018年4月1日より施行する。（2017年11月28日理事会決定）

学生会会則

第1章 総 則

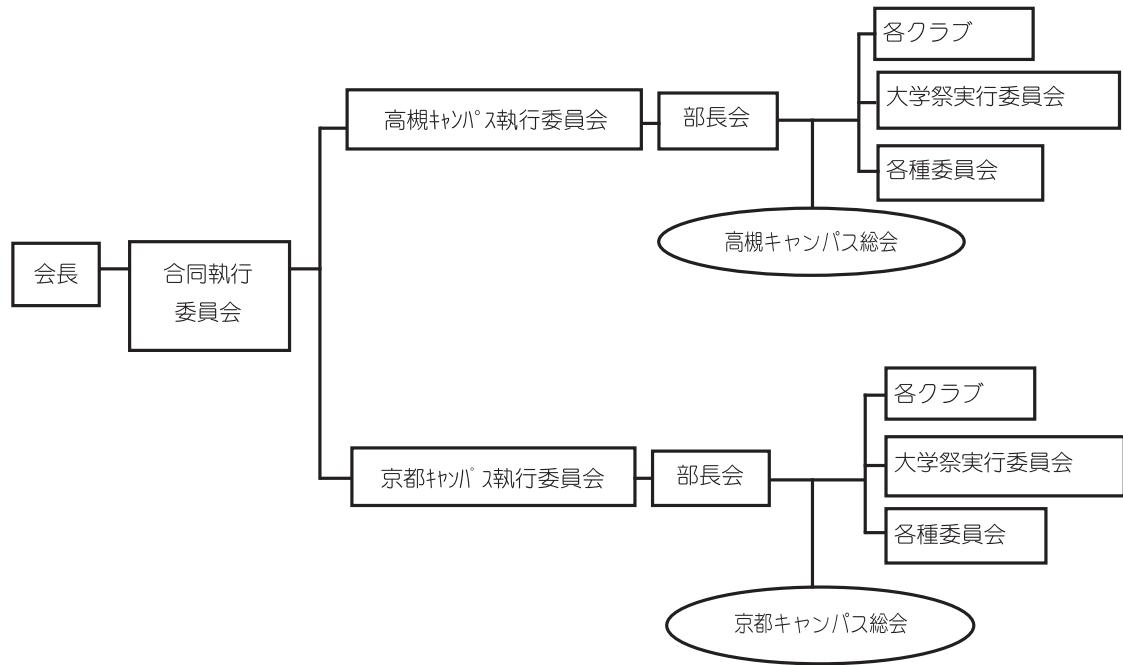
- 第1条 本会は平安女学院大学学生会と称する。
- 第2条 本会は平安女学院大学および平安女学院大学短期大学部の全学生をもって構成する。
- 第3条 本会は、高槻・京都各キャンパス内に本部を置く。

第2章 目 的

- 第4条 本会は学生の自主的活動により学生の教養と学生生活の向上及び充実発展を図ることを目的とする。
- 第5条 本会はその目的を達成するために次の活動を行う。
1. クラブ活動
 2. 充実した学生生活のための企画及び運営
 3. その他、本会の目的達成に必要な活動

第3章 組 織

- 第6条 本会の組織は次のとおりとする。
1. それぞれのキャンパスに執行委員会をおき、執行委員長をそれぞれのキャンパスの学生会の会長とする。
 2. いずれかのキャンパスの学生会会长が、大学全体の学生会会长を兼務する。



第4章 学生会執行委員

第7条 それぞれのキャンパスの執行委員会は以下のメンバーで構成する。各メンバーは若干名とする。

会長
副会長
書記
会計
企画
広報

第8条 執行委員の役割は次のとおりとする。

1. 大学学生会会長は必要に応じ、2つのキャンパス合同の執行委員会を招集する。
2. 各学生会長は、それぞれのキャンパスにおける学生会の活動を統括して、運営し、その責任者となる。
また部長会を必要に応じて招集する。
3. 副会長は会長を助けて学生会を運営し、会長が支障ある場合は代行する。
4. 書記は本会諸活動の記録をとり、必要な文書を作成する。
5. 会計は本会の会計を担当する。
6. 企画は本会の運営・事務及び学生会活動について企画する。
7. 広報は学生会の諸活動を紹介し、学生会をさらに理解してもらうため、様々な広報活動を行う。

第9条 会計監査は、会計年度末に行う。

第10条 顧問は学生部長がこれにあたり、学生会執行委員会もしくは顧問が必要と認めた事項につき連絡協議する。

第5章 クラブ・委員会

第11条 本会の各クラブ・委員会には次の役員を置く。

部長（委員長） 1名 副部長（副委員長） 1名
会計 1名

第12条 各クラブ・委員会は本学の専任教員を顧問とする。

第6章 会議

第13条 会議は次の3つとする。

1. 総会
2. 執行委員会
3. 部長会

第14条

1. 総会は、全会員をもって構成する。
2. 総会は会長が招集する。総会は年1回定期的に開く。ただし、会長が必要と認めた場合臨時に開くことができる。
3. 5分の1以上の会員の要請がある場合には、総会を招集することができる。
4. 総会は次の事項を決定する。
 - ・本会運営の基本方針に関する事項
 - ・予算、決算に関する事項

- ・会則の改廃に関する事項
- ・その他重要な事項

5. 執行委員会は本会常置の執行機関で部長会及び総会の決定に従って学生会を運営する。
6. 部長会は予算・決算を含む学生会活動全般を審議する。また、総会に提出される議案は部長会の審議・承認を必要とする。

第15条 総会の議案はその構成員の5分の1以上の不信任がある場合再提案とする。

第16条 総会における決議事項は、高槻・京都キャンパスともに学生サービスチームに報告する。

第7章 選挙

第17条 執行委員は部長会から推薦され、総会において承認される。

第18条 会長・副会長及び執行委員の任期は1ヶ年とする。

第8章 会計

第19条 本会の会計は会費・補助金・学生会が認めた事業による収入金をもってこれにあてる。

1. 会費 年額 10,000円
2. 会費（年額）は春学期授業料納入と同時に納入する。但し、その徴収と保管は本学の財務チームに委嘱する。

第20条 会計に関する一般事務は会計（執行委員）が執り行う。

第21条 会計の決算は会計監査の監査を受けなければならない。

第22条 会計の予算及び決算は総会の承認を得なければならない。

第23条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第9章 会則変更

第24条 本会の会則の変更は総会の決議を経なければならない。

第10章 付則

第25条 本会に必要な細則は合同執行委員会において決定する。

第26条 会則は2011年6月20日より実施する。

平安女学院大学学生会細則

会則 第10章第25条に基づき次の細則を定める。

細則第1号 会計に関する細則

第1条 決算報告並びに予算案は執行委員会が作成し、部長会の審議を経て総会で承認する。

第2条 本会の予算は本部費（総会・執行委員会の経費及び学生会全般に関する経費）・大学祭開催費・クラブ割当費・委員会割当費・予備費・その他の項目に分ける。

第3条 各クラブ・委員会は決算及び予算案を執行委員会に提出しなければならない。

第4条 各クラブ・委員会の割当予算の執行に際しては、本会所定の用紙に記入し、高槻・京都キャンパス

ともに学生サービスチームに提出する。

細則第2号 クラブ・委員会に関する細則

- 第1条 クラブは5名以上の加入でもって、活動目的、結成の主旨、会員名簿を、各キャンパスの学生サービスチームに提出する。
- 第2条 新設のクラブは、1ヶ月のうちにクラブとして正式に承認される。
- 第3条 各クラブ・委員会は、部長（委員長）、副部長（副委員長）及び会計を選出しなければならないがその選出方法は任意とする。
- 第4条 各クラブ部長・委員長は、1年間の活動計画及び年度末には部費の会計報告を提出しなければならない。
- 第5条 各クラブが必要と認め、執行委員会の承認を得た場合に、コーチを招聘することができる。
- 第6条 クラブの部員の減少により活動が不能となった場合、または、その他の理由で部長会が廃部の必要性を認めた場合廃部とする。ただし、学生会会則に定められた責任を果たしているクラブについては、2年間の猶予期間を与える。

取扱い窓口・連絡先

京都キャンパス

〒602-8013 京都府京都市上京区下立売烏丸西入五町目町172-2

窓口	担当業務	場所	受付日時	連絡先	
				TEL	FAX
教務チーム	卒業生の住所管理、学内諸行事の企画・実施等に関すること 時間割、教室、履修登録、試験、休学、退学、復学、除籍、各種証明書等に関すること	室町館 2階 (M217)	月～金 9：15～17：00	075-414-8160	075-414-8159
教務チーム (情報担当)	情報処理設備、機器の整備、保守管理、情報処理に係わる教育及び自主学習に関すること	室町館 1階 (M112)	月～金 9：15～17：00		
保健室	健康管理、健康相談、保健衛生等に関すること	室町館 2階 (M203)	月～金 9：15～17：00	075-414-8150	075-414-1150
学生相談室	健康その他個人的問題に関する相談、精神衛生上必要な助言及び援助等に関すること		月・水・金 10：00～17：00		
学生サービス チーム	〈キャンパスライフ担当〉 学費、奨学金、下宿、課外活動、学生会、学割証明書、学研災、留学生等に関すること 〈キャリアサポート担当〉 就職指導、就職斡旋、進路相談、就職資料の収集及び保管、各種資格検定講座・受験等に関すること	室町館 2階 (M207)	月～金 9：15～17：00	075-414-8108	075-414-8149
図書館	図書・学術情報資料の収集、整理、保管、利用に関すること	室町館 2階 (M210)	(授業・試験期間) 9：15～19：00 (その他の期間) 9：15～17：20		
入学センター	入試説明会、入学手続き、入学試験、編入学、転入学試験等に関すること	室町館 2階 (M208)	月～金 9：15～17：00	075-414-8108	075-414-8149

※期間によっては、受付時間を延長しています

高槻キャンパス

〒569-1092 大阪府高槻市南平台5丁目81番1号

窓口	担当業務	場所	受付日時	連絡先	
				TEL	FAX
教務チーム	〈総務担当〉 食堂、購買、施設設備の管理、学内諸行事の企画・実施等に 関すること	1号館 1階	月～金 9：15～17：00	072-693-2311	072-696-4919
	〈教務担当〉 時間割、教室、履修登録、試 験、休学、退学、復学、除籍、 各種証明書等に関するこ と			072-693-2462	
教務チーム (情報担当)	情報処理設備、機器の整備、 保守管理、情報処理に係わる 教育及び自主学習に関するこ と	9号館 2階	月～金 9：15～17：00	072-693-2383	
実習支援 チーム	実習指導に関するこ と	2号館 1階	月～金 9：15～17：00	072-693-2429	072-693-2385
		3号館 2階		072-693-2564	
保健室	健康管理、健康相談、保健衛 生等に関するこ と	2号館 2階	月～金 9：15～17：00	072-696-9543	072-696-4919
学生相談室	健康その他個人的問題に関する 相談、精神衛生上必要な助 言及び援助等に関するこ と	2号館 2階	月・木・金 11：00～18：00		
学生サービス チーム	〈キャンパスライフ担当〉 学費、奨学金、下宿、課外活動、 学生会、学割証明書、学研災 等に関するこ と	6号館 1階	月～金 9：15～17：00	072-696-4904	072-693-2494
	〈キャリアサポート担当〉 就職指導、就職斡旋、進路相 談、就職資料の収集及び保管、 各種資格検定講座・受験等に に関するこ と			072-693-2473	
図書館	図書・学術情報資料の収集、 整理、保管、利用に関するこ と	6号館 1階	(授業・試験期間) 9：15～19：00 (その他の期間) 9：15～17：20	072-696-4947	

※期間によっては、受付時間を延長しています

聖アグネス寮

〒569-1042 大阪府高槻市南平台5丁目77番1号 TEL 072-694-3714

2020年4月1日発行

平安女学院大学
平安女学院大学短期大学部
教務チーム

京都キャンパス

〒602-8013 京都市上京区烏丸通下立売西入
電話(075)414-8160 (直通)／FAX(075)414-8159

高槻キャンパス

〒569-1092 高槻市南平台5丁目81番1号
電話(072)693-2462 (直通)／FAX(072)696-4919

学籍番号	
氏 名	